

---

# iシェアーズ・コア TOPIX ETF

---

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型 ※課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

---

## 投資信託説明書(請求目論見書)

2023年11月10日

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ブラックロック・ジャパン株式会社

1. i シェアーズ・コア TOPIX ETF (以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月9日に関東財務局長に提出しており、2023年11月10日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

発行者名	ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 有田 浩之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	株式会社東京証券取引所(所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

iシェアーズ・コア TOPIX ETF (以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり、1,506円とします。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額\*<sup>1</sup>とします。

取得申込受付日の午後3時までに、取得申込が行われかつ当該取得申込に係る指定参加者\*<sup>2</sup>所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

\*<sup>1</sup>「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては、100口当たりの価額で表示されます。

\*<sup>2</sup>「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込および交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

#### <基準価額の照会先>

日々の基準価額は、指定参加者または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号: 03-6703-4110 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

### (5) 【申込手数料】

指定参加者が独自に定める額とします。詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。

投資者は、申込手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)をお申込の指定参加者に支払うものとします。

## (6) 【申込単位】

1 クリエーション・ユニット\*以上1 クリエーション・ユニット単位

\* クリエーション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行うために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

1 クリエーション・ユニットの設定・交換を行うために必要なTOPIX（配当込み）（以下「対象指数」といいます。）を構成する株式（以下「対象指数構成銘柄」といいます。）および金銭の内容は、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル（以下「PCF」といいます。）として委託会社が決定し、指定参加者に提示します。

1 クリエーション・ユニットに対応する受益権の口数は、委託会社が毎営業日ごとに決定します。

## (7) 【申込期間】

2023年11月10日から2024年5月9日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「指定参加者」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4110（受付時間 営業日の9：00～17：00） ホームページ：www.blackrock.com/jp/
--

## (9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込に係る対象指数構成銘柄および金銭\*を、指定参加者の指定する日までに引渡すものとします。当該取得時の各銘柄の株式は、保護預けするものとします。

\* 受益権の取得申込者が、対象指数構成銘柄に含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。以下同じ。また当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、原則として、取得申込者は、対象指数構成銘柄における当該銘柄の時価総額に相当する金額および、当該銘柄を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。以下、本項において同じ。）を当該銘柄に代えて金銭にて、指定参加者に支払うものとします。

また、委託会社は、取得申込に係る対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込に応じて受益証券の受渡しが行われることとなる株式（以下「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、取得申込に係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込に応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額を徴することができるものとします。

## (10) 【払込取扱場所】

取得申込に係る対象指数構成銘柄および金銭をお申込の指定参加者にお引渡してください。なお、指定参加者によっては一部の支店・営業所等で取扱いを行わない場合があります。詳しくは、「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は以下のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

## (12) 【その他】

### ① 取得申込の方法

受益権の取得申込を行う投資者は、指定参加者の営業時間内において指定参加者所定の方法で申込を行います。

### ② 日本以外の地域における発行

ありません。

### ③ 申込不可日

委託会社は、次の1. から7. の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

1. 計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
2. 委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
5. 対象指数構成銘柄の売買停止日
6. このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
7. 上記1. から6. のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

### ④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、交換株式等は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払いもしくは交付が行われます。

(参考)

#### ◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、交換、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

### ⑤ 上場投資信託の取得申込・交換に関する清算制度について

指定参加者が、取得申込・交換に係るPCFまたは振替受益権の委託会社への受渡または支払いの債務の負担を株式会社日本証券クリアリング機構（「清算機関」といいます。）に申込み、これを清算機関が負担する場合は、取得申込・交換に係る受渡または支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① iシェアーズ・コア TOPIX ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、主としてTOPIX（配当込み）（以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。）に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。

委託会社は10兆円相当の有価証券および金銭を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

##### ② ファンドの特色

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して対象指数の現物化を図ろうとするものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

a. 受益権を東京証券取引所に上場します。

ファンドの受益権は、いつでも東京証券取引所で売買することができます。

売買単位は、1口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は原則として株式と同様です。

詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。

※取引所での市場価格は取引時間中に変動するものであり、取引所における需給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、ETFの市場価格は基準価額から乖離することがあります。

b. 追加設定・交換は一定口数以上の申込に限定されます。

対象指数に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、追加設定・交換を対象指数のポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。追加設定・交換はクリエーション・ユニットと呼ばれる単位毎によって行われます。

クリエーション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行うために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

c. 追加設定・交換は対象指数を構成する株式により行うことができます。

設定・交換を行うために必要な対象指数を構成する株式（以下「対象指数構成銘柄」といいます。）および金銭の内容は、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル（以下「PCF」といいます。）として委託会社が決定し、指定参加者に提示します。

ファンドの基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行われることを期待するものです。

d. ファンドは株式の貸付を行う場合があります。

株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に委託します。

◆ 商品分類 ◆

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。  
 なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分につき、表中に網掛け表示しております。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	日経225 TOPIX その他

[ 商品分類における定義 ]

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

[ 属性区分における定義 ]

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	株式 一般	大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
決算頻度	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	TOPIX	東証株価指数

※商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp/](http://www.toushin.or.jp/)）をご参照ください。

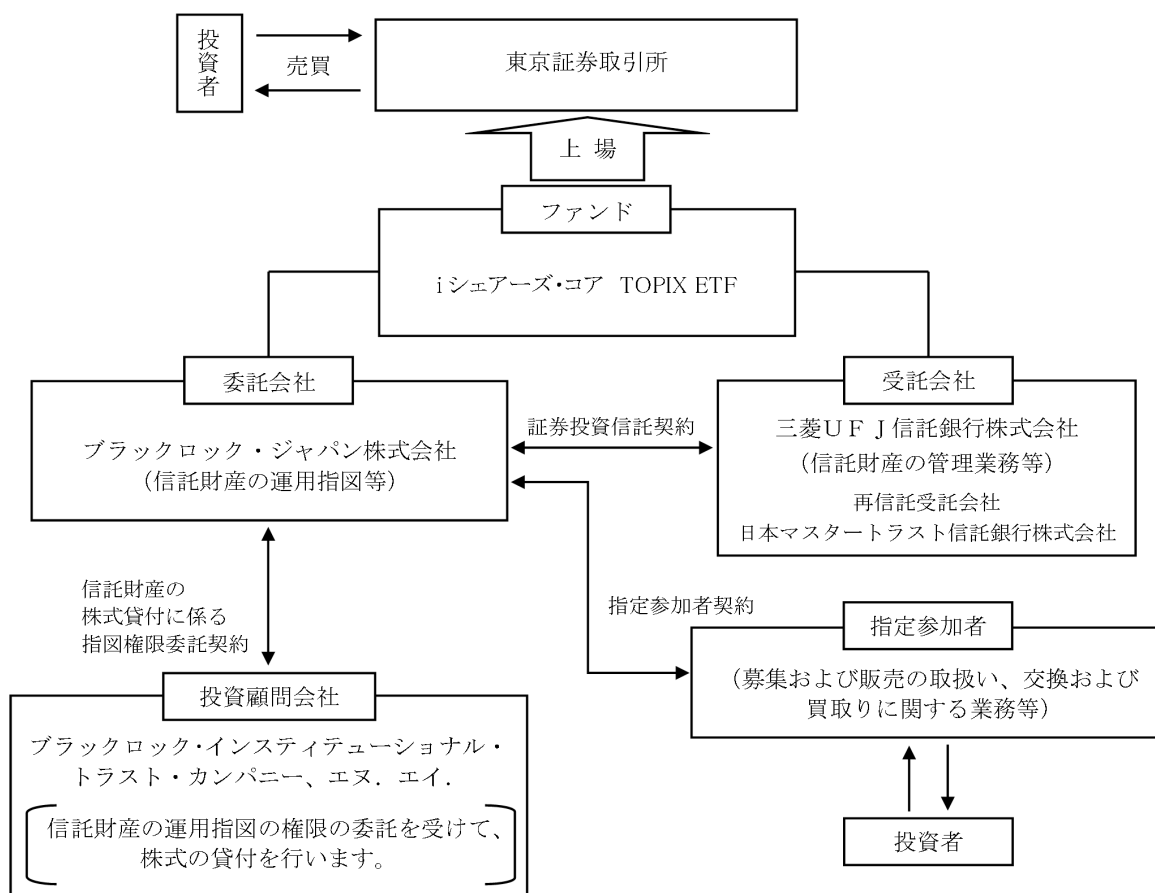
**（２）【ファンドの沿革】**

2015年10月19日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2015年10月20日	東京証券取引所へ上場
2018年11月10日	ファンド名称を「iシェアーズ TOPIX ETF」から「iシェアーズ・コア TOPIX ETF」へ変更



### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ① ファンドの仕組み



#### a. 証券投資信託契約

当契約は、当ファンドを成立させるにあたり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要内容は、運用の基本方針、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、信託の元本および収益の管理および運用指図に関する事項等です。

#### b. 指定参加者契約

指定参加者の指定、受益権の取得、交換の請求、指定参加者の取次業務および手数料に関する事項等が定められています。

#### c. 信託財産の株式貸付に係る指図権限委託契約

株式貸付代理人への株式貸付に係る指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

② 委託会社の概況

2023年7月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金の額 3,120百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ① ファンドは、主として対象指数に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、対象指数に高位に連動する投資成果を目指します。
- ② 次の場合には、組入銘柄の調整を行う場合があります。
  - ・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の指数採用株数に修正が行われた場合もしくは当該修正が公表された場合
  - ・対象指数の計算方法が変更された場合
  - ・このファンドにおける追加信託、交換が行われた場合
  - ・その他、委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用を達成するために必要と認めた場合なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。
- ③ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、業種構成比、銘柄別構成比等のポートフォリオ特性を限りなくベンチマークに近づけるようにポートフォリオを構築することにより、ベンチマークとの高い連動性を目指します。

※ 委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

#### ■東証株価指数(TOPIX)の著作権等について■

- 1.TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXの商標に関するすべての権利はJPXが有する。
- 2.JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- 3.JPXは、TOPIXの指数値及びTOPIXの商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- 4.JPXは、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。またJPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- 5.本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではない。
- 6.JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明、投資のアドバイスをする義務を負わない。
- 7.JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではない。
- 8.以上の項目に限らず、JPXは本件商品の発行等又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

## (2) 【投資対象】

### ① 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (a) 有価証券
  - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
  - (c) 金銭債権（預金、コール・ローンを含み(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - (d) 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - (a) 為替手形

### ② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託財産を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## （3）【運用体制】

### <運用体制>

- ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは投資委員会等の開催により、各ファンドの投資方針等にしがって運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。
- 当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（6名程度）が担当いたします。

### <意思決定プロセス>

- ▼ポートフォリオの運用を始めるに先立って、運用上の基本的事項（運用目標、運用方針、信託約款、運用上の制約条件等）について、株式インデックス運用部会議を開催し運用基本方針・運用計画を決定します。運用基本方針・運用計画は、投資委員会に報告されます。
- ▼ポートフォリオの構築・運用にあたって必要な投資環境分析、市場分析および運用モデルの設定等については、各運用部が主体となって行っているポートフォリオ・マネジメント会議にて行われます。運用モデルを用いることにより特定個人の恣意が働きにくい運用を遂行しておりますが、それらが有効に働いているかどうかのモニタリング・改善策や、相場急変時における対応策等も同会議にて審議されます。
- ▼投資委員会では、運用のリスクおよびパフォーマンスについて定期的に分析・検討を行います。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

### ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約9.42兆ドル\*（約1,362兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

\* 2023年6月末現在。（円換算レートは1ドル=144.535円を使用）

#### (4) 【分配方針】

- ① 年2回の毎決算時（原則として2月9日および8月9日。）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。
- ② 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、信託の計算期間ごとに、信託報酬ならびに約款に規定する諸費用およびこれらに係る消費税等（以下、本項目において「経費」といいます。）の額の合計額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を投資者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ③ 毎計算期末に信託財産から生じた下記の a. に掲げる利益の合計額は、b. に掲げる損失の合計額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後、次期に繰越します。
  - a. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換差益金
  - b. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換差損金

#### (5) 【投資制限】

＜当ファンドの約款で定める投資制限＞

- ① 投資する株式等への投資比率の制限  
株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、このファンドの当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。
- ② 投資する株式等の範囲
  - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。
  - b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
  - c. 対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ③ 株式の貸付の指図および範囲
  - a. 委託会社（約款に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下、本項において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を b. に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - b. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産の保有する株式の時価合計額を越えないこととします。
  - c. b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - d. 委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ④ 先物取引等の指図および範囲
  - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑥ デリバティブ取引等に係る投資制限

- a. 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- b. 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）を行いません。
- ・当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
  - ・当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
  - ・当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

⑦ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

⑧ 信用取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の交換等の事由により、b. の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 委託会社は、a. の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑨ 投資信託証券への投資割合

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

< 投信法で定める投資制限 >

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を越えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数



### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドに係る主なリスクは以下のとおりです。

##### ①基準価額の変動要因

###### a. 国内株式投資のリスク

日本国内に本拠を置く企業の普通株式を主要投資対象とします。したがって、国内の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

###### b. 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと、また契約期限どおりに貸付有価証券が返却されないこと等）が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

また、貸付有価証券等が返却されない等の契約不履行が生じた場合、借主より差し入れられた担保有価証券等（担保には、ブラックロック・グループが設定または運用するファンドが含まれる場合があります。）により清算処理を行います。貸付有価証券または担保有価証券の評価額の時価変動等により、ファンドが損失を被ることがあります。

これらのリスクを低減させるため、ファンドはブラックロックの関係会社との間の補償契約の対象となる場合があります。当該補償契約の対象となった場合、貸付契約不履行時に担保有価証券の価値が貸付有価証券の価値に満たなかった時には、当該補償により貸付有価証券の全てが補償されます。

##### ②連動対象とする指数に関する留意点

###### a. 対象指数と基準価額の乖離要因

当ファンドは、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

- ・ 信託財産で保有する有価証券と対象指数の構成銘柄が必ずしも一致しないこと
- ・ 基準価額算出に用いられる時価と対象指数算出に用いられる時価が必ずしも一致しないこと
- ・ 信託財産の構成時および対象指数の構成銘柄の変更などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ・ ポートフォリオを構築するまでの間、および組入銘柄の配当金等や権利処理によって信託財産に現金が発生すること
- ・ 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
- ・ 信託報酬等およびその他の諸費用を負担すること
- ・ 有価証券の貸付により、貸付報酬が得られること

###### b. 指数に関するリスク

当ファンドはベンチマークとなる指数の提供者が公表する価格や収益率に連動する運用成果を目指しますが、指数提供者による指数の構成や計算の局面における正確性は確保されていません。指数提供者は、指数の構成銘柄および計算方法等について開示していますが、指数に関するデータの品質、正確性または完全性について責任を負うものではなく、また、指数が開示された計算方法等に従って算出されたことを保証するものでもありません。当ファンドは、提供された指数に対して総合的な運用成果を得ることを目的としており、委託会社が指数提供者のエラーを補償し、またはその責任を負うものではありません。データの品質、正確性または完全性に関するエラーは時として起こり得るものであり、また、一定期間発見されず訂正されない可能性があります。指数提供者のエラーに関連する損益や費用は、当ファンドおよび投資者に帰属します。たとえば、指数に誤った構成銘柄が含まれる場合、公表された指数への連動を目指す当ファンドにおいても当該構成銘柄へのマーケット・エクスポージャーを有することとなる一方、他の構成銘柄へのエクスポージャーは低減することになります。このように、指数の誤りはファンドの運用成果に正または負の影響を及ぼす可能性があります。また、構成銘柄の誤りを修正する等のために指数が臨時にリバランスされ、それに伴いファンドのポートフォリオの調整が行われる場合、調整から生じる取引費用やマーケット・エクスポージャーは当ファンドが負担することになります。予定していないリバランスにより、ファンドの収益率が指数の収益率に正確に連動できないリスク（トラッキング・エ

ラーのリスク)にさらされる可能性があります。したがって、指数提供者による指数の誤りや臨時のリバランスは、当ファンドにかかる費用とマーケット・エクスポージャー・リスクを増大させる可能性があります。

### ③ファンド運営上のリスク

#### a. 取得申込の受付および交換請求の受付の停止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付および交換請求の受付を停止する場合があります。この場合、すでに受付けた受益権の取得申込または交換請求の取消を行う場合があります。

#### b. ファンドの繰上償還

ファンドは、以下に該当することとなった場合は、受託会社と合意の上、信託を終了させます。

(a) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

(b) 対象指数が廃止された場合

(c) 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って行う信託約款の変更が書面決議により否決された場合

また、ファンドは交換により受益権の口数が300万口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でファンドを償還させる場合があります。

#### c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があり、当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

当ファンド（上場投資信託証券に投資を行う場合は当該上場投資信託証券を含む。（以下「当ファンド等」といいます。））に関連する法域（当ファンド等の発行国、上場地域、販売地域もしくは投資対象地域、取引市場の属する法域、デリバティブ取引の取引契約または取引相手が属する法域他）の税法の変更は、当該法域における当ファンド等の納税申告区分に影響を与え、当ファンド等の運用成果に影響を与えます。具体的には、法令変更もしくは法令解釈の変更等により、投資収益への源泉徴収税その他の課税額の増加、当初予定された税還付が受けられなくなる、その他事情に伴い、当ファンド等の純資産価額が減少する可能性があります。

当ファンド等では、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）を遵守すべく所要の対応が行われています。ただし、必ずしもFATCAが常に遵守されることを保証するものではなく、対応に不備等が認められた場合は、米国資産に係る投資収益に対して30%の源泉徴収税が課され、それに伴い当ファンド等が損失を被る可能性があります。

#### d. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・ 経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

#### e. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

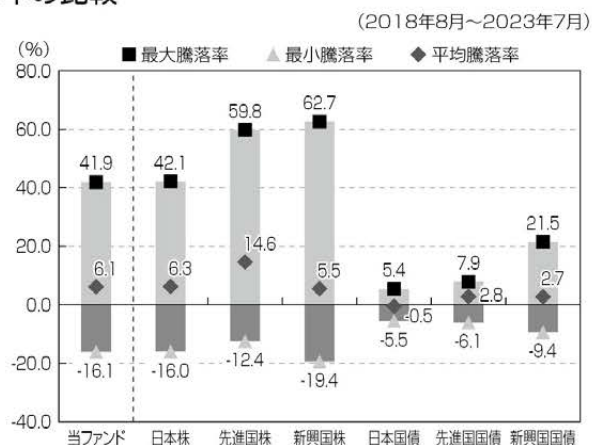
## (2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

- 日本株…………… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
※当ファンドのベンチマークとは異なります。
- 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株………… MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
- 日本国債………… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記グラフは過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### <各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

指定参加者は、当該指定参加者が定める申込手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。

詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

申込手数料は、取得時の商品説明、取得に関する事務手続き等の役務の対価として取得時にお支払いいただくものです。

##### (2)【換金（解約）手数料】

指定参加者は、投資者が交換を行うときおよび受益権の買取を行うときは、当該投資者から、指定参加者が独自に定める手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

交換（買取）時手数料は、交換または買取に関する事務手続き等の役務の対価として交換時または買取時にお支払いいただくものです。

##### (3)【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.0495%（税抜0.045%）以内の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

	信託報酬の配分		役務の内容
委託会社	純資産総額が 1兆円以下の部分	年0.033% (税抜0.03%)	ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等
	1兆円超 2兆円以下の部分	年0.0275% (税抜0.025%)	
	2兆円超 5兆円以下の部分	年0.022% (税抜0.02%)	
	5兆円超の部分	年0.0165% (税抜0.015%)	
受託会社	純資産総額が 1兆円以下の部分	年0.0165% (税抜0.015%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	1兆円超 2兆円以下の部分	年0.01375% (税抜0.0125%)	
	2兆円超 5兆円以下の部分	年0.011% (税抜0.01%)	
	5兆円超の部分		

上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

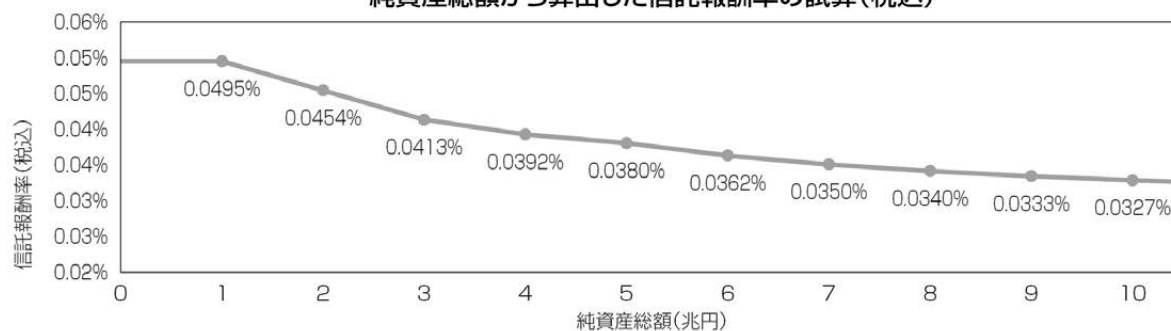
## 純資産総額に応じた段階料率について

信託報酬率は純資産総額に応じた段階料率を採用しております。

純資産総額	1兆円以下の部分	1兆円超 2兆円以下の部分	2兆円超 5兆円以下の部分	5兆円超の部分
信託報酬率 (税込、年率)	0.0495%	0.04125%	0.033%	0.0275%

よって、純資産総額の増加に伴い、信託報酬率は低下します。

純資産総額から算出した信託報酬率の試算(税込)



計算式は下記の通りです。

純資産総額	純資産総額から算出する信託報酬率の計算式
1兆円以下の場合	0.0495%
1兆円超 2兆円以下の場合	$\frac{1 \text{兆円} \times 0.0495\% + (\text{純資産総額} - 1 \text{兆円}) \times 0.04125\%}{\text{純資産総額}}$
2兆円超 5兆円以下の場合	$\frac{1 \text{兆円} \times 0.0495\% + (2 \text{兆円} - 1 \text{兆円}) \times 0.04125\% + (\text{純資産総額} - 2 \text{兆円}) \times 0.033\%}{\text{純資産総額}}$
5兆円超の場合	$\frac{1 \text{兆円} \times 0.0495\% + (2 \text{兆円} - 1 \text{兆円}) \times 0.04125\% + (5 \text{兆円} - 2 \text{兆円}) \times 0.033\% + (\text{純資産総額} - 5 \text{兆円}) \times 0.0275\%}{\text{純資産総額}}$

#### (4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中より支弁されます。
- ② 信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引等に要する費用は、その都度、信託財産中より支弁されます。
- ③ 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。
- ④ 下記の費用は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
  1. 上場に係る費用
  2. 対象指数の商標の使用料委託会社は、年0.0495%（税抜0.045%）を上限とする、上記の費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する額を、上記の費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。費用および費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁されます。
- ⑤ 取得申込の際に、指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式が対象指数構成銘柄に含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。以下、⑥および⑦において同じ。）を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。
- ⑥ 取得申込の対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込に応じて受益証券の受渡しが行われることとなる株式（以下「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。
- ⑦ 交換の際に交換請求を行った指定参加者もしくは交換請求者が対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合に、指定参加者または交換請求者が受取る受益権の時価評価額は、委託会社が別に定める金額を、当該株式を当該指定参加者もしくは交換請求者に代わり売却する際の経費として控除したものとなります。
- ⑧ 株式の貸付を行った場合はその都度、ファンドの収益となる品貸料に50%以内を乗じて得た額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

※その他の費用・手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

### ① 個人の投資者に対する課税

#### a. 受益権の売却時

原則として、譲渡益につき20.315% (所得税15.315%、地方税5%)の税率が適用となる「申告分離課税」の取扱いとなります。源泉徴収選択口座においては申告が不要となる特例があります。

#### b. 収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に20.315% (所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が適用となります。確定申告を行い申告分離課税または総合課税を選択することも可能です。総合課税を選択した場合、配当控除が適用され、株式の配当金と同様に扱われます。

#### c. 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、委託会社までお問い合わせください。

#### d. 譲渡損失と収益分配金との間の損益通算

売却時および交換時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、第一種金融商品取引業者で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

### ② 法人の投資者に対する課税

#### a. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### b. 収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に15.315% (所得税15.315%)の税率による源泉徴収が適用となります。収益分配金は益金不算入の対象となり、その限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

#### c. 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、委託会社までお問い合わせください。

※上記は2023年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税制優遇を含めた税金の各種取扱いは、個々の投資者の状況によって異なり、上記の内容はその完全性・網羅性を保証するものではありません。当ファンドの投資者に適用される税務の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

以下の運用状況は2023年7月末現在のものです。

「iシェアーズ・コア TOPIX ETF」

### (1)【投資状況】

資産の種類	金額（円）	投資比率（%）
株式	1,379,341,567,630	99.55
内 日本	1,379,341,567,630	99.55
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	6,173,081,778	0.45
純資産総額	1,385,514,649,408	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

	銘柄	国／地域	業種	数量	帳簿価額	評価額	投資比率 (%)
					単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	
1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	22,942,300	1,935.67 44,408,725,074	2,386.00 54,740,327,800	3.95
2	ソニーグループ	日本	電気機器	2,955,600	12,067.18 35,665,773,620	13,315.00 39,353,814,000	2.84
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	25,771,200	939.14 24,203,008,121	1,146.00 29,533,795,200	2.13
4	キーエンス	日本	電気機器	418,100	61,663.23 25,781,400,477	63,760.00 26,658,056,000	1.92
5	日本電信電話	日本	情報・通信業	134,302,300	156.38 21,003,450,519	162.90 21,877,844,670	1.58
6	三菱商事	日本	卸売業	2,695,200	4,928.93 13,284,468,117	7,265.00 19,580,628,000	1.41
7	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	2,924,700	5,661.65 16,558,630,957	6,694.00 19,577,941,800	1.41
8	日立製作所	日本	電気機器	2,052,100	7,267.17 14,912,971,408	9,298.00 19,080,425,800	1.38
9	東京エレクトロン	日本	電気機器	884,300	16,121.39 14,256,151,898	21,245.00 18,786,953,500	1.36
10	三井物産	日本	卸売業	3,137,300	4,161.26 13,055,141,932	5,541.00 17,383,779,300	1.25
11	任天堂	日本	その他製品	2,640,100	5,394.73 14,242,642,129	6,450.00 17,028,645,000	1.23
12	信越化学工業	日本	化学	3,481,900	4,029.14 14,029,077,402	4,679.00 16,291,810,100	1.18
13	武田薬品工業	日本	医薬品	3,711,500	4,273.53 15,861,218,189	4,341.00 16,111,621,500	1.16
14	第一三共	日本	医薬品	3,650,600	4,328.80 15,802,736,973	4,347.00 15,869,158,200	1.15
15	リクルートホールディングス	日本	サービス業	3,181,900	4,317.60 13,738,201,762	4,933.00 15,696,312,700	1.13
16	伊藤忠商事	日本	卸売業	2,724,000	4,310.20 11,741,008,146	5,750.00 15,663,000,000	1.13
17	本田技研工業	日本	輸送用機器	3,396,300	3,403.08 11,557,895,843	4,513.00 15,327,501,900	1.11
18	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	2,067,100	5,867.74 12,129,225,199	7,242.00 14,969,938,200	1.08
19	HOYA	日本	精密機器	886,100	14,465.21 12,817,628,584	16,530.00 14,647,233,000	1.06
20	ダイキン工業	日本	機械	504,100	23,792.91 11,994,010,029	28,690.00 14,462,629,000	1.04
21	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行業	5,951,200	2,051.38 12,208,201,486	2,404.00 14,306,684,800	1.03
22	KDDI	日本	情報・通信業	3,238,100	4,040.07 13,082,163,144	4,187.00 13,557,924,700	0.98
23	東京海上ホールディングス	日本	保険業	4,071,800	2,753.14 11,210,248,327	3,259.00 13,269,996,200	0.96
24	オリエンタルランド	日本	サービス業	2,273,000	4,522.48 10,279,607,765	5,450.00 12,387,850,000	0.89
25	ソフトバンク	日本	情報・通信業	6,735,000	1,526.66 10,282,119,002	1,578.00 10,627,830,000	0.77
26	村田製作所	日本	電気機器	1,267,100	7,736.46 9,802,870,515	8,325.00 10,548,607,500	0.76

	銘柄	国／ 地域	業種	数量	帳簿価額	評価額	投資 比率 (%)
					単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	
27	SMC	日本	機械	137,000	68,961.49 9,447,725,460	74,150.00 10,158,550,000	0.73
28	セブン&アイ・ホールディングス	日本	小売業	1,525,800	5,937.75 9,059,833,190	5,893.00 8,991,539,400	0.65
29	三菱電機	日本	電気機器	4,361,200	1,578.44 6,883,929,320	2,051.00 8,944,821,200	0.65
30	ファナック	日本	電気機器	2,037,400	4,643.11 9,459,891,545	4,348.00 8,858,615,200	0.64

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

b. 種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.33
	建設業	2.04
	食料品	3.25
	繊維製品	0.43
	パルプ・紙	0.17
	化学	5.94
	医薬品	4.93
	石油・石炭製品	0.43
	ゴム製品	0.70
	ガラス・土石製品	0.67
	鉄鋼	0.94
	非鉄金属	0.68
	金属製品	0.52
	機械	5.49
	電気機器	17.93
	輸送用機器	8.06
	精密機器	2.51
	その他製品	2.29
	電気・ガス業	1.30
	陸運業	2.89
	海運業	0.59
	空運業	0.51
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	8.06
	卸売業	6.92
	小売業	4.35
	銀行業	6.55
	証券、商品先物取引業	0.74
	保険業	2.29
	その他金融業	1.15
不動産業	1.80	
サービス業	4.89	
合計		99.55

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	時価評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪 取引所	TOPIX先物 2023年9月限	買建	264	5,952,251,512	6,143,280,000	0.44

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

2023年7月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末または各月末	純資産総額		1口当たりの純資産額		市場価格 (円)
	分配落 (円)	分配付 (円)	分配落 (円)	分配付 (円)	
第1期計算期間 (2016年8月9日)	42,217,902,417	42,860,254,497	1,314.48	1,334.48	1,314
第2期計算期間 (2017年2月9日)	54,659,469,638	55,093,117,478	1,512.55	1,524.55	1,513
第3期計算期間 (2017年8月9日)	84,549,216,343	85,332,369,643	1,619.40	1,634.40	1,619
第4期計算期間 (2018年2月9日)	141,499,731,910	142,231,664,353	1,739.91	1,748.91	1,741
第5期計算期間 (2018年8月9日)	189,781,370,171	191,515,199,435	1,751.33	1,767.33	1,752
第6期計算期間 (2019年2月9日)	310,132,990,166	312,127,895,696	1,554.62	1,564.62	1,555
第7期計算期間 (2019年8月9日)	255,066,207,388	258,086,784,886	1,519.97	1,537.97	1,522
第8期計算期間 (2020年2月9日)	318,784,367,719	322,058,950,165	1,752.32	1,770.32	1,750
第9期計算期間 (2020年8月9日)	392,688,151,360	396,438,724,975	1,570.51	1,585.51	1,584
第10期計算期間 (2021年2月9日)	637,279,543,618	641,831,181,618	1,960.15	1,974.15	1,958
第11期計算期間 (2021年8月9日)	648,573,440,351	655,509,269,594	1,963.72	1,984.72	1,961
第12期計算期間 (2022年2月9日)	773,969,470,264	780,977,710,684	1,987.87	2,005.87	1,989
第13期計算期間 (2022年8月9日)	742,489,289,417	753,035,349,753	1,971.32	1,999.32	1,973
第14期計算期間 (2023年2月9日)	898,459,576,770	907,778,157,321	2,024.73	2,045.73	2,024
第15期計算期間 (2023年8月9日)	1,361,188,929,735	1,375,760,541,135	2,335.34	2,360.34	2,336
2022年7月末現在	752,311,253,980	—	2,002.72	—	2,003
2022年8月末現在	746,764,124,317	—	1,998.39	—	1,995
2022年9月末現在	736,048,294,918	—	1,888.77	—	1,889
2022年10月末現在	775,551,414,301	—	1,984.91	—	1,985
2022年11月末現在	796,293,559,149	—	2,043.16	—	2,041
2022年12月末現在	830,072,236,198	—	1,949.71	—	1,950
2023年1月末現在	893,178,701,230	—	2,035.77	—	2,034
2023年2月末現在	902,506,444,469	—	2,033.85	—	2,032
2023年3月末現在	1,101,872,046,864	—	2,068.29	—	2,071
2023年4月末現在	1,095,587,723,484	—	2,123.92	—	2,125
2023年5月末現在	1,124,147,578,730	—	2,200.51	—	2,200
2023年6月末現在	1,282,363,668,157	—	2,366.58	—	2,389
2023年7月末現在	1,385,514,649,408	—	2,401.80	—	2,401

(注) 市場価格とは、東京証券取引所における当日終値です。ただし、当日の終値が見つからない場合においては、直近日の終値を記載しています。

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第1期計算期間	20
第2期計算期間	12
第3期計算期間	15
第4期計算期間	9
第5期計算期間	16
第6期計算期間	10
第7期計算期間	18
第8期計算期間	18
第9期計算期間	15
第10期計算期間	14
第11期計算期間	21
第12期計算期間	18
第13期計算期間	28
第14期計算期間	21
第15期計算期間	25

③【収益率の推移】

	1口当たり純資産額の収益率の推移	市場価格の収益率の推移
	収益率 (%)	収益率 (%)
第1期計算期間	△11.4	△12.7
第2期計算期間	16.0	15.1
第3期計算期間	8.1	7.0
第4期計算期間	8.0	7.5
第5期計算期間	1.6	0.6
第6期計算期間	△10.7	△11.2
第7期計算期間	△1.1	△2.1
第8期計算期間	16.5	15.0
第9期計算期間	△9.5	△9.5
第10期計算期間	25.7	23.6
第11期計算期間	1.3	0.2
第12期計算期間	2.1	1.4
第13期計算期間	0.6	△0.8
第14期計算期間	3.8	2.6
第15期計算期間	16.6	15.4

(注1) 各計算期間の1口当たり純資産額の収益率は、計算期間末の1口当たりの純資産額（分配付の額）から、当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たりの純資産額（分配落の額。以下「前期末1口当たり純資産額」といいます。）を控除した額を前期末1口当たり純資産額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。なお、第1期計算期間については、2016年8月9日の1口当たり純資産額（分配付の額）から設定時（設定日：2015年10月19日）の1口当たり純資産額を控除した額を、設定時の1口当たり純資産額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(注2) 各計算期間の市場価格の収益率は、計算期間末の市場価格から、当該計算期間の直前の計算期間末の市場価格（以下「前期末市場価格」といいます。）を控除した額を、前期末市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。なお、第1期計算期間については、2016年8月9日の市場価格から設定時（設定日：2015年10月19日）の市場価格を控除した額を、設定時の市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

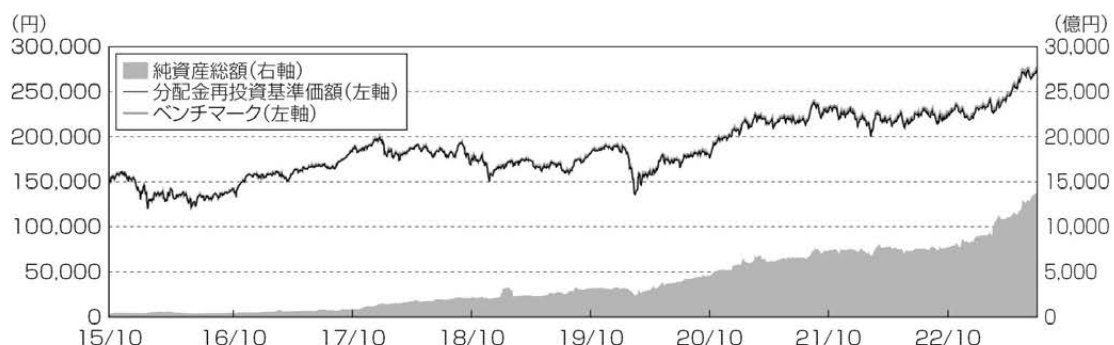
(4) 【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期計算期間	52,000,000	19,882,396
第2期計算期間	10,000,000	5,980,284
第3期計算期間	28,000,000	11,927,100
第4期計算期間	50,000,000	20,884,393
第5期計算期間	39,000,000	11,961,498
第6期計算期間	114,000,000	22,873,776
第7期計算期間	48,000,000	79,680,692
第8期計算期間	56,000,000	41,888,614
第9期計算期間	104,000,000	35,883,006
第10期計算期間	86,000,000	10,921,241
第11期計算期間	54,000,000	48,839,417
第12期計算期間	89,000,000	29,930,893
第13期計算期間	51,000,000	63,701,678
第14期計算期間	84,000,000	16,903,081
第15期計算期間	197,000,000	57,877,475

## 運用実績

2023年7月末現在

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。グラフ上のベンチマークについては、グラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出しています。

## 分配の推移

設定来累計		23,500円
第10期	2021年2月	1,400円
第11期	2021年8月	2,100円
第12期	2022年2月	1,800円
第13期	2022年8月	2,800円
第14期	2023年2月	2,100円

※分配金は税引前、100口当たり

## 主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

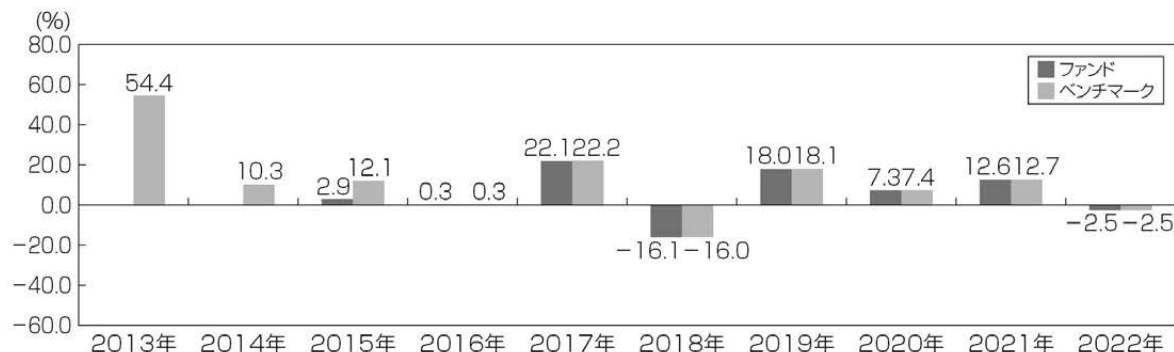
	銘柄名	業種	比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.0
2	ソニーグループ	電気機器	2.8
3	三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	2.1
4	キーエンス	電気機器	1.9
5	日本電信電話	情報・通信業	1.6
6	三菱商事	卸売業	1.4
7	三井住友フィナンシャルG	銀行業	1.4
8	日立	電気機器	1.4
9	東京エレクトロン	電気機器	1.4
10	三井物産	卸売業	1.3

## 年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、基準価額(分配金落後)をもとに算出しております。

※2013年および2014年はベンチマークの年間収益率を表示しています。

※2015年は、ファンドは設定日(10月19日)から年末までの収益率を、ベンチマークは年初から年末までの収益率を表示しています。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

申込期間中の毎営業日に、受益権の募集が行われます。指定参加者は、受益権の取得申込を受付けます。指定参加者については、下記の照会先までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4110（受付時間 営業日の9：00～17：00） ホームページ：www.blackrock.com/jp/
--

(2) 委託会社は、1クリエーション・ユニット相当の口数を取得するために必要な株式として委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭を、PCFとして、取得申込受付日の前営業日に指定参加者に提示します。

(3) 指定参加者は、受益権の取得申込を取次ぐことができ、指定参加者が取得申込を取次ぐ投資者にPCFを提示します。

#### (4) 受益権の取得申込の受付

委託会社は、取得申込受付日の午後3時までに委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で1クリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込を受付けます。

#### (5) 受益権の申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。なお、指定参加者は申込手数料（消費税等相当額を含む。）を徴収することができるものとします。当該申込手数料は、指定参加者が収受するものとします。

(6) (4)の規定にかかわらず、委託会社は、次の①から⑦の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

- ① 計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
- ② 委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ③ 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
- ④ 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
- ⑤ 対象指数構成銘柄の売買停止日
- ⑥ このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- ⑦ 上記①から⑥のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

(7) (2)に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者はこれに代えて当該株式に相当する金銭、およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭として委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。以下、(9)において同じ。）をもって当該一定口数の受益権を取得するものとします。また、(2)に規定する各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するものとします。

(8) (7)に該当する場合には、指定参加者は、委託会社にその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとします。この通知が取得申込の際に行われなかった場合において、信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

(9) 委託会社は、(2)に規定する各銘柄の株式に、配当落ち銘柄等が含まれる場合は、取得申込に係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込に応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に取得申込に係る対象指数構成銘柄に含まれる

当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額を徴することができるものとします。

- (10) 取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるPCFの委託会社への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。
- (11) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により(6)の規定にかかわらず、受益権の取得申込の受付の停止およびすでに受付けた取得申込の取消、またはその両方を行うことができます。
- (12) 指定参加者および取得申込者は取得申込日の午後3時以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の午後3時までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。
- (13) 指定参加者は、取得申込受付日から起算して3営業日目（以下「引渡期限」といいます。）までに当該取得申込に必要な株式および金銭を受託会社に引渡すものとします。
- (14) 委託会社は、指定参加者が受託会社に引渡そうとする株式の評価額が取得申込に係る1クリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。
- (15) 委託会社は、受託会社が(13)に規定する株式の引渡しを受けたことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて投資者に受益権を交付するものとします。
- (16) 指定参加者は、指定参加者もしくは取得申込者が委託会社に引渡すべき取得時のクリエーション・ユニットを構成する各銘柄および金銭の全部または一部の引渡し（以下「全部または一部の引渡し」といいます。）を引渡期限までに行うことが困難であると判断した場合、直ちに、委託会社および受託会社にこれを通知するものとします。
- (17) 委託会社は、(16)の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受付けた取得申込の取消を行うことができます。
- (18) (17)において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

## 2【換金（解約）手続等】

### (1) 信託の一部解約

投資者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

### (2) 受益権と信託財産に属する株式との交換

a. 指定参加者および一定口数以上の交換請求を行う投資者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託会社または指定参加者に対し、交換請求受付日の午後3時までに、1クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその信託財産に属する株式のうち、当該受益権の価額に相当する株式との交換を請求することができます。

b. 委託会社は、PCFを交換請求受付日の前営業日に指定参加者に提示します。

c. 指定参加者は、交換請求を取次ぎ、交換請求者にPCFを提示します。

d. 委託会社は、次の1. から7. の期日および期間については、交換請求に応じない場合があります。この場合、PCFは提示しません。

1. 計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
2. 委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
5. 対象指数構成銘柄の売買停止日
6. このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
7. 1. から6. のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

e. 交換時の受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。当該基準価額の算出方法、算出頻度については「第3 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1)資産の評価」をご覧ください。指定参加者は個別に定める取次ぎ手数料（消費税等相当額を含む。）を徴することができるものとします。

f. a. の交換の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、1. に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、指定参加者が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続を行います。

g. 受託会社は、1. の委託会社の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよびv. に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものと取り扱います。

h. 委託会社は、交換しようとする株式の評価額が交換請求に係る1クリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。

i. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消またはその両方を行うことができます。

- j. i. の規定により、交換請求の受付を中止したときは、当該受付中止以前に受け、かつ、委託会社が受付の取消を行わない場合の交換の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受けたものとして、e. の規定に準じて計算されたものとします。
- k. 指定参加者および交換請求者は交換請求日の午後3時以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の午後3時まで委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。
- l. 指定参加者および交換請求者が1クリエイション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって委託会社または指定参加者に提示してa. の請求を行い、委託会社はその請求を受けた場合には、委託会社は、当該請求に係る受益権と、当該受益権の価額に相当する株式との交換を行うよう委託会社に指図します。
- m. 交換の請求を行った指定参加者および交換請求者が、対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社である場合には、交換必要口数から、当該発行会社の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって得た時価から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更する為の取引に係る経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。）を控除した額とします。
- n. a. の投資者が取得できる個別銘柄の株式に、配当落ち銘柄等が含まれる場合は、委託会社はa. の規定にかかわらず、交換に係る株式のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、e. の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）にa. の投資者が取得できる個別銘柄の株式に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。
- o. 指定参加者および交換請求者は、委託会社の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行うものとします。受託会社は、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託会社の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行うものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、f. の交換の請求を受けた指定参加者が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託会社の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行うものとします。交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行います。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行われます。
- p. m. に該当する場合に指定参加者は交換の請求を行う際に委託会社にその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとします。
- q. p. の通知が交換の請求の際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。
- r. 指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託会社の指定する期限までに振替機関に受け付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託会社および受託会社にこれを通知するものとします。
- s. 委託会社は、r. の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受け付けた交換請求を取り消すことができます。

- t. s. において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。
- u. 委託会社は、指定参加者または交換請求者が抹消すべき振替受益権の振替口座からの抹消が完了したことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて交換請求者に株式を交付するものとします。
- v. 委託会社は交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

### (3) 受益権の買取り（買取請求制）

- a. 指定参加者は、次の1. と2. に該当する場合で、投資者の請求があるときは、買取請求受付日の午後3時までに受付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
  - 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
  - 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
- b. 買取価額は、買取請求を受付けた日の基準価額とします。
- c. 指定参加者は、受益権の買取りを行うときは、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。
- d. 指定参加者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- e. 受益権の買取りが停止された場合には、投資者は買取り停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、投資者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、上記に準じて計算されたものとします。

### (4) 信託終了時の交換等

- a. 委託会社は、この信託が終了することとなったときは、クレーション・ユニットの整数倍の受益権を有する投資者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。
- b. a. の交換は、指定参加者の営業所において行うものとします。
- c. a. の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、投資者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- d. 対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である投資者が、c. の定めによって交換する場合には、委託会社は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託会社に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。
- e. d. の規定により信託財産が買取った受益権については、d. の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。

- f. 指定参加者は、a. による交換を行うときは、当該投資者から指定参加者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。
- g. a. の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託会社が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。
- h. 委託会社は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（d. により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託会社は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
- i. a. およびc. の規定にかかわらず、次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに、委託会社が信託終了に関して指定する指定参加者が買取りを行うことを原則とします。
1. a. において、投資者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
  2. a. における1クリエーション・ユニットに満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）
- j. i. に規定する指定参加者は、i. の買取りを行うときは、当該指定参加者が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- k. 委託会社が信託終了に関して指定する指定参加者は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとし、交換により交付される株式に当該指定参加者の自社株式等が含まれる場合には、委託会社は受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### <基準価額>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額は組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、指定参加者または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、ファンドにおいては、基準価額は100口当たりの価額で表示されます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4110（受付時間 営業日の9：00～17：00）

##### <有価証券等の評価基準>

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、ファンドの繰上償還条項に該当することとなった場合には、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月10日から8月9日まで、および8月10日から翌年2月9日までとすることを原則とします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

##### ① 信託契約の終了

a. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が300万口を下回る事となった場合、その他この信託契約を終了することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

2. 対象指数が廃止された場合

3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が書面決議により否決された場合

なお、1. に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

c. 委託会社は、a. について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

d. c. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

e. c. の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

f. c. ～ e. までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c. ～ e. までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

g. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

h. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更 d. 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

i. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

1. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受託会社は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
2. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、a. の事項（a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. b. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. b. の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。



- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。
- f. b. ～ e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. a. ～ f. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a. ～ f. の規定にしたがいます。

### ③ 反対者の買取請求権

信託契約の終了または信託約款の重大な変更等を行う場合において、書面決議において当該終了または重大な約款変更等に反対した投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「① 信託契約の終了 c.」または「② 信託約款の変更 b.」に規定する書面に付記します。

### ④ 公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

### ⑤ 関係法人との契約の更改

受託会社との「証券投資信託契約」に係る契約の有効期間は、信託約款中に定められた信託の終了する日までとなっています。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

指定参加者との「指定参加者契約」は、指定参加者または委託会社に当該契約に定める事由が発生した場合、事前の催告および通知を必要とせず、当該契約を解除することができます。

「信託財産の有価証券貸付に係る指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

### ⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

### ⑦ 運用報告書の作成

当ファンドは運用報告書の作成・交付はいたしません。

#### 4【受益者の権利等】

投資者（受益者）の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

a. 収益分配金は、計算期間終了日において氏名もしくは名称、住所もしくは所在地および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所または所在地とします。以下同じ。）、その他受託会社が定める事項（以下「投資者（受益者）氏名等」といいます。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者\*」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領者とし、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における受益権の所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

\*受託会社は、この信託に係る受益者名簿を作成し、投資者（受益者）について、投資者（受益者）氏名等を、受益者名簿に名義登録するものとします。

また、計算期間終了日において、社振法関係法令等、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る投資者（受益者）として、その投資者（受益者）氏名等を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

b. 投資者は、原則として a. に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して a. の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は a. に規定する登録を受託会社（受託会社が a. において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接行うことができます。

c. b. に規定する名義登録の手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

d. 社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは別に定めるところによります。

e. 収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が、b. に規定する会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

f. 受託会社は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

g. 受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

h. 受託会社は、g. により委託会社に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する投資者に対する支払いにつき、その責に任じません。

i. 投資者が収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

**(2) 受益権と信託財産に属する株式との交換権**

投資者は、一定口数以上の受益権を持って、その持分に相当する信託財産に属する株式と交換することを請求できます。

**(3) 受益権の買取請求権**

投資者が保有する受益権の口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、投資者は、指定参加者に対して受益権の買取を請求することができます。

**(4) 信託終了時の交換請求権および買取請求権**

投資者は、信託が終了するときに、持分に応じて交換を請求する権利および買取を請求する権利を有します。投資者が、信託終了時による交換による有価証券および金銭については信託終了日から、買取代金についてはその支払開始日から、それぞれ10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。

**(5) 帳簿書類の閲覧権または謄写の請求権**

投資者は、委託会社に、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（2023年2月10日から2023年8月9日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiシェアーズ・コア TOPIX ETFの2023年2月10日から2023年8月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iシェアーズ・コア TOPIX ETFの2023年8月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 1 【財務諸表】

## 【iシェアーズ・コア TOPIX ETF】

### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 (2023年2月9日現在)	第15期 (2023年8月9日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	2,247,600,461	4,533,226,305
株式	894,746,446,920	1,354,594,589,410
派生商品評価勘定	98,000,462	89,842,027
未収入金	9,509,368,603	15,103,237,303
未収配当金	1,452,272,570	1,730,271,623
その他未収収益	45,316,402	49,065,208
差入委託証拠金	143,370,000	237,600,000
流動資産合計	908,242,375,418	1,376,337,831,876
<b>資産合計</b>	<b>908,242,375,418</b>	<b>1,376,337,831,876</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	585,396	12,333,539
前受金	103,209,300	93,469,379
未払収益分配金	9,318,580,551	14,571,611,400
未払受託者報酬	66,253,101	90,669,119
未払委託者報酬	132,506,189	181,338,099
その他未払費用	161,664,111	199,480,605
流動負債合計	9,782,798,648	15,148,902,141
<b>負債合計</b>	<b>9,782,798,648</b>	<b>15,148,902,141</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	668,275,348,086	877,793,870,736
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	230,184,228,684	483,395,058,999
(分配準備積立金)	53,513,682	456,493,095
元本等合計	898,459,576,770	1,361,188,929,735
<b>純資産合計</b>	<b>898,459,576,770</b>	<b>1,361,188,929,735</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>908,242,375,418</b>	<b>1,376,337,831,876</b>

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期 (自 2022年8月10日 至 2023年2月9日)	第15期 (自 2023年2月10日 至 2023年8月9日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	9,377,532,953	15,053,181,051
有価証券売買等損益	21,181,847,618	158,508,655,704
派生商品取引等損益	711,502,867	2,528,642,438
その他収益	313,614,391	437,423,194
営業収益合計	31,584,497,829	176,527,902,387
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	66,253,101	90,669,119
委託者報酬	132,506,189	181,338,099
その他費用	177,709,186	244,006,214
営業費用合計	376,468,476	516,013,432
営業利益又は営業損失(△)	31,208,029,353	176,011,888,955
経常利益又は経常損失(△)	31,208,029,353	176,011,888,955
当期純利益又は当期純損失(△)	31,208,029,353	176,011,888,955
期首剰余金又は期首欠損金(△)	175,261,901,345	230,184,228,684
剰余金増加額又は欠損金減少額	41,006,272,501	124,884,156,030
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	41,006,272,501	124,884,156,030
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,973,393,964	33,113,603,270
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,973,393,964	33,113,603,270
分配金	9,318,580,551	14,571,611,400
期末剰余金又は期末欠損金(△)	230,184,228,684	483,395,058,999



### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

株式は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価で評価しております。

##### (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

##### (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

##### (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算期間末日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

#### 3. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

##### (2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	第14期 (2023年2月9日現在)	第15期 (2023年8月9日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	443,741,931口	582,864,456口
2 1口当たり純資産額	2,024.73円	2,335.34円
3 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次の通りであります。 株式	112,468,997,190円	101,101,829,050円
4 有価証券の消費貸借契約の担保として、消費貸借により有価証券を受け入れており、当期末に保有している有価証券は次のとおりであります。 株式 公社債	54,160,984,475円 64,475,929,337円	13,103,949,364円 100,198,422,943円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第14期 (自 2022年8月10日 至 2023年2月9日)	第15期 (自 2023年2月10日 至 2023年8月9日)		
分配金の計算過程	A. 当期配当等収益額	9,691,147,344円	A. 当期配当等収益額	15,490,604,245円
	B. 分配準備積立金	57,415,365円	B. 分配準備積立金	53,513,682円
	C. 配当等収益合計額(A+B)	9,748,562,709円	C. 配当等収益合計額(A+B)	15,544,117,927円
	D. 経費	376,468,476円	D. 経費	516,013,432円
	E. 収益分配可能額(C-D)	9,372,094,233円	E. 収益分配可能額(C-D)	15,028,104,495円
	F. 収益分配金	9,318,580,551円	F. 収益分配金	14,571,611,400円
	G. 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)	53,513,682円	G. 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)	456,493,095円
	H. 口数	443,741,931口	H. 口数	582,864,456口
	I. 一口当たり分配金(F/H×計算口数)	21円	I. 一口当たり分配金(F/H×計算口数)	25円

(金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

### 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

### 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「国内株式投資のリスク」、「有価証券の貸付等におけるリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。

### 3 金融商品に係るリスク管理体制

#### (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され適切な調整を行います。

#### (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

#### (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## II 金融商品の時価等に関する事項

第14期 (2023年2月9日現在)	第15期 (2023年8月9日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) デリバティブ取引 同左  (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

## III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第14期 (2023年2月9日現在)	第15期 (2023年8月9日現在)
期首元本額	567,227,388,072円	668,275,348,086円
期中追加設定元本額	126,504,000,000円	296,682,000,000円
期中一部交換元本額	25,456,039,986円	87,163,477,350円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第14期 (2023年2月9日現在)	第15期 (2023年8月9日現在)
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	20,832,669,624	154,308,760,171
合計	20,832,669,624	154,308,760,171

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	第14期(2023年2月9日現在)				第15期(2023年8月9日現在)			
		契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1年超 (円)				うち 1年超 (円)		
市場 取引	株価指数 先物取引	3,565,500,700	—	3,663,000,000	97,499,300	5,952,130,621	—	6,029,760,000	77,629,379
	買建								
	合計	3,565,500,700	—	3,663,000,000	97,499,300	5,952,130,621	—	6,029,760,000	77,629,379

(注1) 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
極洋	18,800	3,770.00	70,876,000	800
ニッセイ	585,100	752.40	440,229,240	
マルハニチロ	83,300	2,448.00	203,918,400	46,600
雪国まいたけ	48,400	922.00	44,624,800	22,100
カネコ種苗	12,400	1,423.00	17,645,200	8,600
サカタのタネ	64,500	4,030.00	259,935,000	
ホクト	53,900	1,863.00	100,415,700	
ホクリヨウ	6,800	902.00	6,133,600	
ショーボンドホールディングス	78,700	5,832.00	458,978,400	1,000
ミライト・ワン	193,600	1,826.50	353,610,400	
タマホーム	36,800	3,535.00	130,088,000	
サンヨーホームズ	1,800	717.00	1,290,600	
日本アクア	19,500	942.00	18,369,000	12,300
ファーストコーポレーション	8,100	736.00	5,961,600	2,000
ベステラ	6,800	1,052.00	7,153,600	
Robot Home	104,500	196.00	20,482,000	18,800
キャンディル	2,800	608.00	1,702,400	200
住石ホールディングス	66,500	339.00	22,543,500	12,000
日鉄鉱業	22,600	4,585.00	103,621,000	3,100
三井松島ホールディングス	24,400	2,699.00	65,855,600	2,000
INPEX	2,164,100	1,814.50	3,926,759,450	
石油資源開発	68,000	4,720.00	320,960,000	
K&Oエナジーグループ	22,500	2,481.00	55,822,500	
ダイセキ環境ソリューション	8,500	1,180.00	10,030,000	
第一カッター興業	8,400	1,402.00	11,776,800	
明豊ファシリティワークス	13,900	732.00	10,174,800	
安藤・間	340,300	1,146.00	389,983,800	
東急建設	170,600	742.00	126,585,200	
コムシスホールディングス	186,800	3,095.00	578,146,000	137,400
ビーアールホールディングス	77,200	377.00	29,104,400	18,000
高松コンストラクショングループ	38,500	2,679.00	103,141,500	
東建コーポレーション	16,100	7,510.00	120,911,000	500
ソネック	1,600	968.00	1,548,800	
ヤマウラ	19,100	1,191.00	22,748,100	800
オリエンタル白石	217,700	307.00	66,833,900	
大成建設	383,000	4,833.00	1,851,039,000	268,700
大林組	1,463,800	1,260.00	1,844,388,000	1,033,200
清水建設	1,160,600	979.80	1,137,155,880	
飛島建設	53,000	1,351.00	71,603,000	
長谷工コーポレーション	422,500	1,837.00	776,132,500	
松井建設	54,000	744.00	40,176,000	29,000
銭高組	3,200	3,195.00	10,224,000	
鹿島建設	907,500	2,378.00	2,158,035,000	
不動テトラ	38,900	1,824.00	70,953,600	
大末建設	10,200	1,441.00	14,698,200	
鉄建建設	23,500	1,998.00	46,953,000	
西松建設	66,400	3,536.00	234,790,400	
三井住友建設	365,500	372.00	135,966,000	
大豊建設	15,200	3,910.00	59,432,000	8,300
佐田建設	24,500	467.00	11,441,500	
ナカノブドー建設	43,500	386.00	16,791,000	23,900

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
奥村組	65,500	4,250.00	278,375,000	
東鉄工業	57,200	2,581.00	147,633,200	1,800
イチケン	5,900	2,054.00	12,118,600	
富士ピー・エス	5,700	444.00	2,530,800	1,000
浅沼組	32,800	3,380.00	110,864,000	
戸田建設	503,500	791.00	398,268,500	156,600
熊谷組	66,800	3,030.00	202,404,000	
北野建設	4,800	3,010.00	14,448,000	3,200
植木組	4,900	1,394.00	6,830,600	
矢作建設工業	60,700	1,205.00	73,143,500	
ピーエス三菱	57,300	780.00	44,694,000	
日本ハウスホールディングス	74,400	365.00	27,156,000	200
大東建託	150,600	15,355.00	2,312,463,000	
新日本建設	59,000	1,243.00	73,337,000	38,400
東亜道路工業	14,400	4,700.00	67,680,000	
日本道路	8,100	9,150.00	74,115,000	
東亜建設工業	36,000	3,100.00	111,600,000	
日本国土開発	139,300	601.00	83,719,300	
若築建設	15,100	2,973.00	44,892,300	10,500
東洋建設	135,600	1,099.00	149,024,400	
五洋建設	580,300	805.10	467,199,530	
世紀東急工業	52,600	1,503.00	79,057,800	
福田組	12,100	4,745.00	57,414,500	4,900
日本ドライケミカル	6,000	2,009.00	12,054,000	
住友林業	353,500	3,824.00	1,351,784,000	
日本基礎技術	18,200	488.00	8,881,600	
巴コーポレーション	59,300	515.00	30,539,500	
大和ハウス工業	1,131,800	3,834.00	4,339,321,200	
ライト工業	73,200	2,036.00	149,035,200	
積水ハウス	1,241,000	2,901.50	3,600,761,500	
日特建設	48,400	1,079.00	52,223,600	
北陸電気工事	16,100	884.00	14,232,400	
ユアテック	80,400	857.00	68,902,800	
日本リーテック	38,900	1,228.00	47,769,200	
四電工	14,400	2,314.00	33,321,600	
中電工	62,300	2,344.00	146,031,200	
関電工	224,300	1,211.00	271,627,300	
きんでん	288,100	1,951.00	562,083,100	10,900
東京エネシス	51,000	962.00	49,062,000	
トーエネック	10,100	3,745.00	37,824,500	
住友電設	43,400	2,942.00	127,682,800	4,100
日本電設工業	63,200	2,022.00	127,790,400	
エクシオグループ	188,500	2,938.00	553,813,000	
新日本空調	28,200	2,241.00	63,196,200	
九電工	99,500	4,146.00	412,527,000	53,000
三機工業	98,100	1,555.00	152,545,500	
日揮ホールディングス	404,800	2,055.50	832,066,400	206,000
中外炉工業	7,600	2,128.00	16,172,800	
ヤマト	21,800	880.00	19,184,000	
太平電業	22,400	4,430.00	99,232,000	
高砂熱学工業	99,700	2,596.00	258,821,200	
三晃金属工業	3,900	3,935.00	15,346,500	
NEC ネットズエスアイ	141,500	1,890.00	267,435,000	
朝日工業社	12,000	2,319.00	27,828,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
明星工業	68,900	906.00	62,423,400	
大気社	47,400	4,085.00	193,629,000	
ダイダン	31,300	2,940.00	92,022,000	
日比谷総合設備	42,800	2,172.00	92,961,600	2,800
ニッポン	110,300	2,025.00	223,357,500	
日清製粉グループ本社	380,000	1,820.00	691,600,000	246,800
日東富士製粉	4,700	4,865.00	22,865,500	
昭和産業	42,600	2,918.00	124,306,800	
鳥越製粉	48,400	630.00	30,492,000	17,300
中部飼料	57,900	1,106.00	64,037,400	
フィード・ワン	64,700	768.00	49,689,600	
東洋精糖	2,100	1,832.00	3,847,200	
日本甜菜製糖	16,400	1,952.00	32,012,800	
DM三井製糖ホールディングス	45,700	2,895.00	132,301,500	
塩水港精糖	56,400	233.00	13,141,200	2,000
ウェルネオシュガー	17,800	2,148.00	38,234,400	
L I F U L L	145,200	251.00	36,445,200	
M I X I	97,800	2,521.00	246,553,800	36,700
ジェイエイシーリクルートメント	39,200	2,745.00	107,604,000	
日本M&Aセンターホールディングス	738,300	708.40	523,011,720	137,300
メンバーズ	11,800	1,236.00	14,584,800	8,200
中広	2,700	410.00	1,107,000	
UTグループ	61,400	2,692.00	165,288,800	
アイティメディア	13,300	1,147.00	15,255,100	
E・Jホールディングス	20,200	1,599.00	32,299,800	
オープンアップグループ	124,300	2,128.00	264,510,400	27,300
コシダカホールディングス	129,900	1,240.00	161,076,000	
アルトナー	6,600	1,773.00	11,701,800	
パソナグループ	51,800	1,627.00	84,278,600	
CDS	7,300	1,740.00	12,702,000	
リンクアンドモチベーション	128,500	418.00	53,713,000	3,300
エス・エム・エス	163,200	2,769.00	451,900,800	
サニーサイドアップグループ	8,300	661.00	5,486,300	5,800
パーソルホールディングス	473,100	2,772.50	1,311,669,750	191,600
リニカル	16,900	778.00	13,148,200	
クックパッド	142,600	163.00	23,243,800	
エスクリ	9,700	390.00	3,783,000	5,100
アイ・ケイ・ケイホールディングス	15,500	650.00	10,075,000	5,900
森永製菓	73,700	5,012.00	369,384,400	
中村屋	7,500	3,090.00	23,175,000	5,200
江崎グリコ	117,300	3,805.00	446,326,500	
名糖産業	9,300	1,646.00	15,307,800	
井村屋グループ	18,400	2,330.00	42,872,000	
不二家	25,600	2,450.00	62,720,000	
山崎製パン	276,400	2,496.50	690,032,600	
第一屋製パン	2,700	393.00	1,061,100	1,800
モロゾフ	11,000	3,625.00	39,875,000	4,500
亀田製菓	23,300	4,280.00	99,724,000	11,300
寿スピリッツ	43,700	11,240.00	491,188,000	25,600
カルビー	187,600	2,738.00	513,648,800	130,400
森永乳業	73,100	5,558.00	406,289,800	
六甲バター	40,600	1,344.00	54,566,400	
ヤクルト本社	293,600	7,830.00	2,298,888,000	
明治ホールディングス	503,800	3,661.00	1,844,411,800	18,900



銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
雪印メグミルク	100,700	2,229.00	224,460,300	
プリマハム	55,600	2,369.00	131,716,400	38,500
日本ハム	160,700	4,389.00	705,312,300	
林兼産業	6,100	499.00	3,043,900	
丸大食品	51,600	1,668.00	86,068,800	100
S Foods	48,300	3,420.00	165,186,000	
柿安本店	13,300	2,371.00	31,534,300	2,800
伊藤ハム米久ホールディングス	318,900	738.00	235,348,200	
学情	16,500	1,876.00	30,954,000	
スタジオアリス	17,900	2,179.00	39,004,100	12,500
クロスキャット	21,400	1,019.00	21,806,600	
シミックホールディングス	19,800	1,732.00	34,293,600	
エブコ	8,600	746.00	6,415,600	
システナ	719,900	251.00	180,694,900	
N J S	7,200	3,035.00	21,852,000	
デジタルアーツ	26,000	4,830.00	125,580,000	
日鉄ソリューションズ	69,400	3,805.00	264,067,000	9,600
総合警備保障	796,200	868.90	691,818,180	356,300
キューブシステム	18,500	1,168.00	21,608,000	
いちご	473,200	270.00	127,764,000	
日本駐車場開発	437,900	209.00	91,521,100	
コア	12,800	1,710.00	21,888,000	
カカクコム	314,900	1,716.00	540,368,400	
アイロムグループ	13,700	1,773.00	24,290,100	9,500
セントケア・ホールディング	46,300	777.00	35,975,100	
サイネックス	9,300	665.00	6,184,500	400
ルネサンス	21,200	897.00	19,016,400	14,800
ディップ	72,000	3,330.00	239,760,000	
S B Sホールディングス	37,800	3,260.00	123,228,000	10,100
デジタルホールディングス	42,100	1,044.00	43,952,400	26,500
新日本科学	45,500	2,389.00	108,699,500	3,900
キャリアデザインセンター	7,900	1,913.00	15,112,700	
ベネフィット・ワン	202,300	1,221.50	247,109,450	140,200
エムスリー	847,700	3,056.00	2,590,571,200	
ツカダ・グローバルホールディング	19,300	527.00	10,171,100	
プラス	5,300	862.00	4,568,600	1,600
アウトソーシング	279,200	1,137.00	317,450,400	193,300
ウェルネット	32,600	569.00	18,549,400	
ワールドホールディングス	16,900	2,471.00	41,759,900	
ディー・エヌ・エー	170,400	1,665.00	283,716,000	87,800
博報堂DYホールディングス	547,200	1,608.50	880,171,200	381,700
ぐるなび	73,000	335.00	24,455,000	
タカミヤ	55,700	544.00	30,300,800	2,600
ジャパンベストレスキューシステム	34,300	736.00	25,244,800	
ファンコミュニケーションズ	117,000	395.00	46,215,000	
ライク	13,900	1,597.00	22,198,300	
ビジネス・ブレイクスルー	11,800	414.00	4,885,200	500
エスプール	125,800	504.00	63,403,200	
WDBホールディングス	18,500	2,066.00	38,221,000	
手間いらず	5,900	3,320.00	19,588,000	4,100
ティア	15,200	446.00	6,779,200	
CDG	1,500	1,329.00	1,993,500	500
アドウェイズ	57,900	613.00	35,492,700	33,300
パリュウコマース	32,600	1,246.00	40,619,600	

銘柄	株 式 数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単 価	金 額	
インフォマート	446,800	428.00	191,230,400	
サッポロホールディングス	135,400	3,730.00	505,042,000	93,900
アサヒグループホールディングス	949,500	5,416.00	5,142,492,000	427,700
キリンホールディングス	1,711,700	1,997.50	3,419,120,750	137,000
宝ホールディングス	284,500	1,286.00	365,867,000	149,600
オエノンホールディングス	175,300	361.00	63,283,300	
養命酒製造	9,800	1,888.00	18,502,400	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	321,900	1,664.00	535,641,600	
ライフドリンク カンパニー	7,600	3,120.00	23,712,000	
サントリー食品インターナショナル	289,300	5,030.00	1,455,179,000	
ダイドーグループホールディングス	21,400	5,460.00	116,844,000	4,900
伊藤園	138,900	4,217.00	585,741,300	96,300
キーコーヒー	51,800	2,100.00	108,780,000	10,000
ユニカフェ	6,400	912.00	5,836,800	
ジャパンフーズ	2,900	1,072.00	3,108,800	
日清オイリオグループ	57,300	3,955.00	226,621,500	
不二製油グループ本社	97,100	2,211.00	214,688,100	69,200
かどや製油	3,000	3,450.00	10,350,000	
J-オイルミルズ	46,300	1,740.00	80,562,000	
ローソン	109,600	7,206.00	789,777,600	
サンエー	34,600	4,835.00	167,291,000	
カワチ薬品	39,900	2,313.00	92,288,700	
エービーシー・マート	63,800	7,770.00	495,726,000	
ハードオフコーポレーション	11,600	1,463.00	16,970,800	
高千穂交易	11,000	3,150.00	34,650,000	
アスクル	93,100	1,926.00	179,310,600	20,800
ゲオホールディングス	43,700	1,821.00	79,577,700	22,400
アダストリア	52,200	2,927.00	152,789,400	
ジーフット	9,300	284.00	2,641,200	6,500
シー・ヴィ・エス・ベイエリア	3,000	823.00	2,469,000	1,700
オルパヘルスケアホールディングス	2,700	1,736.00	4,687,200	1,000
伊藤忠食品	8,700	5,470.00	47,589,000	
くら寿司	51,700	3,115.00	161,045,500	18,900
キャンドウ	12,600	2,863.00	36,073,800	
エレマテック	40,400	1,745.00	70,498,000	
I Kホールディングス	8,000	373.00	2,984,000	
パルグループホールディングス	42,800	4,105.00	175,694,000	11,100
エディオン	177,100	1,435.00	254,138,500	113,700
あらた	37,000	5,470.00	202,390,000	
サーラコーポレーション	105,700	721.00	76,209,700	
ワッツ	8,300	630.00	5,229,000	700
トーマンデバイス	5,200	4,860.00	25,272,000	2,600
ハローズ	19,700	3,800.00	74,860,000	
J Pホールディングス	123,400	302.00	37,266,800	45,500
フジオフードグループ本社	43,300	1,418.00	61,399,400	1,100
あみやき亭	8,400	3,350.00	28,140,000	
東京エレクトロン デバイス	16,000	9,860.00	157,760,000	9,200
ひらまつ	70,000	250.00	17,500,000	43,700
円谷フィールズホールディングス	74,100	3,300.00	244,530,000	29,400
双日	440,100	3,087.00	1,358,588,700	
アルフレッサ ホールディングス	443,200	2,394.50	1,061,242,400	280,700
大黒天物産	12,300	6,340.00	77,982,000	
ハニーズホールディングス	34,800	1,600.00	55,680,000	27,700
ファーマライズホールディングス	4,500	644.00	2,898,000	2,400

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
キッコーマン	272,300	7,853.00	2,138,371,900	24,800
味の素	992,200	5,713.00	5,668,438,600	77,700
ブルドックソース	19,200	2,050.00	39,360,000	
キューピー	220,800	2,397.00	529,257,600	155,500
ハウス食品グループ本社	126,500	3,082.00	389,873,000	58,200
カゴメ	176,700	3,302.00	583,463,400	128,300
焼津水産化学工業	13,900	1,165.00	16,193,500	
アリアケジャパン	36,500	5,036.00	183,814,000	
ピエトロ	1,900	1,817.00	3,452,300	
エバラ食品工業	7,200	2,953.00	21,261,600	
やまみ	4,000	1,419.00	5,676,000	
ニチレイ	187,100	3,360.00	628,656,000	
横浜冷凍	130,700	1,275.00	166,642,500	82,600
東洋水産	207,700	5,932.00	1,232,076,400	
イトアンドホールディングス	16,500	2,154.00	35,541,000	10,800
大冷	1,600	1,962.00	3,139,200	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	21,900	1,106.00	24,221,400	200
日清食品ホールディングス	144,500	12,895.00	1,863,327,500	
永谷園ホールディングス	17,200	2,197.00	37,788,400	
一正蒲鉾	9,900	732.00	7,246,800	100
フジッコ	43,700	1,921.00	83,947,700	6,500
ロック・フィールド	54,700	1,521.00	83,198,700	22,500
日本たばこ産業	2,497,000	3,097.00	7,733,209,000	1,442,500
ケンコーマヨネーズ	24,100	1,307.00	31,498,700	400
わらべや日洋ホールディングス	31,500	2,756.00	86,814,000	
なとり	20,700	1,990.00	41,193,000	8,200
イフジ産業	3,900	1,212.00	4,726,800	
ファーマフーズ	57,700	1,747.00	100,801,900	
北の達人コーポレーション	176,900	241.00	42,632,900	122,400
ユウグレナ	255,800	859.00	219,732,200	187,200
紀文食品	42,700	1,110.00	47,397,000	
ピックルスホールディングス	18,600	1,229.00	22,859,400	
スター・マイカ・ホールディングス	40,500	606.00	24,543,000	
SREホールディングス	18,100	3,290.00	59,549,000	12,600
ADワークスグループ	65,000	196.00	12,740,000	
片倉工業	40,000	1,647.00	65,880,000	
グンゼ	29,700	4,555.00	135,283,500	
ヒューリック	958,700	1,235.00	1,183,994,500	
神栄	4,300	1,298.00	5,581,400	400
ラサ商事	14,800	1,506.00	22,288,800	
アルペン	39,000	1,912.00	74,568,000	700
ハブ	14,300	966.00	13,813,800	
ラクーンホールディングス	40,100	721.00	28,912,100	27,200
クオールホールディングス	58,500	1,861.00	108,868,500	
アルコニックス	56,200	1,344.00	75,532,800	
神戸物産	341,600	3,824.00	1,306,278,400	195,900
ソリトンシステムズ	20,300	1,126.00	22,857,800	
ジンズホールディングス	23,500	3,575.00	84,012,500	
ビックカメラ	234,900	1,070.00	251,343,000	95,600
DCMホールディングス	256,600	1,209.00	310,229,400	9,100
ペッパーフードサービス	83,400	127.00	10,591,800	36,600
ハイパー	2,900	449.00	1,302,100	
Monotaro	625,900	1,806.00	1,130,375,400	324,500
東京一番フーズ	43,700	522.00	22,811,400	23,500

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
DDグループ	19,800	1,456.00	28,828,800	
あい ホールディングス	68,000	2,220.00	150,960,000	5,700
ディービーエックス	6,000	819.00	4,914,000	600
きちりホールディングス	7,800	865.00	6,747,000	
アークランドサービスホールディングス	36,800	3,045.00	112,056,000	5,000
J. フロント リテイリング	548,900	1,483.00	814,018,700	
ドトール・日レスホールディングス	77,400	2,254.00	174,459,600	
マツキヨココカラ&カンパニー	267,700	8,299.00	2,221,642,300	13,500
ブロンコビリー	23,100	2,918.00	67,405,800	
ZOZO	291,800	2,654.50	774,583,100	
トレジャー・ファクトリー	20,700	1,476.00	30,553,200	
物語コーポレーション	71,000	3,385.00	240,335,000	
三越伊勢丹ホールディングス	743,400	1,700.00	1,263,780,000	524,300
東洋紡	181,900	999.60	181,827,240	11,100
ユニチカ	156,200	206.00	32,177,200	
富士紡ホールディングス	12,800	3,485.00	44,608,000	
日清紡ホールディングス	318,100	1,092.50	347,524,250	
倉敷紡績	35,600	2,271.00	80,847,600	
ダイワボウホールディングス	180,500	2,676.00	483,018,000	
シキボウ	13,200	1,028.00	13,569,600	
日東紡績	47,200	3,725.00	175,820,000	17,500
トヨタ紡織	174,500	2,639.00	460,505,500	3,300
マクニカホールディングス	104,500	6,230.00	651,035,000	
H a m e e	12,000	1,095.00	13,140,000	
マーケットエンタープライズ	2,900	1,500.00	4,350,000	
ラクト・ジャパン	14,600	2,004.00	29,258,400	
ウエルシアホールディングス	228,600	2,765.00	632,079,000	18,800
クリエイトSDホールディングス	72,600	3,580.00	259,908,000	
グリムス	17,100	2,659.00	45,468,900	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	66,400	983.00	65,271,200	
八洲電機	50,300	1,274.00	64,082,200	300
メディアスホールディングス	18,200	762.00	13,868,400	12,700
レスターホールディングス	46,700	2,321.00	108,390,700	
ジュテックホールディングス	4,200	1,148.00	4,821,600	
丸善CHIホールディングス	57,000	333.00	18,981,000	24,900
大光	9,800	588.00	5,762,400	
OCHIホールディングス	8,400	1,344.00	11,289,600	
TOKAIホールディングス	229,400	901.00	206,689,400	
黒谷	9,500	630.00	5,985,000	6,600
ミサワ	3,600	612.00	2,203,200	1,100
ティーライフ	3,800	1,408.00	5,350,400	1,300
C o m i n i x	1,600	818.00	1,308,800	
エー・ピーホールディングス	6,800	936.00	6,364,800	500
三洋貿易	54,000	1,315.00	71,010,000	
チムニー	9,000	1,422.00	12,798,000	6,300
シュッピン	33,500	1,206.00	40,401,000	10,300
ビューティガレージ	6,200	4,555.00	28,241,000	
オイシックス・ラ・大地	58,500	2,223.00	130,045,500	40,600
ウイン・パートナーズ	40,600	1,050.00	42,630,000	10,100
ネクステージ	101,500	3,380.00	343,070,000	70,200
ジョイフル本田	128,300	1,695.00	217,468,500	83,200
鳥貴族ホールディングス	14,400	2,680.00	38,592,000	
ホットランド	40,400	1,695.00	68,478,000	700
すかいらくホールディングス	603,600	1,885.00	1,137,786,000	409,200

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
SFPホールディングス	21,600	2,265.00	48,924,000	9,100
綿半ホールディングス	46,200	1,350.00	62,370,000	7,200
日本毛織	123,200	1,213.00	149,441,600	
ダイトウボウ	61,300	94.00	5,762,200	
トーア紡コーポレーション	4,000	467.00	1,868,000	
ダイドーリミテッド	57,400	289.00	16,588,600	39,600
ヨシックスホールディングス	6,400	2,636.00	16,870,400	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	147,200	1,119.00	164,716,800	75,100
三栄建築設計	14,900	1,530.00	22,797,000	10,400
野村不動産ホールディングス	257,200	3,510.00	902,772,000	
三重交通グループホールディングス	75,500	565.00	42,657,500	
サムティ	66,400	2,246.00	149,134,400	
ディア・ライフ	58,400	872.00	50,924,800	
コーセーアールイー	10,100	804.00	8,120,400	1,600
地主	34,400	1,894.00	65,153,600	
プレサンスコーポレーション	60,600	2,040.00	123,624,000	2,400
フィル・カンパニー	6,000	754.00	4,524,000	
THEグローバル社	20,100	266.00	5,346,600	10,000
ハウスコム	4,000	901.00	3,604,000	
JPMC	10,600	1,081.00	11,458,600	
サンセイランディック	3,500	980.00	3,430,000	
エストラスト	1,600	644.00	1,030,400	
フージャースホールディングス	63,400	1,070.00	67,838,000	
オープンハウスグループ	150,500	5,407.00	813,753,500	24,400
東急不動産ホールディングス	1,235,700	864.30	1,068,015,510	
飯田グループホールディングス	360,000	2,514.00	905,040,000	20,100
イーランド	3,600	1,501.00	5,403,600	
ムゲンエステート	35,100	960.00	33,696,000	
帝国繊維	51,100	1,706.00	87,176,600	15,900
日本コークス工業	392,400	110.00	43,164,000	8,400
ゴルフダイジェスト・オンライン	17,800	744.00	13,243,200	10,100
ミタチ産業	9,300	1,039.00	9,662,700	
BEENOS	16,600	1,695.00	28,137,000	3,400
あさひ	38,900	1,274.00	49,558,600	21,200
日本調剤	24,800	1,388.00	34,422,400	
コスモス薬品	43,700	16,875.00	737,437,500	400
シップヘルスケアホールディングス	158,700	2,408.00	382,149,600	8,400
トーエル	12,100	749.00	9,062,900	
ソフトクリエイトホールディングス	33,400	1,806.00	60,320,400	6,400
セブン&アイ・ホールディングス	1,521,700	6,044.00	9,197,154,800	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	333,700	1,159.00	386,758,300	50,000
明治電機工業	9,100	1,413.00	12,858,300	
ツルハホールディングス	92,700	10,715.00	993,280,500	4,900
デリカフーズホールディングス	12,500	640.00	8,000,000	
スターティアホールディングス	6,300	1,184.00	7,459,200	
サンマルクホールディングス	42,700	1,871.00	79,891,700	
フェリシモ	6,300	999.00	6,293,700	
トリドールホールディングス	109,800	3,585.00	393,633,000	
帝人	402,600	1,464.50	589,607,700	256,100
東レ	2,800,700	803.90	2,251,482,730	134,800
クラレ	609,200	1,392.50	848,311,000	
旭化成	2,610,500	925.20	2,415,234,600	
TOKYO BASE	45,400	300.00	13,620,000	300
稲葉製作所	19,400	1,530.00	29,682,000	200

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
宮地エンジニアリンググループ	10,000	4,455.00	44,550,000	
トーカロ	114,600	1,428.00	163,648,800	
アルファ	5,900	1,293.00	7,628,700	
SUMCO	765,100	1,965.00	1,503,421,500	538,100
川田テクノロジーズ	9,800	5,490.00	53,802,000	
RS Technologies	30,400	2,944.00	89,497,600	13,700
ジェイテックコーポレーション	4,900	2,221.00	10,882,900	2,500
信和	20,700	775.00	16,042,500	
ビーロット	19,400	743.00	14,414,200	700
ファーストブラザーズ	3,100	1,068.00	3,310,800	2,100
And Doホールディングス	16,200	1,043.00	16,896,600	
シーアールイー	16,600	1,421.00	23,588,600	
プロパティエージェント	4,000	1,465.00	5,860,000	
ケイアイスター不動産	17,700	5,080.00	89,916,000	
アグレ都市デザイン	5,500	1,518.00	8,349,000	1,100
グッドコムアセット	43,600	848.00	36,972,800	
ジェイ・エス・ビー	9,100	5,350.00	48,685,000	
ロードスターキャピタル	26,800	1,737.00	46,551,600	16,600
テンポイノベーション	9,700	1,193.00	11,572,100	
グローバル・リンク・マネジメント	10,100	1,570.00	15,857,000	
フェイスネットワーク	8,400	1,422.00	11,944,800	
住江織物	5,600	2,175.00	12,180,000	
日本フェルト	46,700	412.00	19,240,400	
イチカワ	2,200	1,374.00	3,022,800	
エコナックホールディングス	62,700	91.00	5,705,700	16,400
日東製網	2,500	1,425.00	3,562,500	200
芦森工業	5,100	2,055.00	10,480,500	
アツギ	11,500	422.00	4,853,000	7,800
ウイルプラスホールディングス	4,900	1,151.00	5,639,900	
JMホールディングス	34,700	1,890.00	65,583,000	
コメダホールディングス	107,700	2,833.00	305,114,100	
サツドラホールディングス	13,900	753.00	10,466,700	
アレンザホールディングス	43,200	1,010.00	43,632,000	
串カツ田中ホールディングス	9,800	1,530.00	14,994,000	1,000
パロックジャパンリミテッド	40,700	869.00	35,368,300	28,000
クスリのアオキホールディングス	39,900	8,695.00	346,930,500	27,500
ダイニック	7,800	798.00	6,224,400	
共和レザー	8,100	572.00	4,633,200	
ピーバンドットコム	3,900	471.00	1,836,900	
力の源ホールディングス	19,200	2,122.00	40,742,400	11,300
FOOD & LIFE COMPANIES	234,900	2,704.00	635,169,600	
アセンテック	11,000	622.00	6,842,000	
セーレン	76,300	2,311.00	176,329,300	12,500
ソトー	7,000	768.00	5,376,000	
東海染工	1,200	1,056.00	1,267,200	
小松マテーレ	62,600	720.00	45,072,000	10,800
ワコールホールディングス	74,700	3,037.00	226,863,900	
ホギメディカル	56,100	3,160.00	177,276,000	
クラウドディアホールディングス	7,900	942.00	7,441,800	5,500
T S Iホールディングス	139,900	674.00	94,292,600	
マツオカコーポレーション	6,700	1,255.00	8,408,500	
ワールド	54,400	1,634.00	88,889,600	
T I S	457,800	3,364.00	1,540,039,200	
J N Sホールディングス	13,900	451.00	6,268,900	9,700

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
グリーン	115,700	633.00	73,238,100	
GMOペパボ	4,600	1,662.00	7,645,200	
コーエーテクモホールディングス	262,300	2,253.50	591,093,050	20,900
三菱総合研究所	20,100	5,000.00	100,500,000	2,100
ボルテージ	40,600	295.00	11,977,000	
電算	3,800	1,554.00	5,905,200	
AGS	15,300	692.00	10,587,600	
ファインデックス	40,100	649.00	26,024,900	
ブレインパッド	35,400	978.00	34,621,200	13,500
KL a b	80,900	317.00	25,645,300	56,200
ポールトゥウィンホールディングス	66,800	658.00	43,954,400	22,800
ネクソン	933,100	2,509.00	2,341,147,900	
アイスタイル	131,700	486.00	64,006,200	92,100
エムアップホールディングス	54,400	1,128.00	61,363,200	400
エイチーム	33,800	666.00	22,510,800	21,500
エニグモ	51,400	372.00	19,120,800	30,800
テクノスジャパン	25,000	707.00	17,675,000	
e n i s h	32,600	305.00	9,943,000	9,300
コロプラ	186,100	615.00	114,451,500	114,900
オルトプラス	32,600	212.00	6,911,200	1,900
ブロードリーフ	203,600	450.00	91,620,000	19,100
クロス・マーケティンググループ	20,600	806.00	16,603,600	
デジタルハーツホールディングス	24,000	1,326.00	31,824,000	16,600
システム情報	24,000	724.00	17,376,000	
メディアドゥ	14,200	1,220.00	17,324,000	9,100
じげん	126,600	713.00	90,265,800	
ブイキューブ	50,600	430.00	21,758,000	20,000
エンカレッジ・テクノロジー	2,700	503.00	1,358,100	
サイバーリンクス	10,600	667.00	7,070,200	
ディー・エル・イー	32,700	269.00	8,796,300	29,600
フィックスターズ	51,000	1,286.00	65,586,000	
CARTA HOLDINGS	18,500	1,255.00	23,217,500	11,700
オブティム	45,300	898.00	40,679,400	
セレス	16,100	1,038.00	16,711,800	11,200
SHIFT	27,800	32,020.00	890,156,000	
特種東海製紙	16,500	3,335.00	55,027,500	
ティーガイア	45,100	1,646.00	74,234,600	24,700
セック	4,500	3,010.00	13,545,000	
テクマトリックス	73,500	1,466.00	107,751,000	2,900
プロシップ	16,800	1,336.00	22,444,800	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	110,300	2,592.50	285,952,750	
GMOペイメントゲートウェイ	83,600	10,725.00	896,610,000	
ザッパラス	8,100	433.00	3,507,300	
システムリサーチ	11,200	2,493.00	27,921,600	
インターネットイニシアティブ	228,700	2,687.50	614,631,250	
さくらインターネット	48,600	950.00	46,170,000	33,600
ヴィンクス	10,300	1,349.00	13,894,700	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	11,700	2,968.00	34,725,600	
SRAホールディングス	18,500	3,125.00	57,812,500	
システムインテグレータ	4,900	420.00	2,058,000	2,600
朝日ネット	47,100	610.00	28,731,000	
eBASE	56,400	705.00	39,762,000	26,600
アバントグループ	52,400	1,361.00	71,316,400	33,800
アドソル日進	14,700	1,714.00	25,195,800	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
ODKソリューションズ	4,600	575.00	2,645,000	
フリービット	20,000	1,108.00	22,160,000	
コムチュア	56,100	2,270.00	127,347,000	
サイバーコム	2,500	1,355.00	3,387,500	
アステリア	34,900	803.00	28,024,700	25,100
アイル	20,300	2,554.00	51,846,200	
王子ホールディングス	1,746,900	557.60	974,071,440	242,300
日本製紙	218,600	1,281.00	280,026,600	
三菱製紙	37,200	495.00	18,414,000	33,300
北越コーポレーション	266,100	851.00	226,451,100	
中越パルプ工業	10,100	1,213.00	12,251,300	
巴川製紙所	6,500	665.00	4,322,500	
大王製紙	187,700	1,161.50	218,013,550	
阿波製紙	8,900	510.00	4,539,000	2,800
マークライNZ	19,600	2,932.00	57,467,200	
メディカル・データ・ビジョン	50,000	678.00	33,900,000	
g u m i	61,400	678.00	41,629,200	42,700
ショーケース	3,900	367.00	1,431,300	
モバイルファクトリー	6,100	821.00	5,008,100	3,000
テラスカイ	16,400	2,175.00	35,670,000	400
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	22,100	1,714.00	37,879,400	12,500
P C Iホールディングス	11,300	1,043.00	11,785,900	
アイビーシー	2,500	536.00	1,340,000	
ネオジャパン	11,700	1,014.00	11,863,800	
P R T I M E S	9,200	1,683.00	15,483,600	
ラクス	198,400	2,313.50	458,998,400	
ランドコンピュータ	5,200	1,208.00	6,281,600	
ダブルスタンダード	15,900	2,348.00	37,333,200	
オープンドア	32,600	1,146.00	37,359,600	19,200
マイネット	7,800	320.00	2,496,000	
アカツキ	16,400	2,065.00	33,866,000	11,400
ベネフィットジャパン	1,700	1,234.00	2,097,800	100
U b i c o mホールディングス	11,400	1,327.00	15,127,800	7,900
カナミックネットワーク	42,300	510.00	21,573,000	
ノムラシステムコーポレーション	17,700	120.00	2,124,000	
レンゴー	382,700	934.80	357,747,960	
トーモク	22,500	2,130.00	47,925,000	2,800
ザ・パック	36,200	3,155.00	114,211,000	
チェンジホールディングス	100,400	1,874.00	188,149,600	65,000
シンクロ・フード	34,700	686.00	23,804,200	
オークネット	16,500	1,776.00	29,304,000	
キャピタル・アセット・プランニング	2,700	763.00	2,060,100	
セグエグループ	9,100	1,031.00	9,382,100	
エイトレッド	5,000	1,433.00	7,165,000	200
マクロミル	78,800	779.00	61,385,200	
ビーグリー	5,800	1,137.00	6,594,600	
オロ	10,900	1,804.00	19,663,600	
ユーザーローカル	14,200	2,069.00	29,379,800	
テモナ	4,100	282.00	1,156,200	
ニーズウェル	18,300	741.00	13,560,300	
マネーフォワード	93,000	5,441.00	506,013,000	65,400
サインポスト	14,200	459.00	6,517,800	900
レゾナック・ホールディングス	404,000	2,296.00	927,584,000	279,900
住友化学	3,101,100	405.10	1,256,255,610	310,600



銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
住友精化	15,200	4,245.00	64,524,000	
日産化学	197,500	6,159.00	1,216,402,500	5,400
ラサ工業	13,300	2,072.00	27,557,600	
クレハ	34,100	8,770.00	299,057,000	
多木化学	13,900	3,925.00	54,557,500	7,500
テイカ	39,800	1,458.00	58,028,400	
石原産業	72,400	1,302.00	94,264,800	
片倉コープアグリ	6,100	1,201.00	7,326,100	
日本曹達	45,300	5,220.00	236,466,000	
東ソー	558,100	1,814.00	1,012,393,400	386,100
トクヤマ	134,500	2,343.50	315,200,750	
セントラル硝子	64,800	2,835.00	183,708,000	9,900
東亜合成	211,400	1,348.00	284,967,200	
大阪ソーダ	24,600	6,650.00	163,590,000	
関東電化工業	74,900	864.00	64,713,600	44,000
SUN ASTERISK	19,700	1,151.00	22,674,700	11,000
デンカ	152,000	2,556.50	388,588,000	14,500
イビデン	241,800	8,133.00	1,966,559,400	
信越化学工業	3,474,800	4,555.00	15,827,714,000	
日本カーバイド工業	6,600	1,575.00	10,395,000	
電算システムホールディングス	18,000	3,235.00	58,230,000	
堺化学工業	36,800	1,893.00	69,662,400	
第一稀元素化学工業	39,600	930.00	36,828,000	4,100
エア・ウォーター	395,300	1,809.50	715,295,350	39,700
日本酸素ホールディングス	405,500	3,453.00	1,400,191,500	9,700
日本化学工業	12,300	1,887.00	23,210,100	
東邦アセチレン	5,200	1,474.00	7,664,800	
日本パーカライジング	209,000	1,073.00	224,257,000	15,400
高压ガス工業	61,000	753.00	45,933,000	
チタン工業	4,000	1,377.00	5,508,000	100
四国化成ホールディングス	55,400	1,416.00	78,446,400	
戸田工業	8,000	1,978.00	15,824,000	5,600
ステラ ケミファ	24,300	3,100.00	75,330,000	
保土谷化学工業	10,300	3,310.00	34,093,000	
日本触媒	62,000	5,393.00	334,366,000	
大日精化工業	37,500	2,132.00	79,950,000	15,800
カネカ	95,500	4,007.00	382,668,500	6,100
協和キリン	505,600	2,681.50	1,355,766,400	
APPIER GROUP	144,800	1,598.00	231,390,400	81,100
三菱瓦斯化学	312,100	1,984.00	619,206,400	100
三井化学	344,700	3,932.00	1,355,360,400	
JSR	390,300	4,069.00	1,588,130,700	252,000
東京応化工業	66,600	9,175.00	611,055,000	14,900
大阪有機化学工業	35,000	2,604.00	91,140,000	24,000
三菱ケミカルグループ	2,820,900	862.80	2,433,872,520	
KHネオケム	65,800	2,235.00	147,063,000	11,600
ダイセル	582,200	1,213.50	706,499,700	409,600
住友ベークライト	60,900	6,691.00	407,481,900	11,200
積水化学工業	847,400	2,224.00	1,884,617,600	
日本ゼオン	250,700	1,518.50	380,687,950	39,600
アイカ工業	106,000	3,332.00	353,192,000	68,100
UBE	215,500	2,415.00	520,432,500	151,200
積水樹脂	62,400	2,450.00	152,880,000	14,200
タキロンシーアイ	121,800	582.00	70,887,600	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
旭有機材	25,300	4,625.00	117,012,500	
ニチバン	20,300	1,959.00	39,767,700	10,600
リケンテクノス	112,500	661.00	74,362,500	
大倉工業	15,400	2,413.00	37,160,200	
積水化成工業	60,000	427.00	25,620,000	34,100
群栄化学工業	6,600	3,180.00	20,988,000	
タイガースポリマー	5,900	706.00	4,165,400	
ミライアル	9,600	1,470.00	14,112,000	
ダイキアクシス	9,600	709.00	6,806,400	
ダイキョーニシカワ	77,600	797.00	61,847,200	
竹本容器	10,300	792.00	8,157,600	
森六ホールディングス	15,800	2,043.00	32,279,400	
恵和	25,000	1,008.00	25,200,000	
日本化薬	319,300	1,277.50	407,905,750	33,500
カーリットホールディングス	44,700	828.00	37,011,600	
ソルクシーズ	17,200	421.00	7,241,200	
C Lホールディングス	8,200	828.00	6,789,600	2,600
プレステージ・インターナショナル	185,700	576.00	106,963,200	6,300
フェイス	5,800	502.00	2,911,600	1,100
プロトコーポレーション	52,000	1,267.00	65,884,000	9,000
ハイマックス	10,900	1,434.00	15,630,600	300
アミューズ	16,800	1,757.00	29,517,600	
野村総合研究所	833,800	4,014.00	3,346,873,200	
ドリームインキュベータ	11,100	2,779.00	30,846,900	7,700
サイバネットシステム	43,400	797.00	34,589,800	25,300
クイック	37,000	2,080.00	76,960,000	
T A C	9,500	198.00	1,881,000	
C Eホールディングス	15,700	617.00	9,686,900	
日本システム技術	14,500	2,374.00	34,423,000	4,500
電通グループ	421,600	4,667.00	1,967,607,200	289,300
インテージホールディングス	49,700	1,663.00	82,651,100	2,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	13,000	1,170.00	15,210,000	7,300
東邦システムサイエンス	8,000	1,688.00	13,504,000	
ぴあ	12,800	3,415.00	43,712,000	2,000
イオンファンタジー	16,300	2,980.00	48,574,000	
ソースネクスト	218,100	211.00	46,019,100	52,700
シーティーエス	56,400	721.00	40,664,400	2,100
ネクシィーズグループ	8,900	665.00	5,918,500	
インフォコム	52,200	2,669.00	139,321,800	36,100
メディカルシステムネットワーク	47,800	386.00	18,450,800	
日本精化	21,800	2,636.00	57,464,800	13,000
扶桑化学工業	39,200	4,300.00	168,560,000	7,200
トリケミカル研究所	55,800	2,594.00	144,745,200	37,700
シンプレクス・ホールディングス	68,600	2,569.00	176,233,400	
HEROZ	12,400	1,713.00	21,241,200	
ラクスル	103,600	1,361.00	140,999,600	71,600
メルカリ	253,200	3,542.00	896,834,400	
I P S	12,300	2,240.00	27,552,000	8,600
F I G	54,400	292.00	15,884,800	
システムサポート	13,600	1,949.00	26,506,400	5,300
ADEKA	145,700	2,769.50	403,516,150	6,000
日油	129,500	6,179.00	800,180,500	
ミヨシ油脂	4,900	1,099.00	5,385,100	700
新日本理化	63,100	231.00	14,576,100	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
ハリマ化成グループ	39,700	830.00	32,951,000	12,700
イーソル	25,000	776.00	19,400,000	
アルテリア・ネットワークス	45,800	1,978.00	90,592,400	32,000
東海ソフト	5,700	1,073.00	6,116,100	
ウイングアーク1st	43,800	2,683.00	117,515,400	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	8,900	1,500.00	13,350,000	
サーバーワークス	7,500	3,215.00	24,112,500	
東名	3,000	2,481.00	7,443,000	2,100
ヴィッツ	2,700	1,101.00	2,972,700	200
トビラシシステムズ	8,800	931.00	8,192,800	
Sansan	139,300	1,381.00	192,373,300	96,400
Link-U	6,900	917.00	6,327,300	
ギフティ	36,500	1,553.00	56,684,500	32,900
花王	945,200	5,666.00	5,355,503,200	
第一工業製薬	11,300	1,633.00	18,452,900	7,900
石原ケミカル	11,800	1,569.00	18,514,200	
日華化学	9,800	835.00	8,183,000	800
ニイタカ	5,200	1,936.00	10,067,200	
三洋化成工業	23,300	4,080.00	95,064,000	9,300
メドレー	55,000	4,960.00	272,800,000	
ベース	14,200	5,180.00	73,556,000	9,900
JMDC	69,200	5,121.00	354,373,200	48,000
武田薬品工業	3,704,100	4,428.00	16,401,754,800	387,600
アステラス製薬	3,953,900	2,178.00	8,611,594,200	632,900
住友ファーマ	317,000	513.60	162,811,200	219,400
塩野義製薬	527,700	6,200.00	3,271,740,000	49,100
わかもと製薬	54,600	224.00	12,230,400	
日本新薬	98,700	5,930.00	585,291,000	5,900
中外製薬	1,310,200	4,237.00	5,551,317,400	
科研製薬	70,000	3,589.00	251,230,000	48,600
エーザイ	509,100	9,458.00	4,815,067,800	
理研ビタミン	41,800	2,059.00	86,066,200	
ロート製薬	405,400	3,148.00	1,276,199,200	
小野薬品工業	807,500	2,773.00	2,239,197,500	
久光製薬	93,000	4,762.00	442,866,000	
有機合成薬品工業	52,900	294.00	15,552,600	35,900
持田製薬	52,500	3,285.00	172,462,500	5,400
参天製薬	762,600	1,312.50	1,000,912,500	
扶桑薬品工業	8,400	2,041.00	17,144,400	
日本ケミファ	4,100	1,823.00	7,474,300	
ツムラ	129,700	2,661.50	345,196,550	19,400
テルモ	1,283,500	4,426.00	5,680,771,000	35,000
H. U. グループホールディングス	124,000	2,557.00	317,068,000	
キッセイ薬品工業	61,600	3,540.00	218,064,000	
生化学工業	67,700	802.00	54,295,400	25,600
栄研化学	67,200	1,447.00	97,238,400	
鳥居薬品	22,100	3,575.00	79,007,500	
JCRファーマ	141,700	1,287.00	182,367,900	99,000
東和薬品	63,700	1,883.00	119,947,100	
富士製薬工業	33,700	1,101.00	37,103,700	
ゼリア新薬工業	57,700	2,412.00	139,172,400	
そーせいグループ	134,900	1,731.00	233,511,900	
第一三共	3,646,300	4,321.00	15,755,662,300	
杏林製薬	98,800	1,761.00	173,986,800	65,800

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
大幸薬品	73,500	335.00	24,622,500	47,200
ダイト	24,300	2,405.00	58,441,500	
大塚ホールディングス	870,600	5,526.00	4,810,935,600	
大正製薬ホールディングス	93,000	6,091.00	566,463,000	
ペプチドリーム	203,300	1,774.00	360,654,200	135,200
大日本塗料	56,700	939.00	53,241,300	
日本ペイントホールディングス	2,219,700	1,234.00	2,739,109,800	
関西ペイント	335,200	2,388.00	800,457,600	
神東塗料	53,200	126.00	6,703,200	
中国塗料	68,600	1,352.00	92,747,200	
日本特殊塗料	18,900	1,126.00	21,281,400	
藤倉化成	58,600	459.00	26,897,400	12,600
太陽ホールディングス	64,700	2,706.00	175,078,200	
D I C	163,400	2,448.50	400,084,900	115,900
サカタインクス	104,600	1,217.00	127,298,200	
東洋インキSCホールディングス	92,300	2,122.00	195,860,600	
T&K TOKA	43,100	1,085.00	46,763,500	
アルプス技研	41,400	2,572.00	106,480,800	
サニックス	67,600	335.00	22,646,000	
日本空調サービス	56,400	769.00	43,371,600	
オリエンタルランド	2,270,300	5,301.00	12,034,860,300	
フォーカスシステムズ	32,600	1,018.00	33,186,800	
ダスキン	100,000	3,202.00	320,200,000	
パーク24	266,900	1,994.00	532,198,600	
明光ネットワークジャパン	57,400	674.00	38,687,600	26,800
ファルコホールディングス	15,700	1,855.00	29,123,500	
クレスコ	38,200	1,871.00	71,472,200	9,000
フジ・メディア・ホールディングス	401,900	1,543.00	620,131,700	129,200
秀英予備校	3,600	407.00	1,465,200	800
田谷	3,000	473.00	1,419,000	500
ラウンドワン	366,800	540.00	198,072,000	
リゾートトラスト	170,800	2,286.00	390,448,800	
オービック	139,900	23,070.00	3,227,493,000	
ジャストシステム	59,300	3,200.00	189,760,000	11,300
TDCソフト	46,000	1,612.00	74,152,000	
Zホールディングス	5,956,600	412.90	2,459,480,140	2,358,900
ビー・エム・エル	52,800	2,935.00	154,968,000	
トレンドマイクロ	197,800	6,145.00	1,215,481,000	
IDホールディングス	20,000	1,328.00	26,560,000	
リソー教育	203,000	257.00	52,171,000	300
日本オラクル	80,100	9,809.00	785,700,900	
早稲田アカデミー	23,200	1,356.00	31,459,200	8,100
アルファシステムズ	10,200	2,966.00	30,253,200	
フューチャー	90,600	1,466.00	132,819,600	13,400
CAC Holdings	21,500	1,712.00	36,808,000	
SBテクノロジー	13,300	2,480.00	32,984,000	6,700
トーセ	6,200	751.00	4,656,200	
ユー・エス・エス	441,200	2,518.50	1,111,162,200	
オービックビジネスコンサルタント	81,700	5,830.00	476,311,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	224,700	4,325.00	971,827,500	
アイティフォー	57,400	1,070.00	61,418,000	
東京個別指導学院	42,900	478.00	20,506,200	16,500
東計電算	5,000	6,160.00	30,800,000	2,500
サイバーエージェント	947,800	915.90	868,090,020	275,100

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
楽天グループ	3,671,000	565.50	2,075,950,500	2,572,700
エックスネット	8,800	1,024.00	9,011,200	
クリーク・アンド・リバー社	22,700	1,988.00	45,127,600	10,000
SBIグローバルアセットマネジメント	68,800	543.00	37,358,400	
テー・オー・ダブリュー	63,300	310.00	19,623,000	
大塚商会	207,600	6,001.00	1,245,807,600	
サイボウズ	57,300	2,108.00	120,788,400	
山田コンサルティンググループ	19,700	1,547.00	30,475,900	8,800
セントラルスポーツ	10,900	2,379.00	25,931,100	5,400
パラカ	10,900	2,028.00	22,105,200	
電通国際情報サービス	51,700	5,580.00	288,486,000	
ACCESS	52,800	873.00	46,094,400	
デジタルガレージ	72,300	4,085.00	295,345,500	43,400
イーエムシステムズ	68,300	808.00	55,186,400	1,300
ウェザーニューズ	11,100	6,470.00	71,817,000	7,700
C I J	102,100	524.00	53,500,400	
ビジネスエンジニアリング	6,500	3,015.00	19,597,500	
日本エンタープライズ	55,600	133.00	7,394,800	
WOWOW	22,800	1,134.00	25,855,200	200
スカラ	51,400	730.00	37,522,000	
インテリジェント ウェイブ	15,900	885.00	14,071,500	
フルキャストホールディングス	41,000	2,210.00	90,610,000	
エン・ジャパン	75,200	2,677.00	201,310,400	17,800
あすか製薬ホールディングス	44,800	1,655.00	74,144,000	3,000
サワイグループホールディングス	95,700	3,519.00	336,768,300	62,700
富士フイルムホールディングス	803,200	7,946.00	6,382,227,200	
コニカミノルタ	941,400	468.90	441,422,460	
資生堂	874,000	6,404.00	5,597,096,000	
ライオン	547,800	1,538.00	842,516,400	
高砂香料工業	24,100	2,851.00	68,709,100	
マンダム	92,400	1,426.00	131,762,400	
ミルボン	56,900	5,129.00	291,840,100	16,800
ファンケル	183,100	2,600.00	476,060,000	
コーセー	85,100	13,845.00	1,178,209,500	
コタ	43,800	1,614.00	70,693,200	
シーボン	2,000	1,536.00	3,072,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	214,600	1,904.00	408,598,400	149,700
ノエビアホールディングス	38,000	5,570.00	211,660,000	
アジュバンホールディングス	5,300	919.00	4,870,700	1,900
新日本製薬	19,700	1,582.00	31,165,400	
アクシージア	16,500	1,173.00	19,354,500	
エステー	23,100	1,532.00	35,389,200	
アグロ カネショウ	9,900	1,472.00	14,572,800	
コニシ	65,700	2,331.00	153,146,700	17,300
長谷川香料	78,900	3,110.00	245,379,000	
星光PMC	8,000	569.00	4,552,000	
小林製薬	121,800	7,806.00	950,770,800	
荒川化学工業	52,200	998.00	52,095,600	
メック	34,800	3,500.00	121,800,000	10,700
日本高純度化学	6,900	2,475.00	17,077,500	600
タカラバイオ	110,900	1,491.00	165,351,900	
JCU	49,500	3,460.00	171,270,000	
新田ゼラチン	19,900	741.00	14,745,900	13,800
OATアグリオ	11,100	1,630.00	18,093,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
デクセリアルズ	114,300	3,196.00	365,302,800	48,200
アース製薬	38,700	4,905.00	189,823,500	3,800
北興化学工業	44,100	870.00	38,367,000	
大成ラミック	9,200	2,983.00	27,443,600	
クミアイ化学工業	169,000	1,038.00	175,422,000	
日本農薬	73,100	672.00	49,123,200	10,000
富士興産	8,400	1,733.00	14,557,200	
ニチレキ	56,200	2,062.00	115,884,400	
ユシロ化学工業	13,900	1,405.00	19,529,500	
ビービー・カストロール	9,800	871.00	8,535,800	
富士石油	83,500	292.00	24,382,000	
MORESCO	9,400	1,183.00	11,120,200	6,500
出光興産	464,900	2,951.50	1,372,152,350	
ENEOSホールディングス	7,099,700	521.10	3,699,653,670	
コスモエネルギーホールディングス	165,500	4,418.00	731,179,000	107,400
ANYCOLOR	13,800	3,250.00	44,850,000	9,000
テスホールディングス	95,800	529.00	50,678,200	
インフロニア・ホールディングス	430,700	1,380.00	594,366,000	
横浜ゴム	211,700	3,072.00	650,342,400	2,500
TOYO TIRE	240,500	1,876.50	451,298,250	
ブリヂストン	1,225,200	5,594.00	6,853,768,800	
住友ゴム工業	410,500	1,422.00	583,731,000	
藤倉コンポジット	22,300	933.00	20,805,900	
オカモト	19,200	4,395.00	84,384,000	
アキレス	37,000	1,461.00	54,057,000	
フコク	15,500	1,417.00	21,963,500	
ニッタ	46,100	3,265.00	150,516,500	
クリエートメディック	3,100	883.00	2,737,300	
住友理工	74,800	925.00	69,190,000	
三ツ星ベルト	60,100	4,495.00	270,149,500	41,600
バンドー化学	64,800	1,436.00	93,052,800	17,400
AGC	390,400	4,831.00	1,886,022,400	
日本板硝子	213,400	639.00	136,362,600	17,800
石塚硝子	3,300	1,953.00	6,444,900	
有沢製作所	67,900	1,007.00	68,375,300	46,200
日本山村硝子	11,700	1,572.00	18,392,400	
日本電気硝子	170,900	2,487.00	425,028,300	
オハラ	17,100	1,336.00	22,845,600	3,500
住友大阪セメント	58,600	4,272.00	250,339,200	
太平洋セメント	266,500	2,957.50	788,173,750	119,500
リソルホールディングス	2,400	4,735.00	11,364,000	
日本ヒューム	54,100	755.00	40,845,500	
日本コンクリート工業	106,100	331.00	35,119,100	
三谷セキサン	15,400	4,570.00	70,378,000	600
アジアパイルホールディングス	60,100	607.00	36,480,700	
東海カーボン	386,200	1,167.50	450,888,500	273,500
日本カーボン	22,200	4,260.00	94,572,000	
東洋炭素	30,100	5,450.00	164,045,000	
ノリタケカンパニーリミテド	18,400	6,040.00	111,136,000	
TOTO	276,200	4,060.00	1,121,372,000	
日本碍子	490,100	1,764.50	864,781,450	
日本特殊陶業	318,600	3,178.00	1,012,510,800	
ダントーホールディングス	22,200	821.00	18,226,200	15,000
MARUWA	15,200	26,220.00	398,544,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
品川リフラクトリーズ	11,400	7,030.00	80,142,000	
黒崎播磨	8,000	10,180.00	81,440,000	2,400
ヨータイ	35,700	1,570.00	56,049,000	
東京窯業	58,000	361.00	20,938,000	
ニッカトー	12,400	608.00	7,539,200	
フジインコーポレーテッド	100,300	3,205.00	321,461,500	
クミネ工業	6,100	1,023.00	6,240,300	
エーアンドエーマテリアル	3,100	1,173.00	3,636,300	
ニチアス	106,300	2,924.00	310,821,200	
日本製鉄	1,928,000	3,389.00	6,533,992,000	
神戸製鋼所	866,000	1,779.50	1,541,047,000	322,000
中山製鋼所	91,500	897.00	82,075,500	27,600
合同製鐵	18,900	4,080.00	77,112,000	
JFEホールディングス	1,150,700	2,252.00	2,591,376,400	
東京製鐵	122,600	1,679.00	205,845,400	
共英製鋼	47,600	1,939.00	92,296,400	
大和工業	71,000	7,116.00	505,236,000	
東京鐵鋼	16,600	3,325.00	55,195,000	
大阪製鐵	16,300	1,645.00	26,813,500	11,400
淀川製鋼所	49,400	3,510.00	173,394,000	
中部鋼板	36,200	1,930.00	69,866,000	1,000
丸一鋼管	130,300	3,491.00	454,877,300	
モリ工業	7,500	3,405.00	25,537,500	
大同特殊鋼	54,700	5,816.00	318,135,200	38,100
日本高周波鋼業	4,600	471.00	2,166,600	
日本冶金工業	31,400	4,375.00	137,375,000	12,700
山陽特殊製鋼	42,900	2,739.00	117,503,100	
愛知製鋼	24,400	3,670.00	89,548,000	
日本金属	6,800	915.00	6,222,000	
大平洋金属	33,400	1,642.00	54,842,800	
新日本電工	229,100	271.00	62,086,100	180,400
栗本鐵工所	18,800	2,739.00	51,493,200	
虹 技	4,400	1,410.00	6,204,000	
日本鑄鐵管	1,400	1,055.00	1,477,000	
日本製鋼所	116,200	2,971.50	345,288,300	
三菱製鋼	22,800	1,413.00	32,216,400	
日亜鋼業	59,600	313.00	18,654,800	27,000
日本精練	5,300	4,695.00	24,883,500	
エンビプロ・ホールディングス	22,900	548.00	12,549,200	15,900
大紀アルミニウム工業所	58,400	1,401.00	81,818,400	14,600
日本輕金属ホールディングス	118,500	1,522.00	180,357,000	
三井金属鋁業	125,300	3,410.00	427,273,000	87,700
東邦亜鉛	21,900	1,727.00	37,821,300	7,000
三菱マテリアル	289,500	2,590.50	749,949,750	
住友金属鋁山	499,200	4,550.00	2,271,360,000	
DOWAホールディングス	96,700	4,485.00	433,699,500	21,800
古河機械金属	64,200	1,646.00	105,673,200	5,200
エス・サイエンス	311,300	25.00	7,782,500	
大阪チタニウムテクノロジーズ	62,200	3,110.00	193,442,000	43,100
東邦チタニウム	75,400	1,854.00	139,791,600	47,500
UACJ	59,000	3,070.00	181,130,000	
CKサンエツ	7,900	4,205.00	33,219,500	
古河電氣工業	141,200	2,398.00	338,597,600	97,500
住友電氣工業	1,486,900	1,776.00	2,640,734,400	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
フジクラ	461,700	1,130.50	521,951,850	
SWCC	49,300	1,918.00	94,557,400	
タツタ電線	82,900	711.00	58,941,900	46,400
カナレ電気	4,200	1,400.00	5,880,000	
平河ヒューテック	21,600	1,564.00	33,782,400	10,800
いよぎんホールディングス	489,100	965.30	472,128,230	
しずおかフィナンシャルグループ	913,200	1,139.00	1,040,134,800	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	346,000	915.00	316,590,000	18,200
楽天銀行	143,600	1,978.00	284,040,800	
リョービ	45,900	2,885.00	132,421,500	16,700
アーレスティ	31,700	757.00	23,996,900	
AREホールディングス	173,200	1,871.00	324,057,200	15,700
東洋製罐グループホールディングス	256,800	2,304.50	591,795,600	36,800
ホッカンホールディングス	15,800	1,463.00	23,115,400	100
コロナ	13,900	902.00	12,537,800	
横河ブリッジホールディングス	53,900	2,731.00	147,200,900	
駒井ハルテック	4,700	1,911.00	8,981,700	
高田機工	1,100	2,780.00	3,058,000	700
三和ホールディングス	396,600	2,000.00	793,200,000	
文化シャッター	131,600	1,067.00	140,417,200	
三協立山	53,700	908.00	48,759,600	
アルインコ	41,800	1,067.00	44,600,600	
東洋シャッター	2,900	618.00	1,792,200	
LIXIL	627,300	1,785.00	1,119,730,500	433,200
日本ファイルコン	53,300	463.00	24,677,900	
ノーリツ	61,400	1,658.00	101,801,200	5,600
長府製作所	50,400	2,420.00	121,968,000	
リンナイ	234,200	2,883.00	675,198,600	16,900
ユニプレス	67,500	1,088.00	73,440,000	23,500
ダイニチ工業	13,500	724.00	9,774,000	
日東精工	59,100	590.00	34,869,000	
三洋工業	2,200	2,030.00	4,466,000	
岡部	68,500	717.00	49,114,500	18,200
ジーテクト	48,000	1,798.00	86,304,000	
東プレ	70,500	1,554.00	109,557,000	
高周波熱錬	64,500	955.00	61,597,500	
東京製網	23,000	1,258.00	28,934,000	
サンコール	43,400	471.00	20,441,400	
モリテックスチール	26,300	312.00	8,205,600	
パイオラックス	58,900	2,171.00	127,871,900	
エイチワン	55,400	804.00	44,541,600	
日本発条	385,900	1,125.00	434,137,500	169,400
中央発條	33,200	704.00	23,372,800	17,000
アドパネクス	4,800	953.00	4,574,400	300
三浦工業	176,000	3,487.00	613,712,000	
タクマ	129,500	1,493.00	193,343,500	
テクノプロ・ホールディングス	253,900	3,815.00	968,628,500	
アトラグループ	43,100	182.00	7,844,200	
アイ・アールジャパンホールディングス	20,200	2,014.00	40,682,800	13,400
Keepertech 技研	26,000	6,630.00	172,380,000	6,600
ファーストロジック	10,200	521.00	5,314,200	
三機サービス	4,700	1,079.00	5,071,300	500
Gunosy	37,300	596.00	22,230,800	23,600
デザインワン・ジャパン	5,900	170.00	1,003,000	



銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
イー・ガーディアン	14,200	2,609.00	37,047,800	9,900
リブセンス	21,000	261.00	5,481,000	
ジャパンマテリアル	127,000	2,391.00	303,657,000	32,700
ベクトル	64,400	1,312.00	84,492,800	41,500
ウチヤマホールディングス	7,800	340.00	2,652,000	5,300
チャーム・ケア・コーポレーション	42,100	1,232.00	51,867,200	1,800
キャリアリンク	14,600	2,766.00	40,383,600	
I B J	22,000	663.00	14,586,000	
アサンテ	15,100	1,663.00	25,111,300	10,500
バリューHR	37,500	1,251.00	46,912,500	9,500
M&Aキャピタルパートナーズ	34,700	2,688.00	93,273,600	15,100
ライドオンエクスプレスホールディングス	12,900	1,059.00	13,661,100	
E R Iホールディングス	8,700	2,026.00	17,626,200	
アビスト	3,500	3,375.00	11,812,500	200
シグマクシス・ホールディングス	62,800	1,468.00	92,190,400	
ウィルグループ	41,100	1,073.00	44,100,300	15,900
エスクロー・エージェント・ジャパン	58,400	138.00	8,059,200	
メドピア	38,800	996.00	38,644,800	17,300
レアジョブ	7,100	956.00	6,787,600	
リクルートホールディングス	3,176,100	4,842.00	15,378,676,200	
エラン	57,700	811.00	46,794,700	
ツガミ	97,900	1,181.00	115,619,900	
オークマ	42,400	6,870.00	291,288,000	
芝浦機械	42,700	4,270.00	182,329,000	
アマダ	673,000	1,462.00	983,926,000	
アイダエンジニアリング	107,200	993.00	106,449,600	37,900
TAKI SAWA	4,400	2,535.00	11,154,000	3,000
F U J I	181,500	2,383.50	432,605,250	44,100
牧野フライス製作所	46,600	6,200.00	288,920,000	
オーエスジー	186,200	1,877.00	349,497,400	
ダイジェット工業	1,300	899.00	1,168,700	
旭ダイヤモンド工業	117,700	875.00	102,987,500	
DMG森精機	255,100	2,519.00	642,596,900	
ソディック	109,000	726.00	79,134,000	
ディスコ	202,900	26,265.00	5,329,168,500	54,900
日東工器	14,600	1,947.00	28,426,200	
日進工具	43,800	1,004.00	43,975,200	14,300
パンチ工業	41,500	437.00	18,135,500	
富士ダイス	14,700	649.00	9,540,300	600
土木管理総合試験所	6,200	331.00	2,052,200	
日本郵政	5,162,000	1,028.00	5,306,536,000	
ベルシステム24ホールディングス	58,600	1,476.00	86,493,600	
鎌倉新書	52,600	705.00	37,083,000	36,400
SMN	6,100	402.00	2,452,200	
一蔵	2,100	540.00	1,134,000	300
グローバルキッズCOMPANY	4,500	660.00	2,970,000	
エアトリ	32,300	2,515.00	81,234,500	10,300
アトラエ	20,500	771.00	15,805,500	14,300
ストライク	16,000	2,955.00	47,280,000	11,100
ソラスト	118,200	677.00	80,021,400	
セラク	13,900	1,341.00	18,639,900	9,700
インソース	95,100	1,187.00	112,883,700	32,100
豊田自動織機	305,100	10,160.00	3,099,816,000	
豊和工業	15,400	789.00	12,150,600	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
石川製作所	7,200	1,320.00	9,504,000	
東洋機械金属	14,900	683.00	10,176,700	
津田駒工業	23,200	413.00	9,581,600	
エンシュウ	3,200	805.00	2,576,000	
島精機製作所	62,300	1,903.00	118,556,900	11,000
オプトラン	61,400	2,177.00	133,667,800	8,500
NCホールディングス	7,200	1,919.00	13,816,800	5,000
イワキ	32,600	1,512.00	49,291,200	
フリーー	45,400	1,484.00	67,373,600	
ヤマシンフィルタ	109,000	319.00	34,771,000	71,200
日阪製作所	45,900	925.00	42,457,500	
やまびこ	64,400	1,589.00	102,331,600	
野村マイクロ・サイエンス	12,700	5,890.00	74,803,000	3,500
平田機工	18,800	7,770.00	146,076,000	3,500
PEGASUS	52,500	557.00	29,242,500	29,000
マルマエ	17,500	1,718.00	30,065,000	12,200
タツモ	21,900	2,533.00	55,472,700	10,800
ナブテスコ	264,500	2,740.00	724,730,000	
三井海洋開発	51,500	1,496.00	77,044,000	
レオン自動機	47,000	1,345.00	63,215,000	
SMC	136,700	69,490.00	9,499,283,000	
ホソカワミクロン	27,000	3,560.00	96,120,000	
ユニオンツール	15,100	3,410.00	51,491,000	
瑞光	32,300	1,292.00	41,731,600	22,600
オイレス工業	59,600	1,993.00	118,782,800	
日精エー・エス・ビー機械	14,600	4,045.00	59,057,000	4,900
サトーホールディングス	59,900	2,024.00	121,237,600	
技研製作所	40,600	2,024.00	82,174,400	
日本エアテック	19,100	1,271.00	24,276,100	
カワタ	7,100	1,034.00	7,341,400	
日精樹脂工業	43,800	997.00	43,668,600	16,700
オカダアイオン	7,200	2,269.00	16,336,800	
ワイエイシイホールディングス	12,100	2,681.00	32,440,100	10,000
小松製作所	1,975,000	4,017.00	7,933,575,000	
住友重機械工業	249,400	3,405.00	849,207,000	
日立建機	168,100	4,248.00	714,088,800	
日工	58,600	675.00	39,555,000	
巴工業	13,600	2,865.00	38,964,000	
井関農機	48,000	1,255.00	60,240,000	
TOWA	44,400	2,952.00	131,068,800	
丸山製作所	3,400	2,177.00	7,401,800	
北川鉄工所	9,900	1,196.00	11,840,400	
シンニッタン	60,400	249.00	15,039,600	
ローツェ	21,600	11,300.00	244,080,000	15,100
タカキタ	4,900	469.00	2,298,100	
クボタ	2,230,500	2,230.50	4,975,130,250	
荏原実業	17,900	2,844.00	50,907,600	
東洋エンジニアリング	58,700	641.00	37,626,700	
三菱化工機	9,900	2,650.00	26,235,000	
月島ホールディングス	63,100	1,274.00	80,389,400	16,600
帝国電機製作所	33,800	2,606.00	88,082,800	
東京機械製作所	11,000	423.00	4,653,000	
新東工業	94,700	1,040.00	98,488,000	
澁谷工業	46,400	2,534.00	117,577,600	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
アイチコーポレーション	62,600	881.00	55,150,600	
小森コーポレーション	100,500	1,133.00	113,866,500	
鶴見製作所	37,500	2,740.00	102,750,000	
日本ギア工業	11,300	424.00	4,791,200	
酒井重工業	4,600	5,360.00	24,656,000	
荏原製作所	172,900	6,486.00	1,121,429,400	
石井鐵工所	2,300	2,775.00	6,382,500	
西島製作所	36,300	1,759.00	63,851,700	
北越工業	50,500	1,877.00	94,788,500	
ダイキン工業	503,200	25,020.00	12,590,064,000	
オルガノ	56,800	3,990.00	226,632,000	26,600
トーヨーカネツ	12,600	3,625.00	45,675,000	1,200
栗田工業	235,700	5,852.00	1,379,316,400	
椿本チエイン	60,100	3,745.00	225,074,500	
大同工業	13,700	707.00	9,685,900	
日機装	97,400	881.00	85,809,400	15,000
木村化工機	34,700	732.00	25,400,400	
レイズネクスト	63,500	1,430.00	90,805,000	
アネスト岩田	67,100	1,144.00	76,762,400	10,400
ダイフク	652,100	2,606.00	1,699,372,600	204,600
サムコ	10,100	4,995.00	50,449,500	7,000
加藤製作所	13,600	1,145.00	15,572,000	6,800
油研工業	2,100	2,101.00	4,412,100	600
タダノ	229,400	1,072.50	246,031,500	
フジテック	147,800	3,785.00	559,423,000	69,400
CKD	116,900	2,088.00	244,087,200	
平和	139,500	2,462.00	343,449,000	
理想科学工業	40,300	2,199.00	88,619,700	
SANKYO	82,000	6,364.00	521,848,000	
日本金銭機械	47,300	1,010.00	47,773,000	32,700
マースグループホールディングス	21,800	2,833.00	61,759,400	5,000
フクシマガリレイ	34,100	4,875.00	166,237,500	13,500
オーイズミ	13,900	493.00	6,852,700	
ダイコク電機	20,600	4,615.00	95,069,000	12,800
竹内製作所	75,600	4,330.00	327,348,000	
アマノ	118,500	3,120.00	369,720,000	
JUKI	59,900	579.00	34,682,100	
サンデン	58,000	190.00	11,020,000	29,800
ジャノメ	47,400	627.00	29,719,800	
ブラザー工業	563,200	2,561.00	1,442,355,200	327,700
マックス	52,100	2,784.00	145,046,400	
モリタホールディングス	68,300	1,562.00	106,684,600	10,100
グローリー	101,200	2,998.00	303,397,600	38,800
新晃工業	48,800	1,912.00	93,305,600	2,500
大和冷機工業	60,800	1,392.00	84,633,600	3,300
セガサミーホールディングス	339,400	3,014.00	1,022,951,600	
日本ピストンリング	7,100	1,624.00	11,530,400	
リケン	15,600	3,170.00	49,452,000	5,000
TPR	48,800	1,748.00	85,302,400	6,300
ツバキ・ナカシマ	85,100	807.00	68,675,700	69,600
ホシザキ	248,700	5,235.00	1,301,944,500	
大豊工業	45,900	788.00	36,169,200	11,000
日本精工	774,300	847.60	656,296,680	
NTN	841,500	291.50	245,297,250	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
ジェイテクト	375,000	1,287.00	482,625,000	51,700
不二越	35,600	3,930.00	139,908,000	9,000
ミネベアミツミ	733,200	2,565.50	1,881,024,600	
日本トムソン	110,500	547.00	60,443,500	
THK	243,200	2,621.50	637,548,800	14,300
ユーシン精機	47,200	679.00	32,048,800	
前澤給装工業	25,200	1,161.00	29,257,200	700
イーグル工業	48,200	1,666.00	80,301,200	2,200
前澤工業	15,500	972.00	15,066,000	
日本ピラー工業	39,500	4,125.00	162,937,500	4,900
キッツ	143,000	972.00	138,996,000	
日立製作所	2,049,600	9,115.00	18,682,104,000	
東芝	811,100	4,605.00	3,735,115,500	
三菱電機	4,356,300	1,844.00	8,033,017,200	
富士電機	256,300	6,670.00	1,709,521,000	
東洋電機製造	9,900	947.00	9,375,300	
安川電機	499,400	5,781.00	2,887,031,400	
シンフォニア テクノロジー	49,000	1,558.00	76,342,000	
明電舎	64,200	2,179.00	139,891,800	
オリジン	7,000	1,260.00	8,820,000	
山洋電気	16,800	7,250.00	121,800,000	6,100
デンヨー	40,000	2,030.00	81,200,000	
PHCホールディングス	59,800	1,472.00	88,025,600	36,800
ソシオネクスト	59,800	17,750.00	1,061,450,000	800
ベイカレント・コンサルティング	339,600	4,610.00	1,565,556,000	
Orchestra Holdings	8,200	1,170.00	9,594,000	1,300
アイモバイル	20,500	1,216.00	24,928,000	
キャリアインデックス	8,800	281.00	2,472,800	
MS-Japan	11,200	1,163.00	13,025,600	
船場	1,400	790.00	1,106,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	154,800	2,047.00	316,875,600	107,300
フルテック	1,900	1,090.00	2,071,000	
グリーンズ	10,800	1,496.00	16,156,800	
ツナググループ・ホールディングス	11,300	669.00	7,559,700	
GAMEWITH	7,400	324.00	2,397,600	
MS&Consulting	2,100	698.00	1,465,800	
ウェルビー	38,700	477.00	18,459,900	8,500
エル・ティー・エス	4,600	3,310.00	15,226,000	
ミダックホールディングス	24,000	1,642.00	39,408,000	3,300
日総工産	44,100	814.00	35,897,400	
キュービーネットホールディングス	18,300	1,570.00	28,731,000	
RPAホールディングス	60,000	370.00	22,200,000	12,700
三櫻工業	58,500	835.00	48,847,500	20,700
マキタ	524,400	4,223.00	2,214,541,200	80,500
東芝テック	63,500	3,680.00	233,680,000	
芝浦メカトロニクス	7,200	22,610.00	162,792,000	5,100
マブチモーター	104,700	3,943.00	412,832,100	36,100
ニデック	1,025,600	7,884.00	8,085,830,400	135,100
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	32,600	532.00	17,343,200	
トレックス・セミコンダクター	17,900	2,248.00	40,239,200	
東光高岳	23,300	2,165.00	50,444,500	16,300
ダブル・スコープ	122,600	1,334.00	163,548,400	84,900
宮越ホールディングス	17,800	1,071.00	19,063,800	
ダイヘン	38,700	4,975.00	192,532,500	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
ヤーマン	70,900	1,016.00	72,034,400	49,200
JVCケンウッド	383,900	631.00	242,240,900	
ミマキエンジニアリング	41,700	1,011.00	42,158,700	
I-PEX	18,200	1,263.00	22,986,600	
大崎電気工業	118,900	608.00	72,291,200	
オムロン	386,200	7,077.00	2,733,137,400	
日東工業	57,600	3,605.00	207,648,000	
IDEC	60,300	3,005.00	181,201,500	3,100
正興電機製作所	10,400	1,078.00	11,211,200	
不二電機工業	3,300	1,101.00	3,633,300	2,300
ジーエス・ユアサ コーポレーション	137,600	2,705.00	372,208,000	
サクサホールディングス	7,200	2,399.00	17,272,800	
メルコホールディングス	8,100	3,160.00	25,596,000	
テクノメディカ	6,700	2,075.00	13,902,500	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	12,800	841.00	10,764,800	8,900
日本電気	596,100	7,079.00	4,219,791,900	
富士通	420,000	18,160.00	7,627,200,000	
沖電気工業	190,600	879.00	167,537,400	
岩崎通信機	7,800	808.00	6,302,400	
電気興業	13,600	2,370.00	32,232,000	
サンケン電気	39,200	11,190.00	438,648,000	
ナカヨ	5,800	1,202.00	6,971,600	
アイホン	24,300	2,751.00	66,849,300	7,100
ルネサスエレクトロニクス	2,750,800	2,472.50	6,801,353,000	
セイコーエプソン	540,800	2,339.50	1,265,201,600	87,100
ワコム	321,300	603.00	193,743,900	
アルバック	100,100	5,908.00	591,390,800	36,300
アクセル	10,500	1,914.00	20,097,000	9,000
EIZO	31,400	4,920.00	154,488,000	
ジャパンディスプレイ	1,618,100	39.00	63,105,900	1,094,100
日本信号	111,100	977.00	108,544,700	
京三製作所	122,200	499.00	60,977,800	
能美防災	57,200	1,717.00	98,212,400	
ホーチキ	40,200	1,657.00	66,611,400	11,900
星和電機	9,600	525.00	5,040,000	
エレコム	99,700	1,716.00	171,085,200	
パナソニック ホールディングス	4,978,500	1,622.00	8,075,127,000	
シャープ	514,700	883.70	454,840,390	357,400
アンリツ	300,500	1,043.00	313,421,500	104,900
富士通ゼネラル	118,100	2,922.00	345,088,200	
ソニーグループ	2,952,100	12,985.00	38,333,018,500	
TDK	667,400	5,021.00	3,351,015,400	
帝国通信工業	14,200	1,716.00	24,367,200	
タムラ製作所	180,700	589.00	106,432,300	125,000
アルプスアルパイン	374,900	1,187.50	445,193,750	
池上通信機	5,000	686.00	3,430,000	
日本電波工業	52,600	1,375.00	72,325,000	32,400
鈴木	18,400	899.00	16,541,600	
メイコー	46,600	2,934.00	136,724,400	
日本トリム	9,100	3,035.00	27,618,500	
ローランド ディー. ジー.	21,400	3,565.00	76,291,000	
フォスター電機	43,700	856.00	37,407,200	
SMK	8,300	2,485.00	20,625,500	
ヨコオ	34,300	1,800.00	61,740,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
ティアック	56,400	114.00	6,429,600	
ホシデン	99,600	1,706.00	169,917,600	
ヒロセ電機	67,900	17,180.00	1,166,522,000	42,100
日本航空電子工業	82,900	2,882.00	238,917,800	54,400
TOA	56,400	1,024.00	57,753,600	10,900
マクセル	81,700	1,551.00	126,716,700	14,200
古野電気	58,300	1,238.00	72,175,400	
スミダコーポレーション	46,100	1,621.00	74,728,100	
アイコム	13,600	2,894.00	39,358,400	
リオン	13,700	2,164.00	29,646,800	
横河電機	461,100	2,844.50	1,311,598,950	
新電元工業	14,500	3,045.00	44,152,500	
アズビル	291,500	4,631.00	1,349,936,500	109,400
東亜ディーケーケー	13,000	841.00	10,933,000	
日本光電工業	192,800	3,752.00	723,385,600	
チノー	13,200	2,221.00	29,317,200	
共和電業	56,000	362.00	20,272,000	
日本電子材料	24,100	1,590.00	38,319,000	
堀場製作所	79,700	7,973.00	635,448,100	
アドバンテスト	328,800	18,380.00	6,043,344,000	
小野測器	6,300	427.00	2,690,100	
エスベック	38,000	2,282.00	86,716,000	
キーエンス	417,500	60,000.00	25,050,000,000	
日置電機	19,900	7,910.00	157,409,000	
シスメックス	360,100	7,849.00	2,826,424,900	
日本マイクロニクス	75,600	2,122.00	160,423,200	
メガチップス	34,300	4,090.00	140,287,000	
OBARA GROUP	20,100	3,875.00	77,887,500	3,500
IMAGICA GROUP	38,100	635.00	24,193,500	
澤藤電機	2,100	1,250.00	2,625,000	
デンソー	860,800	9,835.00	8,465,968,000	
原田工業	14,100	808.00	11,392,800	
コーセル	51,800	1,268.00	65,682,400	
イリソ電子工業	38,900	3,875.00	150,737,500	
オブテックスグループ	73,300	1,741.00	127,615,300	
千代田インテグレ	12,100	2,432.00	29,427,200	
レーザーテック	191,300	22,750.00	4,352,075,000	
スタンレー電気	293,900	2,568.50	754,882,150	
ウシオ電機	212,200	1,827.50	387,795,500	
岡谷電機産業	52,800	265.00	13,992,000	
ヘリオス テクノ ホールディング	25,600	437.00	11,187,200	24,300
エノモト	7,600	1,664.00	12,646,400	
日本セラミック	34,600	2,487.00	86,050,200	
遠藤照明	13,600	1,222.00	16,619,200	11,200
古河電池	30,700	958.00	29,410,600	11,200
双信電機	14,500	338.00	4,901,000	
山一電機	34,100	1,906.00	64,994,600	
図研	37,600	3,790.00	142,504,000	
日本電子	104,900	4,701.00	493,134,900	
カシオ計算機	310,900	1,275.00	396,397,500	
ファナック	2,035,000	4,134.00	8,412,690,000	
日本シイエムケイ	83,200	543.00	45,177,600	
エンプラス	10,900	10,360.00	112,924,000	7,600
大真空	53,200	702.00	37,346,400	29,500

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
ローム	192,900	12,505.00	2,412,214,500	
浜松ホトニクス	334,900	6,752.00	2,261,244,800	
三井ハイテック	43,100	9,610.00	414,191,000	30,700
新光電気工業	147,700	5,807.00	857,693,900	
京セラ	648,300	7,334.00	4,754,632,200	
協栄産業	2,500	2,166.00	5,415,000	
太陽誘電	203,200	4,120.00	837,184,000	
村田製作所	1,265,600	8,208.00	10,388,044,800	
双葉電子工業	68,400	491.00	33,584,400	11,700
日東電工	303,800	9,828.00	2,985,746,400	
北陸電気工業	11,200	1,228.00	13,753,600	
東海理化電機製作所	115,400	2,218.00	255,957,200	29,400
ニチコン	78,200	1,326.00	103,693,200	
日本ケミコン	39,100	1,380.00	53,958,000	22,100
KOA	61,800	1,773.00	109,571,400	29,700
三井E&S	190,800	507.00	96,735,600	25,300
日立造船	349,000	860.00	300,140,000	
三菱重工業	737,100	7,696.00	5,672,721,600	
川崎重工業	314,500	3,533.00	1,111,128,500	
IHI	265,500	3,509.00	931,639,500	
名村造船所	70,800	707.00	50,055,600	49,200
サノヤスホールディングス	58,500	134.00	7,839,000	
スプリックス	10,100	791.00	7,989,100	
マネジメントソリューションズ	17,800	3,650.00	64,970,000	
プロレド・パートナーズ	7,100	506.00	3,592,600	
and factory	5,600	344.00	1,926,400	3,900
テノ.ホールディングス	5,400	631.00	3,407,400	300
フロンティア・マネジメント	12,800	1,290.00	16,512,000	
ピアラ	5,600	440.00	2,464,000	200
コプロ・ホールディングス	4,800	2,052.00	9,849,600	
ギークス	4,600	692.00	3,183,200	
アンビスホールディングス	46,100	2,730.00	125,853,000	26,400
カーブスホールディングス	127,100	748.00	95,070,800	10,000
フォーラムエンジニアリング	19,700	1,221.00	24,053,700	8,500
FAST FITNESS JAPAN	13,200	1,386.00	18,295,200	
日本車輛製造	11,000	2,014.00	22,154,000	
三菱ロジスネクスト	65,500	1,322.00	86,591,000	10,200
近畿車輛	4,600	1,667.00	7,668,200	
一家ホールディングス	12,000	710.00	8,520,000	2,000
フルサト・マルカホールディングス	44,700	2,490.00	111,303,000	30,800
ヤマエグループホールディングス	21,900	3,165.00	69,313,500	
ジャパントラフトホールディングス	12,800	224.00	2,867,200	
FPG	139,000	1,397.00	194,183,000	
島根銀行	10,600	499.00	5,289,400	200
じもとホールディングス	42,300	403.00	17,046,900	
全国保証	107,800	4,943.00	532,855,400	
めぶきフィナンシャルグループ	2,039,500	383.10	781,332,450	150,500
ジャパンインベストメントアドバイザー	33,600	1,359.00	45,662,400	400
東京きらぼしフィナンシャルグループ	52,600	3,600.00	189,360,000	
九州フィナンシャルグループ	723,200	658.30	476,082,560	
かんぽ生命保険	478,400	2,265.50	1,083,815,200	
ゆうちょ銀行	1,129,100	1,132.00	1,278,141,200	
あんしん保証	14,200	313.00	4,444,600	
富山第一銀行	132,600	788.00	104,488,800	48,000

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	2,205,400	615.20	1,356,762,080	
ジェイリース	10,400	2,119.00	22,037,600	200
西日本フィナンシャルホールディングス	255,100	1,436.00	366,323,600	125,100
イントラスト	12,800	992.00	12,697,600	
日本モーゲージサービス	16,000	557.00	8,912,000	2,700
CASA	5,300	899.00	4,764,700	3,700
アルヒ	53,100	946.00	50,232,600	2,900
プレミアグループ	65,000	1,606.00	104,390,000	6,400
日産自動車	5,928,300	616.30	3,653,611,290	2,036,900
いすゞ自動車	1,213,300	1,779.00	2,158,460,700	
トヨタ自動車	22,915,400	2,395.50	54,893,840,700	313,800
日野自動車	538,800	578.50	311,695,800	
三菱自動車工業	1,628,000	572.40	931,867,200	
エフテック	21,300	778.00	16,571,400	21,700
レシップホールディングス	6,400	515.00	3,296,000	
GMB	7,400	1,281.00	9,479,400	5,100
ファルテック	2,000	597.00	1,194,000	
武蔵精密工業	102,000	1,652.00	168,504,000	
日産車体	66,600	882.00	58,741,200	18,600
新明和工業	131,100	1,313.00	172,134,300	
極東開発工業	70,600	1,753.00	123,761,800	6,500
トビー工業	33,800	2,211.00	74,731,800	4,600
ティラド	9,200	2,095.00	19,274,000	6,400
曙ブレーキ工業	303,900	134.00	40,722,600	95,100
タチエス	63,800	1,564.00	99,783,200	
NOK	162,700	1,917.00	311,895,900	16,800
フタバ産業	120,500	617.00	74,348,500	
KYB	40,200	4,695.00	188,739,000	15,100
市光工業	60,400	514.00	31,045,600	
大同メタル工業	67,400	513.00	34,576,200	
プレス工業	189,000	628.00	118,692,000	42,500
ミクニ	58,000	487.00	28,246,000	
太平洋工業	98,200	1,369.00	134,435,800	34,300
河西工業	57,700	175.00	10,097,500	
アイシン	321,900	4,507.00	1,450,803,300	
マツダ	1,380,400	1,384.50	1,911,163,800	
今仙電機製作所	18,900	642.00	12,133,800	
本田技研工業	3,392,400	4,411.00	14,963,876,400	
スズキ	766,500	5,281.00	4,047,886,500	221,700
SUBARU	1,320,400	2,567.50	3,390,127,000	
安永	14,900	862.00	12,843,800	10,400
ヤマハ発動機	601,200	3,853.00	2,316,423,600	
小糸製作所	501,900	2,524.50	1,267,046,550	87,500
TBK	57,200	407.00	23,280,400	
エクセディ	65,800	2,437.00	160,354,600	41,100
ミツバ	73,300	791.00	57,980,300	
豊田合成	121,300	3,054.00	370,450,200	36,500
愛三工業	61,500	1,186.00	72,939,000	
盟和産業	1,400	1,031.00	1,443,400	
日本プラスト	19,200	466.00	8,947,200	
ヨロズ	46,900	896.00	42,022,400	
エフ・シー・シー	69,600	1,860.00	129,456,000	17,900
新家工業	7,500	2,561.00	19,207,500	
シマノ	169,400	21,700.00	3,675,980,000	



銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
テイ・エス テック	191,000	1,801.00	343,991,000	131,800
三十三フィナンシャルグループ	42,100	1,689.00	71,106,900	1,700
第四北越フィナンシャルグループ	65,400	3,515.00	229,881,000	16,500
ひろぎんホールディングス	536,200	840.20	450,515,240	2,500
マーキュリアホールディングス	18,600	744.00	13,838,400	
おきなわフィナンシャルグループ	43,700	2,185.00	95,484,500	1,200
ダイレクトマーケティングミックス	46,900	724.00	33,955,600	21,700
ポピンズ	5,600	1,377.00	7,711,200	3,900
LITALICO	33,400	2,208.00	73,747,200	
コンフィデンス・インターワークス	738	1,690.00	1,247,220	500
十六フィナンシャルグループ	53,300	3,445.00	183,618,500	30,000
北國フィナンシャルホールディングス	43,300	4,675.00	202,427,500	25,800
ネットプロテクションズホールディングス	143,700	317.00	45,552,900	2,900
プロクレアホールディングス	50,800	2,004.00	101,803,200	27,700
あいちフィナンシャルグループ	57,300	2,382.00	136,488,600	4,500
ジャムコ	17,700	1,648.00	29,169,600	10,500
小野建	48,700	1,672.00	81,426,400	
はるやまホールディングス	10,300	500.00	5,150,000	1,500
南陽	4,500	2,116.00	9,522,000	
ノジマ	145,800	1,254.00	182,833,200	
佐島電機	19,600	1,472.00	28,851,200	13,200
カッパ・クリエイト	66,500	1,574.00	104,671,000	
エコートレーディング	7,000	1,203.00	8,421,000	
伯東	24,800	4,870.00	120,776,000	10,800
コンドーテック	48,600	1,187.00	57,688,200	
中山福	51,100	338.00	17,271,800	30,600
ライトオン	19,200	572.00	10,982,400	3,000
ナガイレーベン	59,700	2,296.00	137,071,200	
三菱食品	44,700	3,925.00	175,447,500	
良品計画	482,000	1,966.00	947,612,000	
パリミキホールディングス	57,600	319.00	18,374,400	35,100
松田産業	35,100	2,289.00	80,343,900	
第一興商	171,000	2,687.00	459,477,000	18,300
メディカルホールディングス	422,200	2,432.50	1,027,001,500	22,500
アドヴァングループ	49,100	982.00	48,216,200	
S P K	13,800	1,963.00	27,089,400	
萩原電気ホールディングス	14,600	3,190.00	46,574,000	4,000
アルビス	8,500	2,449.00	20,816,500	600
アズワン	62,700	5,718.00	358,518,600	100
スズデン	12,900	2,141.00	27,618,900	9,000
尾家産業	8,700	1,644.00	14,302,800	
シモジマ	32,600	1,101.00	35,892,600	3,300
ドウシシャ	50,900	2,191.00	111,521,900	200
小津産業	6,500	1,582.00	10,283,000	1,000
コナカ	20,900	405.00	8,464,500	
高速	19,000	2,029.00	38,551,000	
ハウス オブ ローゼ	1,200	1,601.00	1,921,200	800
G-7ホールディングス	57,200	1,229.00	70,298,800	23,500
たけびし	10,400	1,802.00	18,740,800	
イオン北海道	61,500	871.00	53,566,500	
コジマ	69,000	660.00	45,540,000	48,000
ヒマラヤ	5,500	948.00	5,214,000	3,800
コーナン商事	60,400	3,530.00	213,212,000	7,900
ネットワンシステムズ	156,700	2,720.00	426,224,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
エコス	13,100	2,068.00	27,090,800	
ワタミ	56,500	893.00	50,454,500	1,000
マルシェ	7,500	250.00	1,875,000	5,200
リックス	6,400	3,120.00	19,968,000	
システムソフト	136,000	82.00	11,152,000	200
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	891,400	2,896.50	2,581,940,100	50,400
丸文	41,600	1,087.00	45,219,200	23,000
西松屋チェーン	98,500	1,719.00	169,321,500	
ゼンショーホールディングス	241,700	6,761.00	1,634,133,700	65,600
ハビネット	42,200	2,427.00	102,419,400	23,800
幸楽苑ホールディングス	20,000	1,029.00	20,580,000	12,800
ハークスレイ	14,400	674.00	9,705,600	
橋本総業ホールディングス	9,100	1,122.00	10,210,200	
日本ライフライン	129,400	1,080.00	139,752,000	
サイゼリヤ	66,200	4,545.00	300,879,000	5,900
タカショー	40,800	660.00	26,928,000	17,900
VTホールディングス	171,300	545.00	93,358,500	
アルゴグラフィックス	42,500	3,465.00	147,262,500	
魚力	8,500	2,196.00	18,666,000	1,300
IDOM	134,300	808.00	108,514,400	39,200
日本エム・ディ・エム	21,200	855.00	18,126,000	
ポブラ	7,200	208.00	1,497,600	5,000
フジ・コーポレーション	18,800	1,800.00	33,840,000	13,000
ユナイテッドアローズ	49,000	2,198.00	107,702,000	
進和	24,400	2,289.00	55,851,600	
エスケイジャパン	10,000	677.00	6,770,000	
ダイトロン	15,100	2,763.00	41,721,300	
ハイデイ日高	62,500	2,709.00	169,312,500	
シークス	60,800	1,479.00	89,923,200	22,700
YU-WA CREATION HOLDINGS	11,300	181.00	2,045,300	
コロワイド	203,400	2,193.50	446,157,900	144,800
ピーシーデポコーポレーション	58,400	479.00	27,973,600	10,000
田中商事	3,100	660.00	2,046,000	300
オーハシテクニカ	13,900	1,554.00	21,600,600	
壺番屋	35,700	5,620.00	200,634,000	
白銅	11,800	2,295.00	27,081,000	8,200
トップカルチャー	5,300	189.00	1,001,700	
PLANT	2,100	741.00	1,556,100	
スギホールディングス	89,000	6,499.00	578,411,000	
ダイコー通産	1,800	1,128.00	2,030,400	
薬王堂ホールディングス	21,500	2,530.00	54,395,000	8,600
島津製作所	508,300	4,291.00	2,181,115,300	
JMS	48,700	530.00	25,811,000	
クボテック	6,500	265.00	1,722,500	34,900
長野計器	32,900	2,059.00	67,741,100	
ブイ・テクノロジー	18,000	2,353.00	42,354,000	12,500
スター精密	73,800	1,780.00	131,364,000	
東京計器	34,200	1,374.00	46,990,800	
愛知時計電機	13,800	1,513.00	20,879,400	
インターアクション	19,700	1,060.00	20,882,000	13,700
オーバル	30,800	371.00	11,426,800	200
東京精密	91,700	7,890.00	723,513,000	
マニー	167,500	1,934.00	323,945,000	
ニコン	603,400	1,636.00	987,162,400	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
トプコン	221,600	1,616.50	358,216,400	
オリンパス	2,568,800	2,250.50	5,781,084,400	
理研計器	23,500	5,250.00	123,375,000	
SCREENホールディングス	71,300	14,660.00	1,045,258,000	
キャノン電子	48,500	1,837.00	89,094,500	
タムロン	25,600	4,565.00	116,864,000	
HOYA	884,200	16,475.00	14,567,195,000	
シード	14,800	601.00	8,894,800	
ノーリツ鋼機	40,100	2,457.00	98,525,700	28,900
A&Dホロンホールディングス	61,400	1,587.00	97,441,800	
朝日インテック	466,300	2,788.50	1,300,277,550	47,400
キャノン	2,081,500	3,629.00	7,553,763,500	
リコー	1,046,400	1,217.50	1,273,992,000	
シチズン時計	389,200	934.00	363,512,800	
リズム	9,900	1,643.00	16,265,700	6,900
大研医器	25,000	534.00	13,350,000	6,100
メニコン	143,400	2,358.00	338,137,200	
シンシア	2,200	594.00	1,306,800	
KYORITSU	61,700	168.00	10,365,600	
中本パックス	9,000	1,617.00	14,553,000	
スノーピーク	59,500	1,668.00	99,246,000	48,000
パラマウントベッドホールディングス	96,400	2,245.00	216,418,000	
トランザクション	24,900	1,918.00	47,758,200	
粧美堂	44,800	425.00	19,040,000	18,000
ニホンフラッシュ	47,800	947.00	45,266,600	
前田工織	39,700	3,045.00	120,886,500	
永大産業	58,300	214.00	12,476,200	
アートネイチャー	56,300	776.00	43,688,800	
バンダイナムコホールディングス	1,143,300	3,399.00	3,886,076,700	
アイフィスジャパン	6,300	587.00	3,698,100	
SHOEI	94,300	2,546.00	240,087,800	
フランスベッドホールディングス	59,600	1,189.00	70,864,400	
マーベラス	66,700	675.00	45,022,500	9,200
パイロットコーポレーション	58,700	4,631.00	271,839,700	
萩原工業	32,600	1,566.00	51,051,600	
エイベックス	69,500	1,521.00	105,709,500	
フジシールインターナショナル	78,700	1,597.00	125,683,900	
タカラトミー	190,800	2,148.00	409,838,400	
広済堂ホールディングス	18,300	2,166.00	39,637,800	12,800
エステールホールディングス	3,200	619.00	1,980,800	1,900
レック	59,800	925.00	55,315,000	2,000
タカノ	5,400	796.00	4,298,400	
三光合成	53,700	610.00	32,757,000	
プロネクス	45,700	1,057.00	48,304,900	
ホクシン	15,800	130.00	2,054,000	11,000
ウッドワン	10,200	1,028.00	10,485,600	
大建工業	20,200	2,337.00	47,207,400	
きもと	62,500	184.00	11,500,000	300
凸版印刷	513,000	3,287.00	1,686,231,000	186,000
大日本印刷	456,100	3,957.00	1,804,787,700	
共同印刷	10,600	3,200.00	33,920,000	3,100
NISSHA	74,300	1,780.00	132,254,000	8,100
光村印刷	1,000	1,233.00	1,233,000	
藤森工業	37,000	3,670.00	135,790,000	2,500

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
ヴィア・ホールディングス	57,600	92.00	5,299,200	
TAKARA & COMPANY	26,200	2,263.00	59,290,600	6,400
前澤化成工業	21,400	1,465.00	31,351,000	100
未来工業	13,700	2,930.00	40,141,000	
アシックス	355,600	4,852.00	1,725,371,200	
ツツミ	5,000	2,382.00	11,910,000	
ウェーブロックホールディングス	11,000	618.00	6,798,000	
JSP	23,400	1,917.00	44,857,800	
ニチハ	52,400	3,180.00	166,632,000	
ローランド	30,800	3,880.00	119,504,000	22,400
エフピコ	77,500	2,813.00	218,007,500	
小松ウオール工業	11,100	2,870.00	31,857,000	
ヤマハ	263,100	4,608.00	1,212,364,800	110,900
河合楽器製作所	9,600	3,355.00	32,208,000	4,700
クリナップ	55,100	692.00	38,129,200	
ピジョン	265,800	1,946.50	517,379,700	
天馬	40,500	2,622.00	106,191,000	22,800
キングジム	54,000	866.00	46,764,000	9,000
象印マホービン	113,300	1,822.00	206,432,600	65,000
リンテック	82,900	2,318.00	192,162,200	
信越ポリマー	74,300	1,359.00	100,973,700	
東リ	47,900	356.00	17,052,400	28,200
イトーキ	81,200	1,230.00	99,876,000	
任天堂	2,634,800	6,145.00	16,190,846,000	
三菱鉛筆	60,300	1,908.00	115,052,400	400
松風	17,000	2,075.00	35,275,000	
タカラスタANDARD	71,100	1,765.00	125,491,500	22,200
コクヨ	180,800	2,242.50	405,444,000	
ナカバヤシ	53,600	501.00	26,853,600	26,200
ニフコ	151,000	4,180.00	631,180,000	6,400
立川ブラインド工業	15,700	1,361.00	21,367,700	
グローブライト	33,700	2,359.00	79,498,300	
オカムラ	126,900	2,156.00	273,596,400	
バルカー	38,300	3,880.00	148,604,000	
MUTOHホールディングス	3,500	1,776.00	6,216,000	
伊藤忠商事	2,720,800	5,663.00	15,407,890,400	
丸紅	3,445,600	2,436.00	8,393,481,600	
スクロール	64,200	966.00	62,017,200	
高島	5,000	3,625.00	18,125,000	3,500
ヨンドシーホールディングス	38,000	1,911.00	72,618,000	
三陽商会	11,200	1,912.00	21,414,400	
長瀬産業	202,400	2,447.50	495,374,000	
ナイガイ	4,500	280.00	1,260,000	
蝶理	20,900	2,853.00	59,627,700	4,100
豊田通商	386,800	8,491.00	3,284,318,800	
オンワードホールディングス	271,100	533.00	144,496,300	
三共生興	62,100	666.00	41,358,600	19,100
兼松	172,700	2,008.00	346,781,600	
美津濃	41,500	4,300.00	178,450,000	30,300
ツカモトコーポレーション	2,900	1,255.00	3,639,500	
ルックホールディングス	10,200	2,093.00	21,348,600	
三井物産	3,133,800	5,612.00	17,586,885,600	
日本紙パルプ商事	22,200	4,640.00	103,008,000	8,400
東京エレクトロン	883,300	20,760.00	18,337,308,000	8,700

銘柄	株式数	評価額(円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
カメイ	51,500	1,449.00	74,623,500	
東都水産	1,700	6,380.00	10,846,000	100
OUGホールディングス	3,100	2,447.00	7,585,700	
スターゼン	40,400	2,377.00	96,030,800	
セイコーグループ	64,000	2,761.00	176,704,000	44,300
山善	132,200	1,157.00	152,955,400	
椿本興業	4,700	4,860.00	22,842,000	2,800
住友商事	2,688,100	2,959.00	7,954,087,900	
B I P R O G Y	154,000	3,595.00	553,630,000	87,900
内田洋行	15,700	5,910.00	92,787,000	
三菱商事	2,692,100	7,085.00	19,073,528,500	
第一実業	13,300	5,130.00	68,229,000	2,200
キャノンマーケティングジャパン	102,300	3,770.00	385,671,000	
西華産業	11,400	1,936.00	22,070,400	
佐藤商事	36,900	1,439.00	53,099,100	24,000
菱洋エレクトロ	37,600	3,315.00	124,644,000	18,600
東京産業	41,400	846.00	35,024,400	15,500
ユアサ商事	42,000	4,260.00	178,920,000	24,200
神鋼商事	10,900	5,640.00	61,476,000	5,100
トルク	47,400	241.00	11,423,400	
阪和興業	78,300	4,690.00	367,227,000	
正栄食品工業	32,600	4,420.00	144,092,000	700
カナデン	40,200	1,291.00	51,898,200	
RYODEN	43,300	2,221.00	96,169,300	
ニプロ	347,900	1,095.50	381,124,450	
岩谷産業	100,500	7,272.00	730,836,000	
ナイス	7,600	1,517.00	11,529,200	
ニチモウ	3,200	4,035.00	12,912,000	
極東貿易	22,100	1,798.00	39,735,800	
アステナホールディングス	62,200	441.00	27,430,200	800
三愛オプリー	118,500	1,565.00	185,452,500	1,800
稲畑産業	90,200	3,280.00	295,856,000	
G S I クレオス	22,200	2,073.00	46,020,600	14,700
明和産業	57,500	642.00	36,915,000	
クワザワホールディングス	3,800	547.00	2,078,600	
キムラタン	338,200	19.00	6,425,800	161,800
ゴールドウイン	74,000	10,415.00	770,710,000	
ユニ・チャーム	872,000	5,839.00	5,091,608,000	3,300
デサント	69,900	4,020.00	280,998,000	
キング	15,000	620.00	9,300,000	
ワキタ	73,500	1,316.00	96,726,000	
ヤマトインターナショナル	9,900	295.00	2,920,500	6,000
東邦ホールディングス	109,900	2,832.50	311,291,750	
サンゲツ	111,500	2,825.00	314,987,500	
ミツウロコグループホールディングス	58,200	1,325.00	77,115,000	16,600
シナネンホールディングス	11,400	3,955.00	45,087,000	3,400
伊藤忠エネクス	108,900	1,458.00	158,776,200	
サンリオ	125,100	8,022.00	1,003,552,200	
サンワテクノス	19,800	2,124.00	42,055,200	
リョーサン	46,800	4,120.00	192,816,000	32,300
新光商事	62,300	1,121.00	69,838,300	27,300
トーヨー	18,100	2,876.00	52,055,600	
三信電気	15,400	2,093.00	32,232,200	10,700
東陽テクニカ	54,700	1,389.00	75,978,300	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
モスフードサービス	63,100	3,350.00	211,385,000	25,700
加賀電子	35,800	6,380.00	228,404,000	23,600
三益半導体工業	33,200	2,757.00	91,532,400	
都築電気	17,200	2,169.00	37,306,800	
ソーダニッカ	16,300	859.00	14,001,700	
立花エレテック	38,700	2,654.00	102,709,800	8,700
木曾路	65,300	2,573.00	168,016,900	15,000
S R Sホールディングス	67,800	1,037.00	70,308,600	
千趣会	69,000	396.00	27,324,000	5,100
タカキュー	53,100	90.00	4,779,000	
リテールパートナーズ	61,800	1,511.00	93,379,800	10,700
ケーヨー	76,300	862.00	65,770,600	
上新電機	40,400	2,009.00	81,163,600	
日本瓦斯	234,000	2,134.00	499,356,000	
ロイヤルホールディングス	77,800	2,707.00	210,604,600	
東天紅	1,600	807.00	1,291,200	
いなげや	52,700	1,477.00	77,837,900	8,900
チヨダ	46,100	982.00	45,270,200	
ライフコーポレーション	39,300	3,590.00	141,087,000	
リンガーハット	57,800	2,448.00	141,494,400	22,200
MrMaxHD	59,000	598.00	35,282,000	38,300
テナアライド	54,800	318.00	17,426,400	5,000
AOKIホールディングス	73,000	921.00	67,233,000	9,600
オークワ	62,000	867.00	53,754,000	40,400
コメリ	65,200	3,015.00	196,578,000	26,700
青山商事	96,600	1,298.00	125,386,800	
しまむら	51,800	14,415.00	746,697,000	
はせがわ	17,600	351.00	6,177,600	
高島屋	332,900	2,144.00	713,737,600	203,200
松屋	74,200	1,115.00	82,733,000	
エイチ・ツー・オー リテイリング	215,000	1,583.00	340,345,000	147,900
近鉄百貨店	16,200	2,434.00	39,430,800	
丸井グループ	325,600	2,416.00	786,649,600	
クレディセゾン	260,500	2,211.50	576,095,750	
アクシアル リテイリング	36,100	3,845.00	138,804,500	
井筒屋	17,200	378.00	6,501,600	1,000
イオン	1,496,800	3,103.00	4,644,570,400	
イズミ	65,900	3,618.00	238,426,200	
フォーバル	8,800	1,183.00	10,410,400	
平和堂	71,400	2,408.00	171,931,200	
フジ	65,500	1,841.00	120,585,500	
ヤオコー	50,000	7,646.00	382,300,000	
ゼビオホールディングス	57,600	1,089.00	62,726,400	
ケーズホールディングス	312,100	1,280.50	399,644,050	226,100
PALTAC	68,400	4,560.00	311,904,000	15,300
三谷産業	57,700	318.00	18,348,600	
Olympicグループ	11,300	515.00	5,819,500	
日産東京販売ホールディングス	59,900	392.00	23,480,800	35,000
SBI新生銀行	96,000	2,813.00	270,048,000	
あおぞら銀行	258,400	2,765.50	714,605,200	155,400
三菱UFJフィナンシャル・グループ	25,741,000	1,095.00	28,186,395,000	3,134,700
りそなホールディングス	5,194,900	710.50	3,690,976,450	
三井住友トラスト・ホールディングス	738,500	5,221.00	3,855,708,500	
三井住友フィナンシャルグループ	2,921,100	6,366.00	18,595,722,600	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
千葉銀行	1,145,500	961.10	1,100,940,050	
群馬銀行	800,300	619.70	495,945,910	
武蔵野銀行	52,400	2,475.00	129,690,000	
千葉興業銀行	64,100	632.00	40,511,200	46,000
筑波銀行	193,200	211.00	40,765,200	36,000
七十七銀行	131,300	2,902.00	381,032,600	14,500
秋田銀行	23,500	1,770.00	41,595,000	500
山形銀行	48,900	1,088.00	53,203,200	31,200
岩手銀行	32,600	2,160.00	70,416,000	3,100
東邦銀行	325,100	252.00	81,925,200	26,000
東北銀行	6,900	1,057.00	7,293,300	
ふくおかフィナンシャルグループ	328,100	3,285.00	1,077,808,500	55,700
スルガ銀行	362,300	555.00	201,076,500	
八十二銀行	868,100	740.60	642,914,860	265,500
山梨中央銀行	47,500	1,379.00	65,502,500	
大垣共立銀行	74,900	1,925.00	144,182,500	
福井銀行	41,700	1,492.00	62,216,400	4,200
清水銀行	10,000	1,531.00	15,310,000	
富山銀行	4,500	1,691.00	7,609,500	
滋賀銀行	66,100	2,979.00	196,911,900	42,800
南都銀行	63,100	2,569.00	162,103,900	28,100
百五銀行	420,100	491.00	206,269,100	
京都銀行	130,000	7,964.00	1,035,320,000	89,000
紀陽銀行	147,000	1,480.00	217,560,000	79,300
ほくほくフィナンシャルグループ	261,300	1,236.50	323,097,450	91,900
山陰合同銀行	257,200	881.00	226,593,200	3,300
鳥取銀行	4,700	1,197.00	5,625,900	
百十四銀行	37,500	2,124.00	79,650,000	
四国銀行	60,000	906.00	54,360,000	
阿波銀行	62,600	2,190.00	137,094,000	14,100
大分銀行	21,700	2,396.00	51,993,200	
宮崎銀行	23,300	2,519.00	58,692,700	1,000
佐賀銀行	16,900	1,755.00	29,659,500	
琉球銀行	104,000	1,001.00	104,104,000	
セブン銀行	1,472,800	295.00	434,476,000	
みずほフィナンシャルグループ	5,944,200	2,325.50	13,823,237,100	767,100
高知銀行	11,700	1,039.00	12,156,300	
山口フィナンシャルグループ	403,000	1,097.50	442,292,500	283,500
芙蓉総合リース	37,800	11,730.00	443,394,000	
みずほリース	59,600	4,540.00	270,584,000	
東京センチュリー	75,400	5,336.00	402,334,400	
SBIホールディングス	595,100	2,938.50	1,748,701,350	
日本証券金融	169,700	1,143.00	193,967,100	34,500
アイフル	680,700	352.00	239,606,400	149,600
日本アジア投資	37,300	237.00	8,840,100	100
名古屋銀行	24,600	3,845.00	94,587,000	
北洋銀行	622,800	289.00	179,989,200	67,400
大光銀行	9,100	1,207.00	10,983,700	
愛媛銀行	59,300	852.00	50,523,600	
トマト銀行	5,600	1,070.00	5,992,000	
京葉銀行	218,400	561.00	122,522,400	108,100
栃木銀行	188,200	272.00	51,190,400	129,700
北日本銀行	10,800	2,091.00	22,582,800	7,000
東和銀行	63,100	552.00	34,831,200	300

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
福島銀行	54,200	219.00	11,869,800	
大東銀行	5,400	658.00	3,553,200	
リコーリース	39,000	4,225.00	164,775,000	
イオンフィナンシャルサービス	236,000	1,240.00	292,640,000	
アコム	733,500	344.40	252,617,400	
ジャックス	43,800	5,110.00	223,818,000	
オリエントコーポレーション	108,000	1,086.00	117,288,000	74,500
オリックス	2,698,000	2,571.50	6,937,907,000	
三菱HCキャピタル	1,602,500	910.70	1,459,396,750	
ジャフコ グループ	138,400	1,728.50	239,224,400	25,900
九州リースサービス	12,800	850.00	10,880,000	
トモニホールディングス	334,500	384.00	128,448,000	81,700
大和証券グループ本社	2,939,100	766.60	2,253,114,060	
野村ホールディングス	7,405,700	535.90	3,968,714,630	
岡三証券グループ	360,800	542.00	195,553,600	259,000
丸三証券	155,800	499.00	77,744,200	
東洋証券	138,300	321.00	44,394,300	58,300
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	447,300	424.00	189,655,200	
光世証券	2,800	617.00	1,727,600	
水戸証券	119,900	381.00	45,681,900	
いちよし証券	66,500	659.00	43,823,500	
松井証券	242,800	774.00	187,927,200	172,600
SOMPOホールディングス	705,400	6,016.00	4,243,686,400	
日本取引所グループ	1,154,900	2,585.00	2,985,416,500	48,300
マネックスグループ	442,800	519.00	229,813,200	
極東証券	58,800	739.00	43,453,200	
岩井コスモホールディングス	48,000	1,617.00	77,616,000	14,200
アイザワ証券グループ	63,800	818.00	52,188,400	
フィデアホールディングス	46,500	1,442.00	67,053,000	
池田泉州ホールディングス	526,300	251.00	132,101,300	77,400
アニコム ホールディングス	142,700	658.00	93,896,600	100,200
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	836,400	5,127.00	4,288,222,800	
マネーパートナーズグループ	10,500	285.00	2,992,500	
スパークス・グループ	45,400	1,466.00	66,556,400	18,500
小林洋行	5,600	233.00	1,304,800	
第一生命ホールディングス	2,008,000	2,692.50	5,406,540,000	417,800
東京海上ホールディングス	4,062,700	3,088.00	12,545,617,600	
アドバンテッジリスクマネジメント	12,800	483.00	6,182,400	
イー・ギャランティ	64,500	1,955.00	126,097,500	
アサックス	10,300	647.00	6,664,100	
NECキャピタルソリューション	19,300	3,070.00	59,251,000	
T&Dホールディングス	1,103,100	2,208.50	2,436,196,350	582,600
アドバンスクリエイト	19,400	1,236.00	23,978,400	
三井不動産	1,754,000	3,002.00	5,265,508,000	35,200
三菱地所	2,480,100	1,735.00	4,302,973,500	
平和不動産	65,400	3,825.00	250,155,000	
東京建物	359,100	1,880.50	675,287,550	
京阪神ビルディング	66,300	1,250.00	82,875,000	
住友不動産	743,000	3,712.00	2,758,016,000	
太平洋興発	10,500	758.00	7,959,000	
テーオーシー	68,500	630.00	43,155,000	21,600
東京楽天地	5,600	4,080.00	22,848,000	1,500
レオパレス21	462,600	349.00	161,447,400	331,400
スターツコーポレーション	59,500	2,940.00	174,930,000	7,000



銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
フジ住宅	58,300	687.00	40,052,100	
空港施設	57,200	560.00	32,032,000	
明和地所	16,600	1,065.00	17,679,000	
ゴールドクレスト	47,600	1,963.00	93,438,800	26,000
リログループ	238,800	1,824.50	435,690,600	167,700
エスリード	16,100	3,005.00	48,380,500	
日神グループホールディングス	60,700	488.00	29,621,600	8,300
日本エスコ	77,600	795.00	61,692,000	38,200
MIRARTHホールディングス	207,700	448.00	93,049,600	152,800
AVANTIA	15,800	904.00	14,283,200	
イオンモール	212,400	1,738.50	369,257,400	
毎日コムネット	8,600	724.00	6,226,400	
ファースト住建	11,600	1,119.00	12,980,400	200
ランド	2,627,600	8.00	21,020,800	
カチタス	111,400	2,418.00	269,365,200	19,500
東祥	36,500	1,280.00	46,720,000	
トーセイ	62,900	1,706.00	107,307,400	
穴吹興産	5,300	1,997.00	10,584,100	1,600
サンフロンティア不動産	68,600	1,508.00	103,448,800	23,100
FJネクストホールディングス	54,400	1,042.00	56,684,800	
インテリックス	2,600	511.00	1,328,600	
ランドビジネス	6,800	263.00	1,788,400	
サンネクスタグループ	7,800	923.00	7,199,400	
グランディハウス	35,300	612.00	21,603,600	7,900
東武鉄道	458,400	3,889.00	1,782,717,600	
相鉄ホールディングス	137,700	2,814.50	387,556,650	
東急	1,170,200	1,844.50	2,158,433,900	224,400
京浜急行電鉄	473,400	1,311.50	620,864,100	
小田急電鉄	632,600	2,102.00	1,329,725,200	
京王電鉄	220,700	4,909.00	1,083,416,300	128,500
京成電鉄	269,100	5,654.00	1,521,491,400	
富士急行	51,700	5,290.00	273,493,000	22,300
東日本旅客鉄道	707,800	8,065.00	5,708,407,000	
西日本旅客鉄道	533,100	6,023.00	3,210,861,300	
東海旅客鉄道	321,500	17,870.00	5,745,205,000	
西武ホールディングス	505,000	1,582.00	798,910,000	
鴻池運輸	67,700	1,745.00	118,136,500	
西日本鉄道	112,500	2,577.50	289,968,750	
ハマキョウレックス	37,800	4,015.00	151,767,000	
サカイ引越センター	19,500	5,310.00	103,545,000	
近鉄グループホールディングス	416,600	4,728.00	1,969,684,800	111,000
阪急阪神ホールディングス	555,600	4,860.00	2,700,216,000	344,800
南海電気鉄道	198,800	2,916.50	579,800,200	
京阪ホールディングス	229,600	4,057.00	931,487,200	160,500
神戸電鉄	8,500	3,070.00	26,095,000	5,900
名古屋鉄道	460,500	2,217.00	1,020,928,500	
山陽電気鉄道	26,800	2,192.00	58,745,600	
アルプス物流	32,600	1,488.00	48,508,800	11,700
トランコム	10,300	7,380.00	76,014,000	
ヤマトホールディングス	533,500	2,692.00	1,436,182,000	
山九	106,000	5,025.00	532,650,000	
日新	34,600	2,484.00	85,946,400	
丸運	5,300	246.00	1,303,800	
丸全昭和運輸	28,600	4,005.00	114,543,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
センコーグループホールディングス	217,900	1,032.00	224,872,800	
トナミホールディングス	6,700	4,985.00	33,399,500	
ニッコンホールディングス	131,300	3,108.00	408,080,400	14,300
日本石油輸送	1,900	2,519.00	4,786,100	
福山通運	33,200	3,845.00	127,654,000	
セイノーホールディングス	234,300	2,157.50	505,502,250	164,500
エスライングループ本社	4,800	840.00	4,032,000	400
神奈川中央交通	8,500	3,265.00	27,752,500	
AZ-COM丸和ホールディングス	100,900	2,154.00	217,338,600	4,900
C&Fロジホールディングス	48,900	1,289.00	63,032,100	
日本郵船	1,114,600	3,850.00	4,291,210,000	
商船三井	734,400	4,000.00	2,937,600,000	
川崎汽船	313,000	4,841.00	1,515,233,000	
NSユニテッド海運	19,800	3,940.00	78,012,000	13,700
明治海運	16,900	714.00	12,066,600	11,800
飯野海運	154,300	984.00	151,831,200	
共栄タンカー	4,800	842.00	4,041,600	1,300
九州旅客鉄道	294,600	3,118.00	918,562,800	
SGホールディングス	799,500	2,094.50	1,674,552,750	
NIPPON EXPRESSホールディングス	141,400	8,362.00	1,182,386,800	
ID&Eホールディングス	23,900	3,385.00	80,901,500	
日本航空	1,023,300	3,076.00	3,147,670,800	
ANAホールディングス	1,133,700	3,369.00	3,819,435,300	791,400
ビーウィズ	7,700	2,491.00	19,180,700	
パスコ	4,400	1,701.00	7,484,400	
TREホールディングス	92,700	1,183.00	109,664,100	25,000
人・夢・技術グループ	15,500	1,736.00	26,908,000	
西本Wismettacホールディングス	10,300	4,725.00	48,667,500	
シルバーライフ	9,100	1,193.00	10,856,300	2,100
ヤマシタヘルスケアホールディングス	2,100	1,942.00	4,078,200	
Genky Drug Stores	16,900	4,990.00	84,331,000	2,700
コア商事ホールディングス	32,600	679.00	22,135,400	9,200
KPPグループホールディングス	109,000	603.00	65,727,000	66,900
ナルミヤ・インターナショナル	5,100	1,095.00	5,584,500	
ブックオフグループホールディングス	20,900	1,229.00	25,686,100	14,000
ギフトホールディングス	17,600	2,281.00	40,145,600	
三菱倉庫	89,500	3,739.00	334,640,500	
三井倉庫ホールディングス	39,500	3,915.00	154,642,500	
住友倉庫	114,200	2,380.00	271,796,000	78,500
澁澤倉庫	12,300	3,250.00	39,975,000	
ヤマタネ	15,200	1,818.00	27,633,600	
東陽倉庫	21,400	271.00	5,799,400	
乾汽船	54,600	1,385.00	75,621,000	29,300
日本トランスシティ	73,000	632.00	46,136,000	42,000
ケイヒン	6,100	1,640.00	10,004,000	
中央倉庫	36,600	1,089.00	39,857,400	
川西倉庫	2,300	1,026.00	2,359,800	
安田倉庫	44,700	1,001.00	44,744,700	2,200
ファイズホールディングス	7,100	1,065.00	7,561,500	
大栄環境	111,000	2,400.00	266,400,000	27,200
日本管財ホールディングス	51,800	2,619.00	135,664,200	
東洋埠頭	5,400	1,354.00	7,311,600	
上組	200,300	3,233.00	647,569,900	40,500
サンリツ	4,400	722.00	3,176,800	

銘柄	株式数	評価額(円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
キムラユニティー	17,200	1,300.00	22,360,000	
キューソー流通システム	18,600	923.00	17,167,800	3,100
東海運	5,600	284.00	1,590,400	2,600
エーアイティー	22,900	1,912.00	43,784,800	
内外トランスライン	13,000	2,642.00	34,346,000	
ショーエイコーポレーション	9,700	602.00	5,839,400	900
日本コンセプト	12,200	1,966.00	23,985,200	
TBSホールディングス	214,800	2,653.00	569,864,400	135,200
日本テレビホールディングス	370,600	1,357.50	503,089,500	11,800
朝日放送グループホールディングス	55,500	681.00	37,795,500	23,600
テレビ朝日ホールディングス	102,500	1,707.00	174,967,500	5,200
スカパーJ SATホールディングス	377,100	637.00	240,212,700	267,400
テレビ東京ホールディングス	36,600	3,130.00	114,558,000	
日本BS放送	9,600	920.00	8,832,000	2,900
ビジョン	55,200	1,638.00	90,417,600	
スマートバリュー	6,200	375.00	2,325,000	4,300
USEN-NEXT HOLDINGS	46,900	3,360.00	157,584,000	
ワイヤレスゲート	7,100	203.00	1,441,300	
日本通信	386,300	241.00	93,098,300	270,500
クロップス	4,200	989.00	4,153,800	600
日本電信電話	134,079,000	162.90	21,841,469,100	
KDDI	3,234,300	4,125.00	13,341,487,500	
ソフトバンク	6,727,100	1,608.50	10,820,540,350	
光通信	49,200	21,305.00	1,048,206,000	
エムティーアイ	20,500	543.00	11,131,500	
GMOインターネットグループ	154,700	2,610.00	403,767,000	17,300
ファイバーゲート	20,100	1,325.00	26,632,500	
アイドママーケティングコミュニケーション	4,700	271.00	1,273,700	3,200
KADOKAWA	221,300	3,467.00	767,247,100	155,600
学研ホールディングス	59,600	878.00	52,328,800	
ゼンリン	72,800	891.00	64,864,800	45,300
昭文社ホールディングス	6,800	301.00	2,046,800	900
インプレスホールディングス	53,700	206.00	11,062,200	
東京電力ホールディングス	3,761,900	574.30	2,160,459,170	
中部電力	1,537,800	1,812.50	2,787,262,500	
関西電力	1,611,500	1,877.00	3,024,785,500	
中国電力	664,600	961.80	639,212,280	
北陸電力	404,900	841.10	340,561,390	199,700
東北電力	1,020,300	966.70	986,324,010	
四国電力	356,300	996.90	355,195,470	
九州電力	962,000	922.40	887,348,800	218,100
北海道電力	403,200	619.30	249,701,760	91,100
沖縄電力	97,700	1,154.00	112,745,800	11,600
電源開発	314,200	2,222.50	698,309,500	
エフオン	23,600	573.00	13,522,800	
イーレックス	72,200	1,085.00	78,337,000	17,800
レノバ	111,200	1,455.00	161,796,000	78,600
東京瓦斯	882,300	3,339.00	2,945,999,700	271,900
大阪瓦斯	845,400	2,269.50	1,918,635,300	
東邦瓦斯	164,300	2,596.00	426,522,800	
北海道瓦斯	20,200	2,334.00	47,146,800	
広島ガス	66,700	386.00	25,746,200	
西部ガスホールディングス	41,800	1,990.00	83,182,000	
静岡ガス	101,800	1,039.00	105,770,200	200

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
メタウォーター	51,500	1,862.00	95,893,000	
アイネット	20,200	1,724.00	34,824,800	6,600
松竹	23,500	11,035.00	259,322,500	
東宝	261,900	5,601.00	1,466,901,900	
エイチ・アイ・エス	126,000	2,029.00	255,654,000	
東映	10,800	17,760.00	191,808,000	
ラックランド	15,700	3,065.00	48,120,500	6,000
NTTデータグループ	1,313,300	1,816.50	2,385,609,450	113,400
共立メンテナンス	73,400	5,757.00	422,563,800	50,100
イチネンホールディングス	55,700	1,345.00	74,916,500	
建設技術研究所	19,500	3,400.00	66,300,000	4,700
スペース	22,500	917.00	20,632,500	
アインホールディングス	59,600	5,050.00	300,980,000	21,900
燦ホールディングス	15,800	2,128.00	33,622,400	
ピー・シー・エー	22,500	1,233.00	27,742,500	5,400
スバル興業	1,300	10,180.00	13,234,000	
東京テアトル	5,300	1,119.00	5,930,700	
タナベコンサルティンググループ	11,800	1,003.00	11,835,400	
ビジネスブレイン太田昭和	16,700	2,029.00	33,884,300	
ナガワ	10,000	7,210.00	72,100,000	
東京都競馬	36,700	3,845.00	141,111,500	
常磐興産	9,600	1,244.00	11,942,400	1,400
カナモト	67,200	2,425.00	162,960,000	
D T S	89,100	3,155.00	281,110,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	210,300	5,431.00	1,142,139,300	88,500
シーイーシー	56,700	1,620.00	91,854,000	
カブコン	415,900	6,060.00	2,520,354,000	18,800
ニシオホールディングス	44,100	3,575.00	157,657,500	
アイ・エス・ビー	18,000	1,331.00	23,958,000	
アゴーラ ホスピタリティグループ	338,600	25.00	8,465,000	
日本空港ビルデング	145,400	6,621.00	962,693,400	
トランス・コスモス	53,300	3,215.00	171,359,500	6,800
乃村工藝社	190,000	880.00	167,200,000	129,600
ジャステック	19,300	1,385.00	26,730,500	
S C S K	341,600	2,428.00	829,404,800	79,200
藤田観光	17,100	4,100.00	70,110,000	
K N T - C Tホールディングス	22,500	1,394.00	31,365,000	15,700
トーカイ	46,500	1,890.00	87,885,000	3,300
白洋舎	3,500	2,470.00	8,645,000	2,400
セコム	436,900	9,612.00	4,199,482,800	
N S W	11,600	2,508.00	29,092,800	
セントラル警備保障	20,800	2,902.00	60,361,600	
アイネス	38,200	1,512.00	57,758,400	
丹青社	76,800	775.00	59,520,000	
メイテック	167,400	2,505.50	419,420,700	78,300
T K C	65,500	3,600.00	235,800,000	
富士ソフト	84,100	4,775.00	401,577,500	
応用地質	40,800	2,613.00	106,610,400	26,600
船井総研ホールディングス	90,200	2,622.00	236,504,400	17,400
N S D	149,400	2,705.00	404,127,000	9,900
進学会ホールディングス	39,800	293.00	11,661,400	
丸紅建材リース	1,100	2,466.00	2,712,600	
オオバ	12,500	893.00	11,162,500	
コナミグループ	179,200	8,135.00	1,457,792,000	85,800

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
いであ	6,800	1,646.00	11,192,800	
学究社	14,100	2,048.00	28,876,800	
ベネッセホールディングス	160,100	1,857.00	297,305,700	
イオンディライト	48,200	3,035.00	146,287,000	
ナック	9,200	977.00	8,988,400	
福井コンピュータホールディングス	33,000	2,662.00	87,846,000	14,900
ダイセキ	87,600	4,400.00	385,440,000	
ステップ	11,000	1,755.00	19,305,000	7,600
泉州電業	20,200	3,980.00	80,396,000	
元気寿司	9,800	4,840.00	47,432,000	6,800
トラスコ中山	94,800	2,120.00	200,976,000	
ヤマダホールディングス	1,810,400	443.70	803,274,480	70,800
オートバックスセブン	155,500	1,564.00	243,202,000	
モリト	34,800	1,198.00	41,690,400	
アー克蘭ズ	65,300	1,639.00	107,026,700	30,000
ニトリホールディングス	178,600	16,280.00	2,907,608,000	
グルメ杵屋	50,100	1,081.00	54,158,100	34,400
愛眼	53,400	180.00	9,612,000	11,600
ケーユーホールディングス	16,800	1,182.00	19,857,600	5,800
吉野家ホールディングス	172,400	2,875.00	495,650,000	900
加藤産業	54,500	4,000.00	218,000,000	
北恵	3,100	794.00	2,461,400	
イノテック	22,400	1,615.00	36,176,000	
イエローハット	77,000	1,822.00	140,294,000	9,300
松屋フーズホールディングス	17,400	4,155.00	72,297,000	
J B C Cホールディングス	34,200	2,379.00	81,361,800	
J Kホールディングス	40,800	961.00	39,208,800	
サガミホールディングス	66,000	1,383.00	91,278,000	
日伝	23,900	2,386.00	57,025,400	16,700
関西フードマーケット	43,600	1,443.00	62,914,800	30,000
ミロク情報サービス	39,300	1,538.00	60,443,400	
北沢産業	21,500	314.00	6,751,000	
杉本商事	15,000	2,117.00	31,755,000	
因幡電機産業	114,500	3,050.00	349,225,000	
王将フードサービス	32,600	6,930.00	225,918,000	
ミニストップ	41,200	1,488.00	61,305,600	4,900
アークス	78,100	2,524.00	197,124,400	
バローホールディングス	83,700	2,159.00	180,708,300	
東テック	13,000	5,060.00	65,780,000	
ミスミグループ本社	666,400	2,476.00	1,650,006,400	
アルテック	23,100	255.00	5,890,500	1,400
ベルク	20,000	6,630.00	132,600,000	
大 庄	16,900	1,149.00	19,418,100	
タキヒヨー	6,900	1,085.00	7,486,500	4,800
ファーストリテイリング	198,600	33,880.00	6,728,568,000	
ソフトバンクグループ	2,064,700	6,802.00	14,044,089,400	873,800
蔵王産業	4,100	2,507.00	10,278,700	400
スズケン	128,800	4,153.00	534,906,400	
サンドラッグ	167,600	4,250.00	712,300,000	19,100
サックスパー ホールディングス	53,900	911.00	49,102,900	900
ジェコス	14,800	953.00	14,104,400	
ヤマザワ	5,400	1,260.00	6,804,000	
やまや	5,200	2,798.00	14,549,600	
グローセル	54,700	424.00	23,192,800	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
ベルーナ	121,900	679.00	82,770,100	84,200
合計	623,902,838		1,354,594,589,410	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】(2023年7月末現在)

「iシェアーズ・コア TOPIX ETF」

I 資産総額	1,536,471,690,900円
II 負債総額	150,957,041,492円
III 純資産総額(I - II)	1,385,514,649,408円
IV 発行済数量	576,864,456口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	2,401.80円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 2 投資者に対する特典

該当事項はありません。

### 3 受益権の譲渡

- (1) 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者が譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) (1)の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 6 信託終了時の交換

償還時に受益権と引換えに交換される株式は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において信託財産における交換の計上が行われた受益権に係る投資者を除きます。）に交付します。

### 7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付および信託終了時の株式の交換等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがつて取扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| ① 資本金                 | 3,120百万円    |
| ② 発行する株式の総数           | 36,000株     |
| ③ 発行済株式の総数            | 15,000株     |
| ④ 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

##### (2) 委託会社の機構

###### ① 経営の意思決定機構

###### <株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

###### <取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

###### <エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

###### ② 運用の意思決定機構

###### 投資委員会

- ・投資委員会にて運用に係る投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

###### 運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

###### ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

###### リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2023年7月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	196	11,220,168
単位型株式投資信託	73	452,082
合計	269	11,672,250

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### 3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年 2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 水野 龍也

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の実質的責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実質的責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第35期 (2021年12月31日現在)	第36期 (2022年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	17,813	18,002
立替金	16	50
前払費用	223	260
未収入金 ※2	527	2
未収委託者報酬	2,017	1,751
未収運用受託報酬	2,244	2,880
未収収益 ※2	981	570
その他流動資産	2	-
流動資産計	23,827	23,520
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備 ※1	789	744
器具備品 ※1	575	553
有形固定資産計	1,364	1,297
無形固定資産		
ソフトウェア	10	12
無形固定資産計	10	12
投資その他の資産		
投資有価証券	50	39
長期差入保証金	1,118	1,125
前払年金費用	1,001	1,084
長期前払費用	12	9
繰延税金資産	889	898
投資その他の資産計	3,072	3,156
固定資産計	4,448	4,465
資産合計	28,275	27,986

(単位：百万円)

	第35期 (2021年12月31日現在)	第36期 (2022年12月31日現在)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	143	143
未払金 ※2		
未払収益分配金	4	4
未払償還金	70	70
未払手数料	459	421
その他未払金	2,991	1,995
未払費用 ※2	760	626
未払消費税等	272	172
未払法人税等	402	384
為替予約	-	4
前受金	166	276
賞与引当金	2,156	1,778
役員賞与引当金	203	149
早期退職慰労引当金	-	326
流動負債計	7,630	6,355
固定負債		
退職給付引当金	82	92
資産除去債務	784	961
固定負債計	866	1,053
負債合計	8,497	7,409
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,470	10,276
利益剰余金合計	9,807	10,612
株主資本合計	19,775	20,580
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3	△3
評価・換算差額等合計	3	△3
純資産合計	19,778	20,576
負債・純資産合計	28,275	27,986

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

		第35期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6,653	6,484
運用受託報酬	※1	8,355	8,687
その他営業収益	※1	14,536	16,110
営業収益計		29,546	31,281
営業費用			
支払手数料		1,534	1,551
広告宣伝費		170	188
調査費			
調査費		298	360
委託調査費	※1	4,326	4,677
調査費計		4,625	5,037
委託計算費		94	106
営業雑経費			
通信費		51	86
印刷費		95	87
諸会費		39	47
営業雑経費計		187	222
営業費用計		6,611	7,106
一般管理費			
給料			
役員報酬		579	915
給料・手当		5,106	5,934
賞与		2,616	2,360
給料計		8,302	9,209
退職給付費用		352	463
福利厚生費		1,073	1,109
事務委託費	※1	3,360	3,699
交際費		11	34
寄付金		-	1
旅費交通費		24	123
租税公課		260	285
不動産賃借料		902	901
水道光熱費		53	76
固定資産減価償却費		426	441
資産除去債務利息費用		0	0
事務過誤取引損		519	3
諸経費		348	431
一般管理費計		15,638	16,782
営業利益		7,296	7,392



(単位：百万円)

	第35期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
営業外収益		
為替差益	102	53
その他	1	3
営業外収益計	103	57
営業外費用		
有価証券売却損	-	2
固定資産除却損	0	-
その他	-	0
営業外費用計	0	2
経常利益	7,398	7,448
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	0	362
特別損失計	0	362
税引前当期純利益	7,398	7,085
法人税、住民税及び事業税	2,415	2,485
法人税等調整額	△0	△5
当期純利益	4,984	4,605

### (3) 【株主資本等変動計算書】

第35期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2021年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,386	10,723	20,691	3	3	20,694
当期変動額											
剰余金の配当						△5,900	△5,900	△5,900			△5,900
当期純利益						4,984	4,984	4,984			4,984
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△915	△915	△915	0	0	△915
2021年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	9,470	9,807	19,775	3	3	19,778

第36期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2022年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	9,470	9,807	19,775	3	3	19,778
当期変動額											
剰余金の配当						△3,800	△3,800	△3,800			△3,800
当期純利益						4,605	4,605	4,605			4,605
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									△7	△7	△7
当期変動額合計	-	-	-	-	-	805	805	805	△7	△7	798
2022年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	△3	△3	20,576

## 注 記 事 項

### [重要な会計方針]

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

##### その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

#### 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金の計上方法

##### ① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

##### ② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

##### ③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

##### (3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益および成功報酬を稼得しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

#### (会計方針の変更)

##### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前会計期間に係る「注記事項(収益認識関係)」については記載しておりません。

##### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前会計期間に係るものについては記載しておりません。

#### (未適用の会計基準等)

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会)

##### (1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

##### (2) 適用予定日

2023年12月期の期首より適用予定であります。

##### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
建物附属設備	2,246 百万円	2,488 百万円
器具備品	1,470 百万円	1,662 百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
未収入金	524 百万円	- 百万円
未収収益	377 百万円	186 百万円
その他未払金	1,940 百万円	1,982 百万円
未払費用	112 百万円	55 百万円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
運用受託報酬	249 百万円	224 百万円
その他営業収益	6,036 百万円	6,692 百万円
委託調査費	1,178 百万円	1,869 百万円
事務委託費	1,204 百万円	1,351 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式 (株)	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 株主総会決議	普通株式	5,900	393,333	2020年12月31日	2021年3月30日

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月31日 株主総会決議	普通株式	3,800	253,333	2021年12月31日	2022年3月31日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
1年以内	835 百万円	726 百万円
1年超	—	1,938 百万円
合計	835 百万円	2,665 百万円

(注) 前事業年度における未経過リース料には、解約損害金が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 (2021年12月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	17,813	17,813	—
(2) 未収委託者報酬	2,017	2,017	—
(3) 未収運用受託報酬	2,244	2,244	—
(4) 未収収益	981	981	—
(5) 未収入金	527	527	—
(6) 長期差入保証金	1,118	1,119	0
資産計	24,703	24,704	0
(1) 未払手数料	459	459	—
(2) 未払費用	760	760	—
(3) その他未払金	2,991	2,991	—
負債計	4,210	4,210	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益及び(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。



(6) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用及び(3) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	17,813	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	2,017	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,244	—	—	—
(4) 未収収益	981	—	—	—
(5) 未収入金	527	—	—	—
合計	23,584	—	—	—

当事業年度 (2022年12月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	1,125	1,077	△47

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度 (2022年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	18,002	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,751	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,880	—	—	—
(4) 未収収益	570	—	—	—
(5) 未収入金	2	—	—	—
合計	23,209	—	—	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

当事業年度 (2022年12月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	1,077	-	1,077

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,149
勤務費用	322
利息費用	20
数理計算上の差異の発生額	188
退職給付の支払額	△94
過去勤務費用の発生額	0
退職給付債務の期末残高	2,588

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
年金資産の期首残高	3,313
期待運用収益	9
数理計算上の差異の発生額	17
事業主からの拠出額	359
退職給付の支払額	△94
年金資産の期末残高	3,606

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表  
(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,505
年金資産	△3,606
非積立型制度の退職給付債務	△1,100
未積立退職給付債務	82
未認識数理計算上の差異	△1,018
未認識過去勤務費用	65
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33
退職給付引当金	△919
前払年金費用	82
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,001
	△919

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
勤務費用	322
利息費用	20
期待運用収益	△9
数理計算上の差異の費用処理額	△59
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	△3
特別退職金	270
合計	0
	270

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式13%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	0.3%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、80百万円 でありました。

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,588
勤務費用	392
利息費用	17
数理計算上の差異の発生額	△78
退職給付の支払額	△116
過去勤務費用の発生額	0
退職給付債務の期末残高	2,803

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
年金資産の期首残高	3,606
期待運用収益	3
数理計算上の差異の発生額	△573
事業主からの拠出額	448
退職給付の支払額	△116
年金資産の期末残高	3,368

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2022年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,710
年金資産	△3,368
	△657
非積立型制度の退職給付債務	92
未積立退職給付債務	△565
未認識数理計算上の差異	△455
未認識過去勤務費用	29
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△991
退職給付引当金	92
前払年金費用	△1,084
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△991

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
勤務費用	392
利息費用	17
期待運用収益	△3
数理計算上の差異の費用処理額	△27
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	375
特別退職金	362
合計	738

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2022年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券88%、株式11%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	0.1%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円 でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	161	140
賞与引当金	660	544
資産除去債務	240	294
未払事業税	89	83
早期退職慰労引当金	-	99
退職給付引当金	25	28
有形固定資産	1	0
その他	78	121
繰延税金資産合計	1,257	1,312
繰延税金負債		
退職給付引当金	△306	△331
資産除去債務に対応する除去費用	△59	△82
その他	△1	-
繰延税金負債合計	△367	△414
繰延税金資産の純額	889	898

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	889	898

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
	法定実効税率	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0	3.9
その他	0.0	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6 %	35.0 %



### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### 1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%~0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が前回見積算出時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.72%で割り引き、変更前の資産除去債務に176百万円加算しております。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
期首残高	783	784
見積りの変更による増加額	-	176
時の経過による調整額	0	0
期末残高	784	961

### (収益認識関係)

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
委託者報酬	6,484 百万円
運用受託報酬	7,644 百万円
成功報酬 (注)	1,042 百万円
その他営業収益	16,110 百万円
合計	31,281 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

#### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,653	8,355	14,536	29,546

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
14,396	13,081	2,067	29,546

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,285	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4,259	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,484	8,687	16,110	31,281

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
14,721	13,745	2,813	31,281

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,917	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4,287	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等  
前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	249	未収収益	377
							受入手数料	6,036		
							委託調査費	1,178	未払費用	112
							事務委託費	1,204		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税の 個別帰属額	1,940	その他未払金	1,940

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	224	未収収益	186
							受入手数料	6,692		
							委託調査費	1,869		
							事務委託費	1,351		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税の 個別帰属額	1,982	その他未払金	1,982

- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	4,259	未収収益	321
							委託調査費	282		
							事務委託費	20		

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	4,287	未収収益	180
							委託調査費	35		
							事務委託費	12		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (非上場)

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 (非上場)

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	1,318,566 円 41 銭	1,371,780 円 88 銭
1株当たり当期純利益金額	332,267 円 26 銭	307,029 円 07 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
当期純利益 (百万円)	4,984	4,605
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,984	4,605
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

## 【中間財務諸表】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自2023年1月1日 至2023年6月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

### 3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年8月31日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 龍也

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。



## (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		中間会計期間末 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	※2	14,894
立替金		83
前払費用		208
未収入金		21
未収委託者報酬		1,869
未収運用受託報酬		1,940
未収収益		1,823
流動資産計		20,840
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1	610
器具備品	※1	517
有形固定資産計		1,127
無形固定資産		
ソフトウェア		14
無形固定資産計		14
投資その他の資産		
投資有価証券		49
長期差入保証金		1,122
前払年金費用		1,115
長期前払費用		10
繰延税金資産		257
投資その他の資産計		2,554
固定資産計		3,697
資産合計		24,537

(単位：百万円)

中間会計期間末  
(2023年6月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	186
未払金	
未払収益分配金	5
未払償還金	70
未払手数料	424
その他未払金	105
未払費用	669
未払消費税等	148
未払法人税等	786
前受金	383
賞与引当金	814
役員賞与引当金	62
早期退職慰労引当金	43
為替予約	2
流動負債計	3,703
固定負債	
退職給付引当金	93
資産除去債務	962
固定負債計	1,055
負債合計	4,759
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,120
資本剰余金	
資本準備金	3,001
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,847
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	9,474
利益剰余金合計	9,810
株主資本合計	19,777
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等合計	△0
純資産合計	19,777
負債・純資産合計	24,537

## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
営業収益	
委託者報酬	3,194
運用受託報酬	4,085
その他営業収益	8,884
営業収益計	16,164
営業費用	
支払手数料	758
広告宣伝費	35
調査費	
調査費	174
委託調査費	2,363
調査費計	2,537
委託計算費	55
営業雑経費	
通信費	37
印刷費	37
諸会費	27
営業雑経費計	102
営業費用計	3,490
一般管理費	
給料	
役員報酬	558
給料・手当	2,975
賞与	1,408
給料計	4,941
退職給付費用	241
福利厚生費	603
事務委託費	1,943
交際費	23
旅費交通費	82
租税公課	138
不動産賃借料	453
水道光熱費	41
固定資産減価償却費	※1 242
資産除去債務利息費用	1
諸経費	196
一般管理費計	8,909
営業利益	3,764

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
営業外収益	
受取配当金	0
受取利息	0
為替差益	107
雑益	0
その他	0
営業外収益計	108
営業外費用	
支払利息	0
営業外費用計	0
経常利益	3,872
特別利益	
特別利益計	-
特別損失	
特別退職金	45
特別損失計	45
税引前中間純利益	3,826
法人税、住民税及び事業税	688
法人税等調整額	639
中間純利益	2,497

## (3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	△3	△3	20,576
当中間期変動額											
剰余金の配当						△3,300	△3,300	△3,300			△3,300
中間純利益						2,497	2,497	2,497			2,497
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									3	3	3
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△802	△802	△802	3	3	△798
当中間期末残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	9,474	9,810	19,778	△0	△0	19,777

注 記 事 項  
(重要な会計方針)

項 目	中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	<p>時価法を採用しております。</p>
3. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金の計上方法</p> <p>① 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p>② 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。</p> <p>③ 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>

	<p>(4) 役員賞与引当金の計上方法  役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(5) 早期退職慰労引当金の計上方法  早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
<p>5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益および成功報酬を稼得しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。</p> <p>運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。</p> <p>その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。</p> <p>成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。</p>
<p>7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>グループ通算制度の適用  当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。</p>

(会計方針の変更)

中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日
(時価の算定に関する会計基準等の適用) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日
(グループ通算制度の適用) 当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間 2023年6月30日	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	2,624百万円
器具備品	1,767百万円
※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500百万円
借入実行残高	-
差引額	3,500百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	240百万円
無形固定資産	2百万円



(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間  
自 2023年1月 1日  
至 2023年6月30日

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	15,000	—	—	15,000
合計	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月31日 株主総会決議	普通株式	3,300	220,000	2022年12月31日	2023年3月31日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

中間会計期間  
自 2023年1月 1日  
至 2023年6月30日

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	487百万円
1年超	1,782百万円
合計	2,270百万円

(金融商品関係)

中間会計期間  
自 2023年1月 1日  
至 2023年6月30日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制を敷いております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、金額的重要性が低いと判断するものは含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	1,122	1,103	△19

(注1)

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	1,103	-	1,103

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、当該保証金の回収までの期間を基にリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

なお、当該時価は帳簿価額と近似していることから長期差入保証金は当該帳簿価額によって計上しております。

(資産除去債務関係)

中間会計期間	
自 2023年1月 1日	
至 2023年6月30日	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要	当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%~0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	961 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 百万円
時の経過による調整額	1 百万円
中間会計期間末残高	<u>962 百万円</u>

(収益認識関係)

中間会計期間	
自 2023年1月 1日	
至 2023年6月30日	
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報	
委託者報酬	3,194 百万円
運用受託報酬	3,989 百万円
成功報酬 (注)	95 百万円
その他営業収益	8,884 百万円
合計	<u>16,164 百万円</u>
	(注) 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。	
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しています。	

(セグメント情報等)

中間会計期間  
自 2023年1月 1日  
至 2023年6月30日

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスに関する情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,194	4,085	8,884	16,164

(2) 地域に関する情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
7,086	7,451	1,626	16,164

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	3,625	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,477	投資運用業

(1 株当たり情報)

中間会計期間	
自 2023年1月 1日	
至 2023年6月30日	
1 株当たり純資産額	1,318,516円64銭
1 株当たり中間純利益	166,533円13銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純利益	2,497百万円
1 株当たり中間純利益の算定に 用いられた普通株式に係る中間純利益	2,497百万円
期中平均株式数	15,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

## 追加型証券投資信託

i シェアーズ・コア TOPIX ETF

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社



追加型証券投資信託  
i シェアーズ・コア TOPIX ETF

－ 運用の基本方針 －

約款第23条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてTOPIX（配当込み）（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資対象有価証券は、主として対象指数に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式とします。

(2) 投資態度

- ① 対象指数の動きと高位に連動することを目指した運用を行いません。
- ② 次の場合には、組入銘柄の調整を行なう場合があります。
  - ・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の指数採用株数の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
  - ・対象指数の計算方法が変更された場合
  - ・この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合
  - ・その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。
- ③ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、この投資信託の当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。
- ② 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）または店頭売買有価証券登録原簿に登録（登録予定を含みます。）されている銘柄のうち、対象指数に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ③ 外貨建資産への投資は、原則、行ないません。
- ④ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を約款第26条で規定する範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ⑤ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）を行ないません。

- I 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- II 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
- III 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

### 3. 収益分配方針

年2回の毎決算時（原則として2月9日および8月9日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。

### 4. その他のこの投資信託の特色

- ① 受益権を上場します。
- ② 受益権の取得・交換は委託者が指定する「クリエーション・ユニット」と呼ばれる単位の整数倍によって行なわれます。「クリエーション・ユニット」とは、受益権の取得・交換を行なうために委託者が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

追加型証券投資信託  
i シェアーズ・コア TOPIX ETF  
約 款

[信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託]

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

[信託の目的および金額相当額]

第2条 委託者は、金1,000億円相当の有価証券および金銭を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

[信託金の限度額]

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円相当の有価証券および金銭を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第55条第1項および第2項、第57条第1項、第58条第1項、第60条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。

[受益権の取得申込の勧誘の種類]

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

[金融商品取引所への上場]

第6条 委託者は、この信託の受益権について、本約款付表に定める金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、上場されるものとします。

- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう当該受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

[用語の定義]

第7条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

1. 「純資産総額」とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

2. 「資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。
3. 「基準価額」とは、純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
4. 「配当等収益」とは、受取配当金、配当株式、受取利息およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。

#### [当初の受益者]

第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、TOPIX（配当込み）（以下「対象指数」といいます。）を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

#### [受益権の分割および再分割]

第9条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については1,000億円相当口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第11条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### [当初受益権の価額]

第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日の東証株価指数（TOPIX）の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。

#### [追加信託の設定]

第11条 追加信託の設定は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、クリエイション・ユニットの整数倍を乗じた額に相当する有価証券および金銭をもって行なわれます。

#### [追加信託財産の計理処理]

第12条 追加信託財産は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

#### [受益権と株式の交換の計理処理]

第13条 第47条に定める受益権と株式の交換にあつては、クリエイション・ユニットを構成する口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する株式の時価の合計との差額を発生させないために、クリエイション・ユニットを調整します。

#### [信託日時の異なる受益権の内容]

第14条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### [受益権の帰属と受益証券の不発行]

第15条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）

す。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第9条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

#### [受益権の設定に係る受託者の通知]

第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨を通知するものとします。

- ② 受託者は、追加信託に係るPCFについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該PCFの委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該PCFについての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

#### [受益権の申込単位および申込価額]

第17条 委託者は、指定参加者(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。)をいいます。以下同じ。)および指定参加者が指定する一定口数以上の取得申込を行なう者(以下「取得申込者」といいます。)に対し、第9条第1項の規定により分割される受益権の取得申込に応ずることができるものとします。

- ② 指定参加者は、第9条第1項の規定により分割される受益権の取得申込を取り次ぐことができるものとします。
- ③ 委託者は、PCFを取得申込日の前営業日に指定参加者に提示します。
- ④ 指定参加者は、指定参加者が取得申込みを取次ぐ取得申込者にPCFを提示します。
- ⑤ 第1項の場合、委託者は取得申込日の本約款付表に定める時刻までに対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭と交換でクリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込みを受付けます。
- ⑥ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。なお、指定参加者は、個別に定める取次ぎ手数料および当該取次ぎ手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。
  1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)
  2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得

ない事情が生じたものと認めたとき

3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
  4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
  5. 対象指数構成銘柄の売買停止日
  6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑧ 第1項の規定にかかわらず、第5項に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは取得申込者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは取得申込者はこれに代えて当該株式に相当する金銭およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭をもって当該一定口数の受益権を取得するものとします。また、第5項に規定する各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するものとします。
- ⑨ 前項に該当する場合には、指定参加者は、委託者にその旨を委託者が別に定める方法により通知するものとします。この通知が取得申込の際に行なわれなかった場合において、信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。
- ⑩ 委託者は、第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第5項の規定にかかわらず、取得申込みに係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みに応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。
- ⑪ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるPCFの委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。
- ⑫ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、第5項の規定にかかわらず、受益権の取得申込みの受付の停止およびすでに受付けた取得申込みの取消またはその両方を行なうことができます。
- ⑬ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の午後3時以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の午後3時までに委託者に取り消し

の申出を行ない、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。

- ⑭ 指定参加者は、委託者の指定する期限（以下「引渡期限」といいます。）までに当該取得申込みに必要な株式および金銭を受託者に引渡すものとします。
- ⑮ 委託者は、指定参加者が受託者に引渡そうとする株式の評価額が取得申込みに係るクリエイション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエイション・ユニットを調整することとします。
- ⑯ 指定参加者は、指定参加者もしくは取得申込者が委託者に引渡すべき取得時のクリエイション・ユニットを構成する各銘柄および金銭の全部または一部の引渡し（以下「全部または一部の引渡し」といいます。）を引渡期限までに行なうことが困難であると判断した場合、直ちに、委託者および受託者にこれを通知するものとします。
- ⑰ 委託者は、前項の通知を踏まえ、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託者が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受け取った取得申込みの取消しを行なうことができます。
- ⑱ 前項において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

#### [受益権の譲渡に係る記載または記録]

第18条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### [受益権の譲渡の対抗要件]

第19条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### [投資の対象とする資産の種類]

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (イ) 有価証券
  - (ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条および第28条に定めるものに限りません。）
  - (ハ) 金銭債権（預金、コール・ローンを含み（イ）および（ニ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - (ニ) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ) 為替手形

[運用の指図範囲]

第21条 委託者は、信託財産を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。



- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### [利害関係人等との取引等]

- 第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第26条から第28条、第31条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第26条から第28条、第31条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### [運用の基本方針]

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行ないます。

#### [運用の権限委託]

第24条 第26条に規定する株式の貸付を行なう場合、委託者は、株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を次の者に委託します。

商 号：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ。  
 (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)

所在の場所：米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市

- ② 株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第43条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者および当該委託を受けた者との間で別に定めるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限を行使した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合等には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

#### [投資する株式の範囲]

第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### [株式の貸付の指図および範囲]

第26条 委託者(第24条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。)は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産の保有する株式の時価合計額を越えないこととします。
- ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### [先物取引等の指図および範囲]

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### [スワップ取引の指図および範囲]

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[デリバティブ取引等に係る投資制限]

第29条 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

[信用リスク集中回避のための投資制限]

第30条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうものとします。

[信用取引の指図および範囲]

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の交換等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、第1項の取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[信託業務の委託等]

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  - 1. 信託財産の保存に係る業務
  - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

#### 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

##### [混蔵寄託]

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

##### [信託財産の登記等および記載等の留保等]

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

##### [有価証券等の売却の指図]

第35条 委託者は、信託財産に属する有価証券等の売却等の指図ができます。

##### [再投資の指図]

第36条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

##### [損益の帰属]

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

##### [受託者による資金の立替え]

第38条 信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金、その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

##### [信託の計算期間]

第39条 この信託の計算期間は、毎年2月10日から8月9日まで、および8月10日から翌年2月9日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成28年8月9日ま

でとし、最終計算期間の終了日は第4条ただし書きの規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

#### [信託財産に関する報告等]

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### [信託事務の諸費用]

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 前2項に定める費用のほか、以下の費用（当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。
  1. 受益権の上場に係る費用
  2. 対象指数についての商標の使用料
- ④ 委託者は、前項に定める費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ⑤ 前項において費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 前2項において費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### [信託報酬等の総額]

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、信託契約締結日から第1計算期間終了日までの期間は年10,000分の2.5以内の率を乗じて得た額とし、第2計算期間開始日以降は年10,000分の4.5以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の報酬額は、第1計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### [有価証券の貸付に係る報酬]

第43条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、

有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。委託者および受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。

#### [収益の分配方式]

第44条 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、信託の計算期間ごとに、信託報酬ならびに第41条各項の諸費用およびこれらに係る消費税等（以下、本条において「経費」といいます。）の額の合計額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができる。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

- ② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後、次期に繰越します。
1. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換差益金
  2. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換差損金

#### [受益者名簿の作成と名義登録]

第45条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第8条の受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号もしくは法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。次項において同じ。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

- ② 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。
- ③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第1項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行なうことができます。
- ④ 前項に規定する名義登録は、第39条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

#### [収益分配金の支払い]

第46条 収益分配金は、計算期間終了日において第45条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、当該名義登録受益者に支払います。

- ② 前項に規定する収益分配金の支払いは、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名

義登録受益者が予め指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が、第45条第3項に規定する会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

- ③ 受託者は、収益分配金の支払いについて、第45条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

[収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責]

第47条 受託者は、第46条第2項に規定する支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[収益分配金ならびに信託終了時の交換有価証券等および買取代金に関する時効]

第48条 受益者が、収益分配金については第46条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

- ② 受益者が、信託終了による交換による有価証券および金銭については信託終了日から、買取についてはその支払開始日から、それぞれ10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

[交換請求]

第49条 指定参加者および指定参加者が指定する一定口数以上の交換請求を行なう受益者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託者または指定参加者に対し、交換請求受付日の委託者が本約款付表に記載する時刻までに、受益権の価額に相当する株式を時価評価した金額の合計の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権と、当該株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

- ② 指定参加者は、受益権の交換請求を取り次ぐことができるものとします。
- ③ 委託者は、PCFを交換請求受付日の前営業日に指定参加者に提示します。
- ④ 指定参加者は、指定参加者が交換請求を取次ぐ交換請求者にPCFを提示します。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。
1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
  2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
  3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
  4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
  5. 対象指数構成銘柄の売買停止日
  6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑥ 第1項に定める受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。また、指定参加者は個別に定める取次ぎ手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第50条

第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれず、なお、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。

- ⑧ 受託者は、第50条第1項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第51条に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。
- ⑨ 委託者は、交換しようとする株式の評価額が交換請求に係るクレーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クレーション・ユニットを調整することとします。
- ⑩ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消またはその両方を行なうことができます。
- ⑪ 前項の規定により、交換請求の受付を中止したとき、当該受付中止以前に受付、かつ、委託者が、受付の取消しを行わない場合の交換の価額は、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、第6項の規定に準じて計算されたものとします。
- ⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の午後3時以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の午後3時までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。

#### [交換の指図等]

第50条 指定参加者および交換請求者が1クレーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって委託者または指定参加者に提示して前条第1項の請求を行ない、委託者がその請求を受付けた場合には、委託者は、当該請求に係る受益権と、当該受益権の価額に相当する株式との交換を行なうよう受託者に指図します。

- ② 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行なった指定参加者および交換請求者が、対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。）である場合には、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って得た時価から当該株式売却に係る経費に相当する金額として当該時価総額に別に定める率を乗じて得た額を控除した額とします。
- ③ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に、その権利落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託者は第1項の規定にかかわらず、交換に係る株式のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。
- ④ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとします。受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、第8条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第7項に掲げる交換の請求を受付けた指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を



当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとします。交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行なわれます。

- ⑤ 第2項に該当する場合に指定参加者は交換の請求を行なう際に委託者にその旨を委託者が別に定める方法により通知するものとします。
- ⑥ 前項の通知が交換の請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。
- ⑦ 指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託者の指定する期限までに振替機関に受け付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託者および受託者にこれを通知するものとします。
- ⑧ 委託者は、前項の通知を踏まえ、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託者が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受付けた交換請求を取り消すことができます。
- ⑨ 前項において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じたときには、指定参加者がすべての責を負うものとします。

#### [交換受益権の取扱い]

第51条 委託者は、交換請求日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は当該受益権に係る振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

#### [受益権の買取り]

第52条 指定参加者は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、委託者が本約款付表に記載する時刻までに受付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
  2. 第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき。
- ② 前項の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。
  - ③ 指定参加者は、前2項の規定により受益権の買取りを行なうときは、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
  - ④ 指定参加者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
  - ⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、第2項および第3項の規定に準じて計算されたものとします。

#### [質権口記載または記録の受益権の取扱い]

第53条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受け付け、交換株式の交付および信託終了時の株式の交付等については、この約款

によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

#### [信託の一部解約]

第54条 受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することができません。

#### [信託契約の終了]

第55条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が300万口を下回る事となった場合、もしくはこの信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

1. 第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

2. 対象指数が廃止されたとき

3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第61条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の終了について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託を終了する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

#### [信託終了時の交換等]

第56条 委託者は、この信託が終了することとなったときは、クリエーション・ユニットの整数倍の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。

② 前項の交換は、指定参加者の営業所において行なうものとします。

③ 第1項の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍としま

す。

- ④ 対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、前項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。
- ⑤ 前項の規定により信託財産が買取った受益権については、前項の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行いません。
- ⑥ 指定参加者は、第1項による交換を行なうときは、当該受益者から指定参加者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑦ 第1項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行いません。
- ⑧ 委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
- ⑨ 第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに委託者が信託の終了に関して指定する指定参加者が買取りを行なうことを原則とします。
  1. 第1項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
  2. 第1項におけるクリエーション・ユニットに満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）
- ⑩ 第9項に規定する指定参加者は、前項の買取りを行なうときは、当該指定参加者が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑪ 信託終了に際して、委託者が信託終了に関して指定する指定参加者は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとします。交換により交付される株式に当該指定参加者の自社株式等が含まれる場合には、委託者は受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。

#### [信託契約に関する監督官庁の命令]

- 第57条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第61条の規定に従います。

#### [委託者の登録取消等に伴う取扱い]

- 第58条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第61条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### [委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

- 第59条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

- 第60条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第61条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更等]

- 第61条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

[反対者の買取請求権]

- 第62条 第55条に規定する信託契約の終了または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該終了または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第55条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

[他の受益者の氏名等の開示の請求の制限]

- 第63条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことは

できません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

[公告]

第64条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第65条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成27年10月19日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号  
丸の内トラストタワー本館  
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

付表

1. 約款第6条第1項の本約款付表に定める金融商品取引所は次の通りとします。  
東京証券取引所
2. 約款第17条第5項ならびに第49条第1項および第52条第1項の本約款付表に記載する時刻は「午後3時」とします。
3. 第8条の別に定める清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。